

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理(要約版)

第 73 回中央最低賃金審議会(令和 8 年 6 月 23 日)

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果を踏まえた課題

- (1) 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義が呈されたこと。
- (2) 地域ごとに発効日の大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること。

2 課題(1)「近隣県等との競争や最下位回避の意識」への対応方針について

- (1) 近隣県等との比較だけで最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータ(最新のものを)を総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- (2) 目安額に大幅な上乗せをする場合、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべき。
- (3) 審議日程の延期について、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものであれば、法定3要素に基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要。

3 課題(2)「発効日の大きなばらつき」への対応方針について

- (1) 発効日は、地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から法定発効日が規定されており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、公労使委員間で十分に議論して決定すること。
- (2) 指定日発効とする場合、特に企業側の準備期間を主な理由とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。
また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべき。
- (3) 発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。
- (4) 当年度、指定日発効とした場合、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべき。

4 その他

中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、との意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと、との意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のA B C区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のA B C区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の 60%や平均値の 50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4（1）及び（2）について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料 1

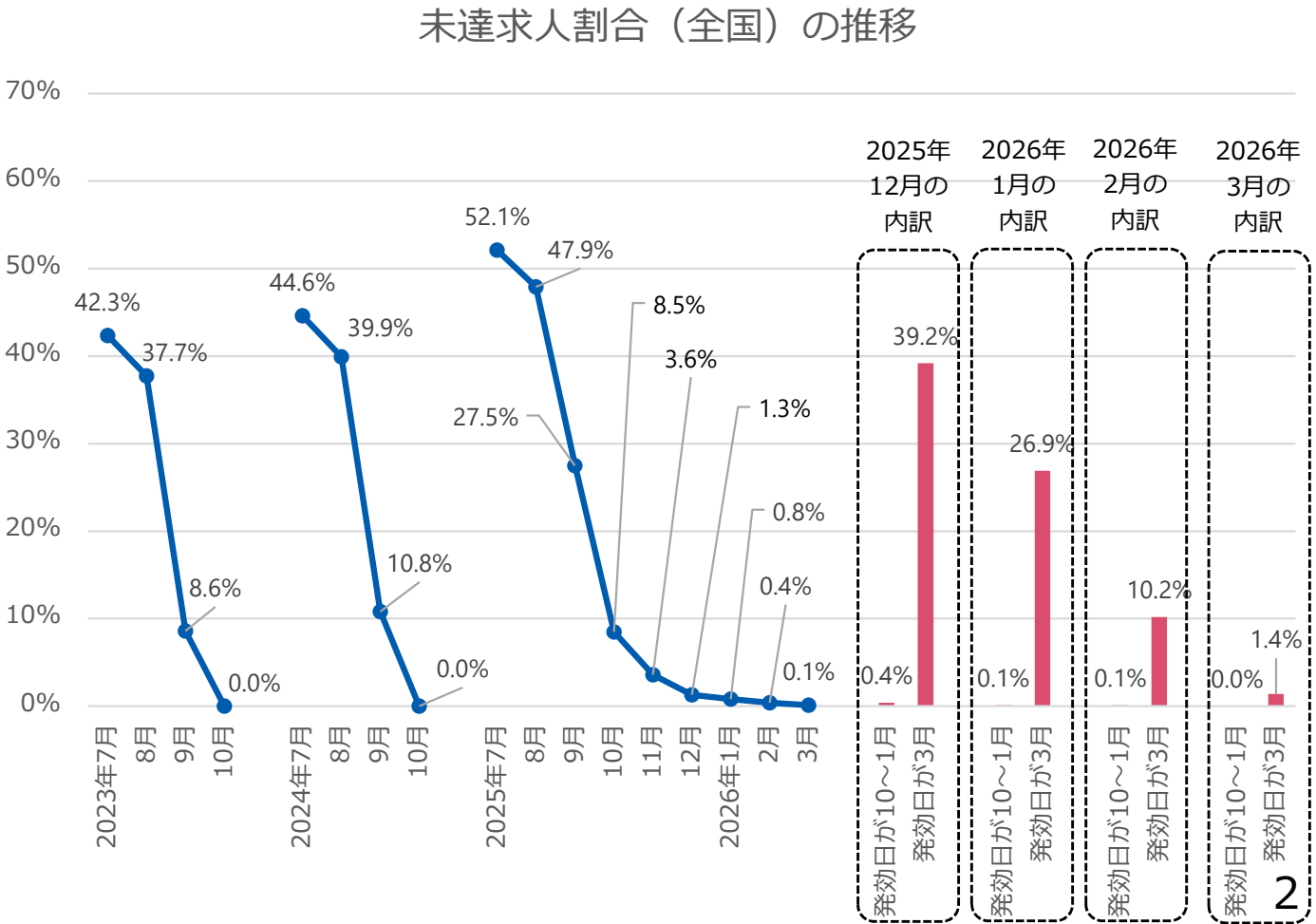
都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日から大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

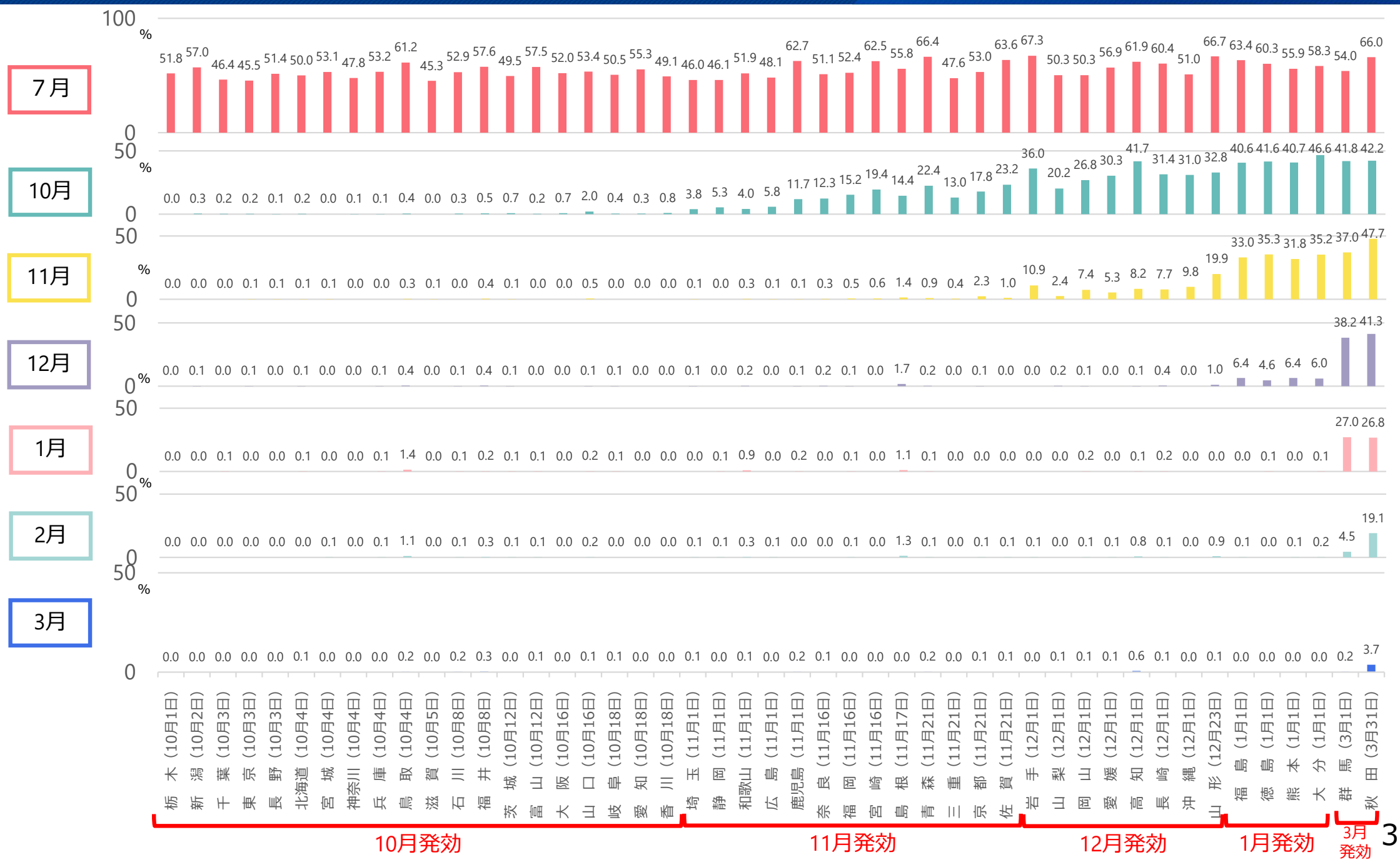
2 発効日について
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合
(2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



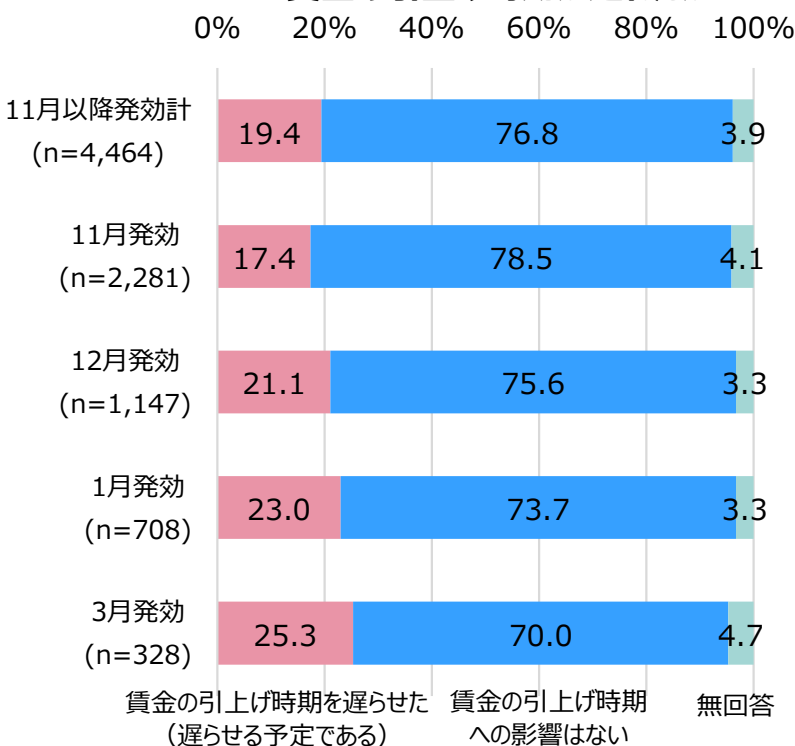
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

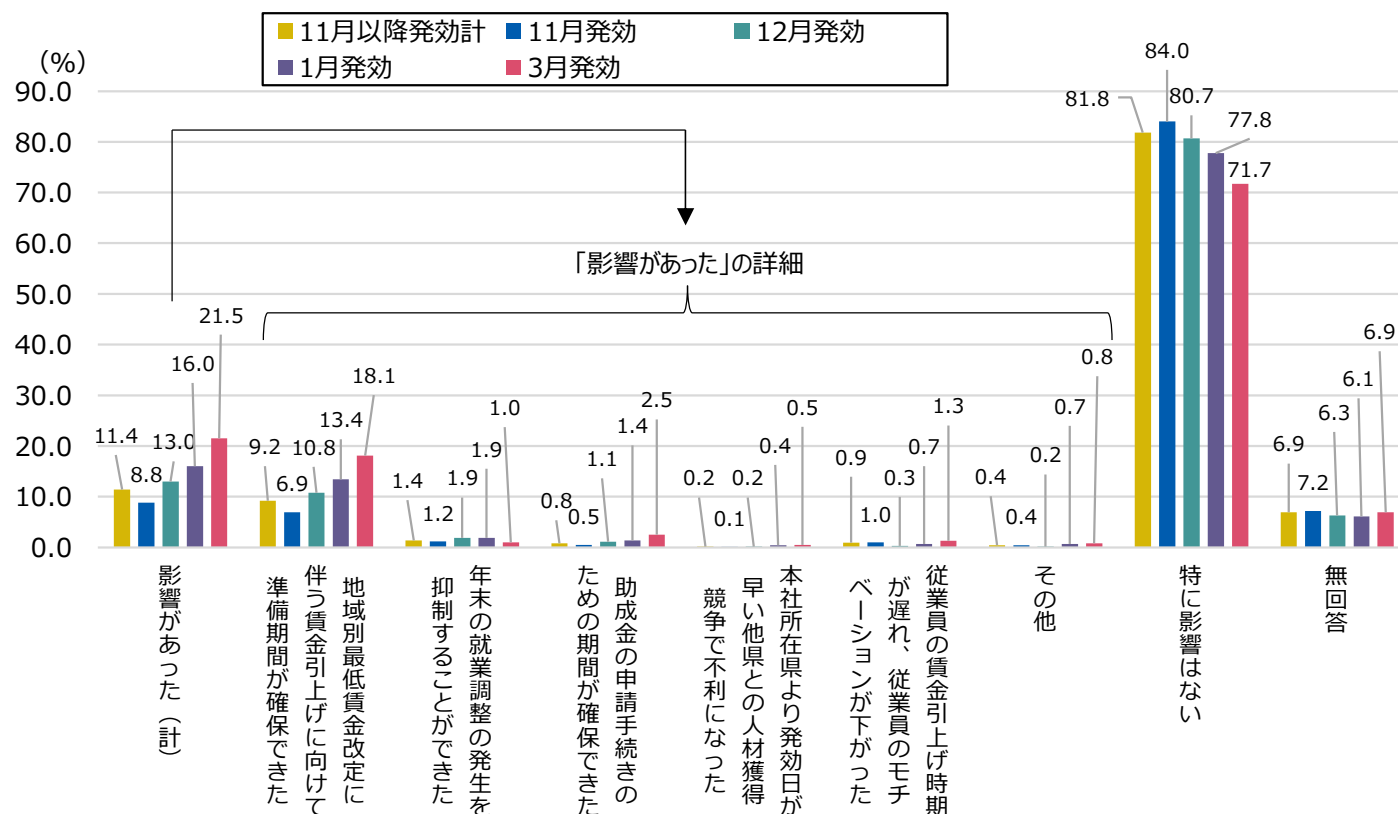
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所）JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、
⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

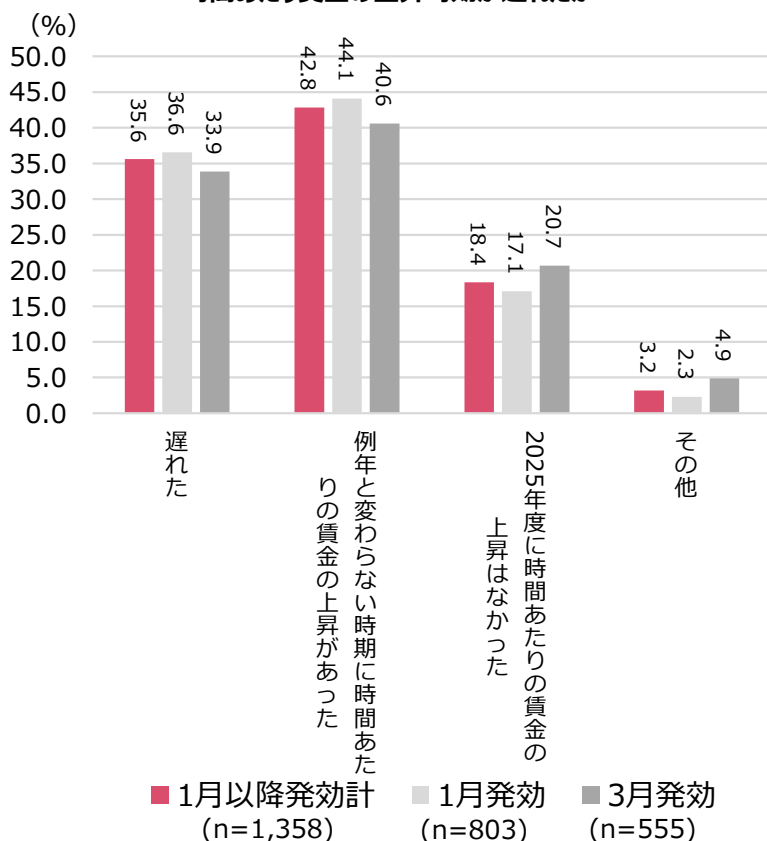
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

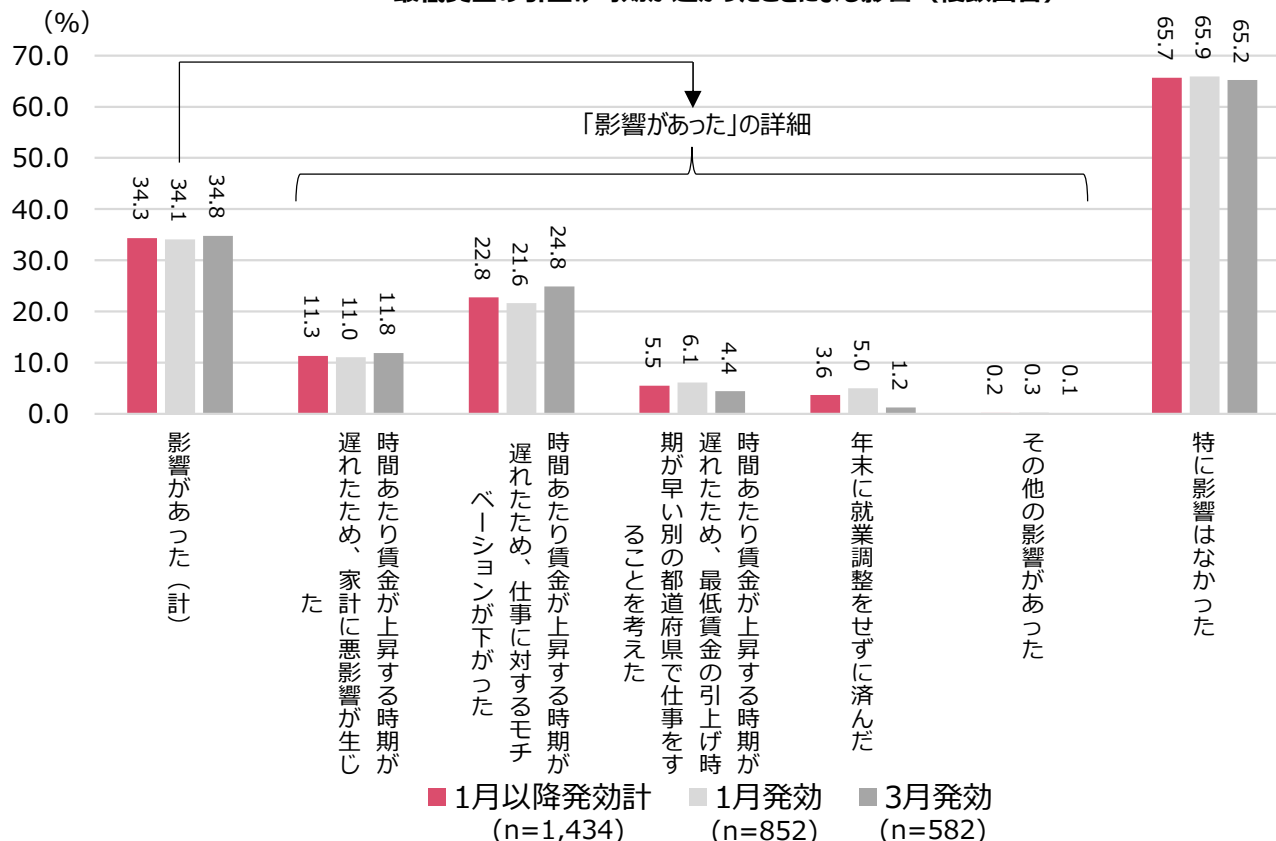
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



「影響があった」の詳細

■ 1月以降発効計 (n=1,434) ■ 1月発効 (n=852) ■ 3月発効 (n=582)

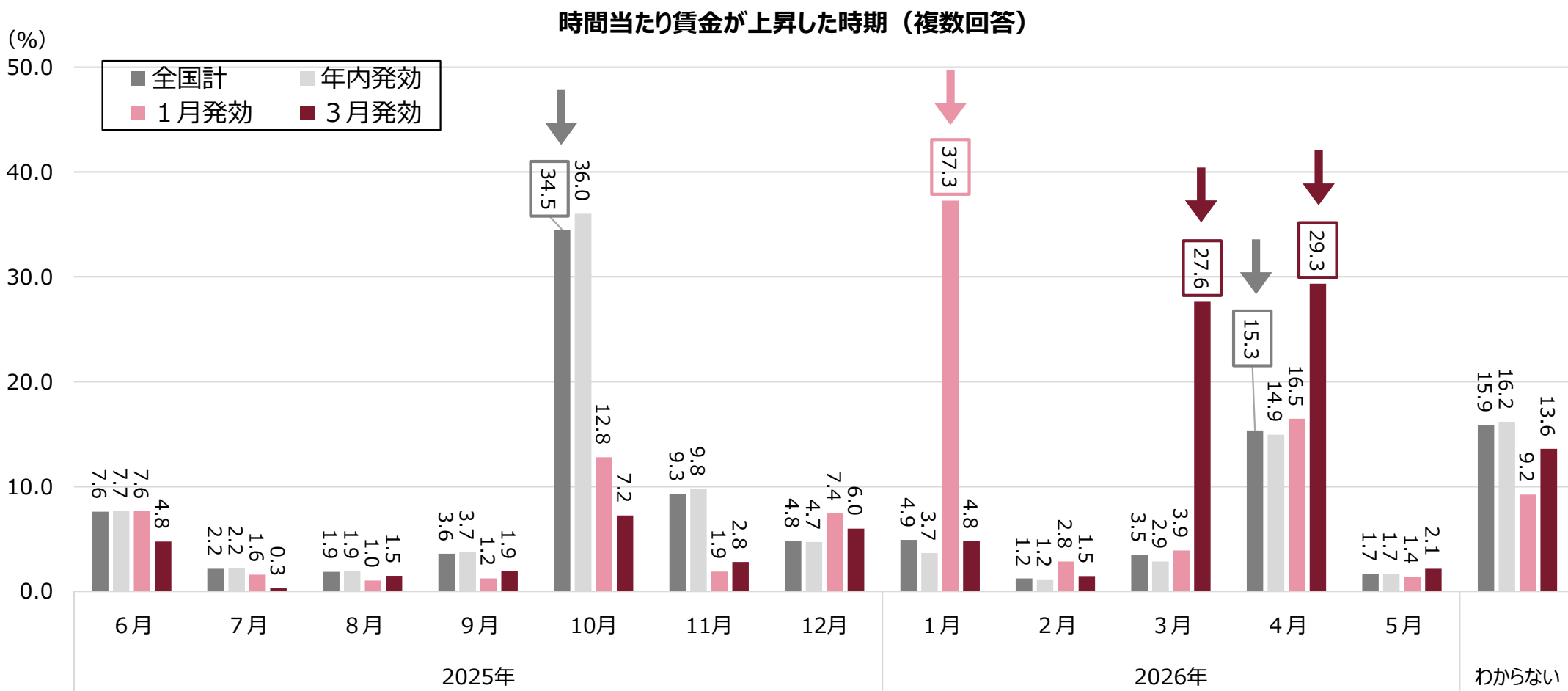
（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（全体の56.3%（復元処理後の集計値））について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

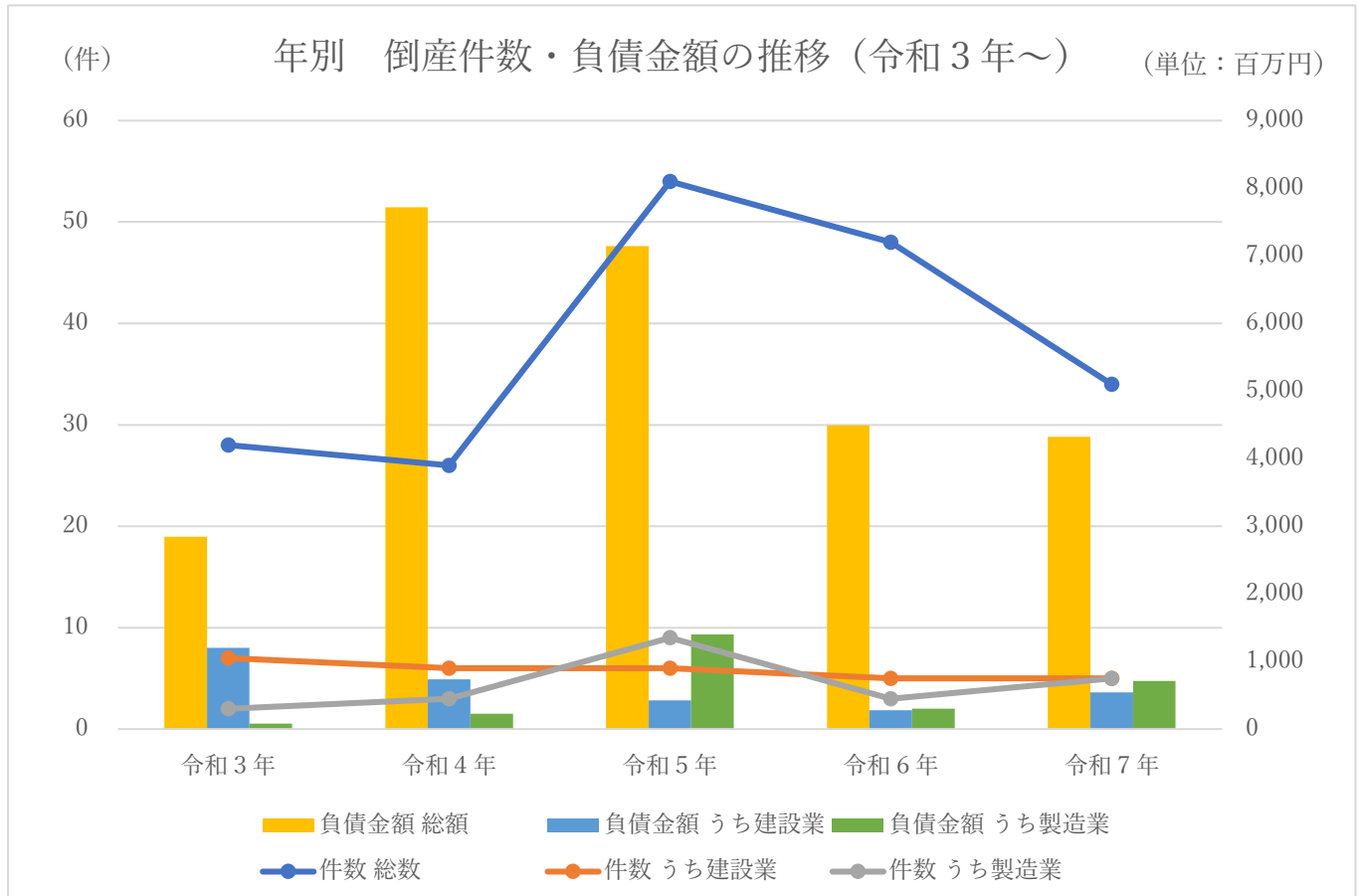
令和 8 年 7 月 14 日

企業倒産に関する資料

		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
件数	総数	28	26	54	48	34
	うち建設業	7	6	6	5	5
	うち製造業	2	3	9	3	5
負債金額 (百万円)	総額	2,846	7,718	7,146	4,495	4,324
	うち建設業	1201	736	426	279	540
	うち製造業	82	226	1400	300	710

表 1 島根県内の企業倒産の状況 年別

グラフ 1 島根県内の企業倒産の状況 年別

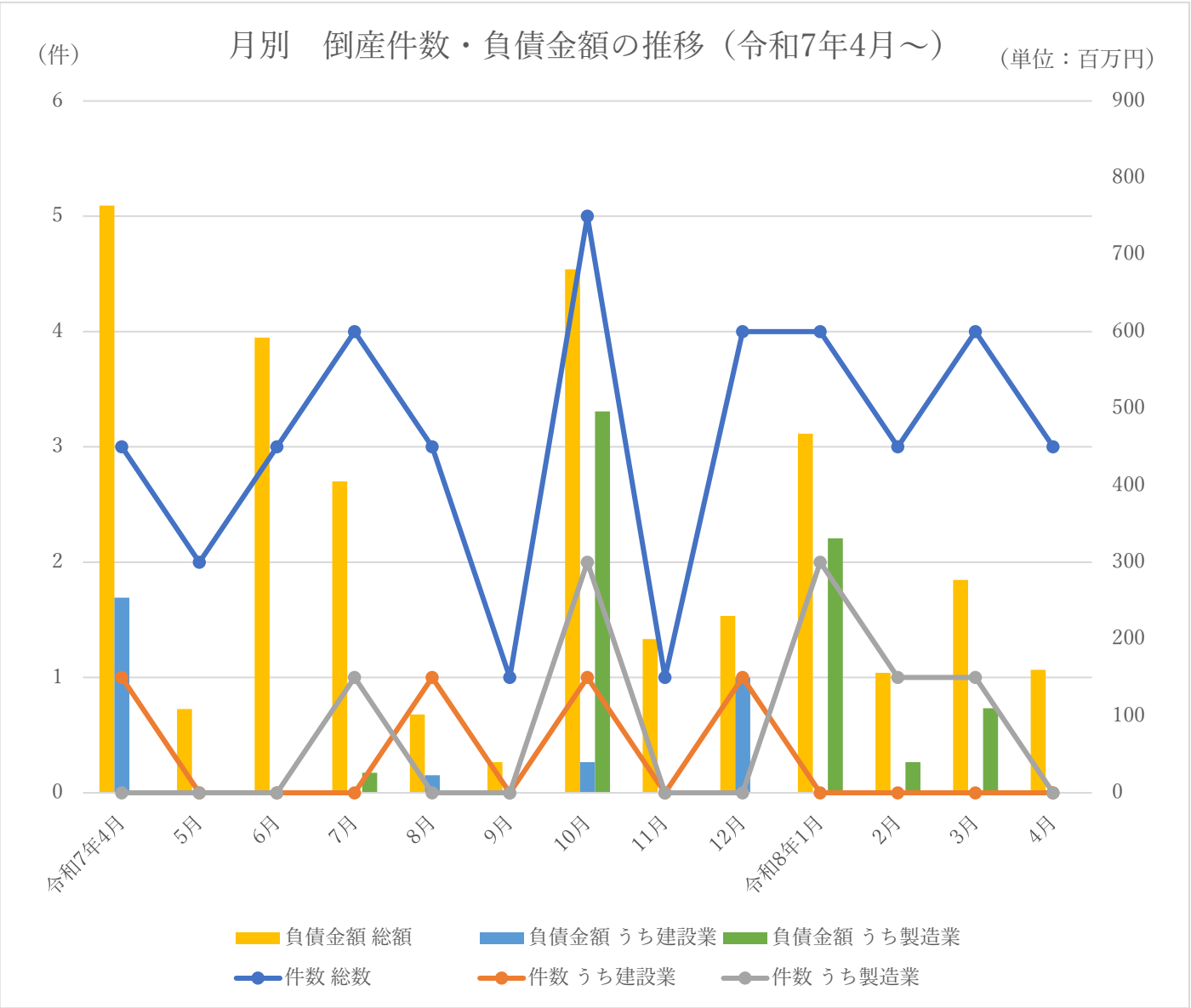


令和 8 年 7 月 14 日

表 2 島根県内の企業倒産の状況 月別

		令和 7 年								令和 8 年				
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
件数	総数	3	2	3	4	3	1	5	1	4	4	3	4	3
	うち建設業	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	うち製造業	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	1	1	0
負債金額	総額	764	109	592	405	102	40	681	200	230	467	156	277	160
	うち建設業	254	0	0	0	23	0	40	0	150	0	0	0	0
	うち製造業	0	0	0	26	0	0	496	0	0	331	40	110	0

グラフ 2 島根県内の企業倒産の状況 月別





足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～5月）

- 2026年5月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

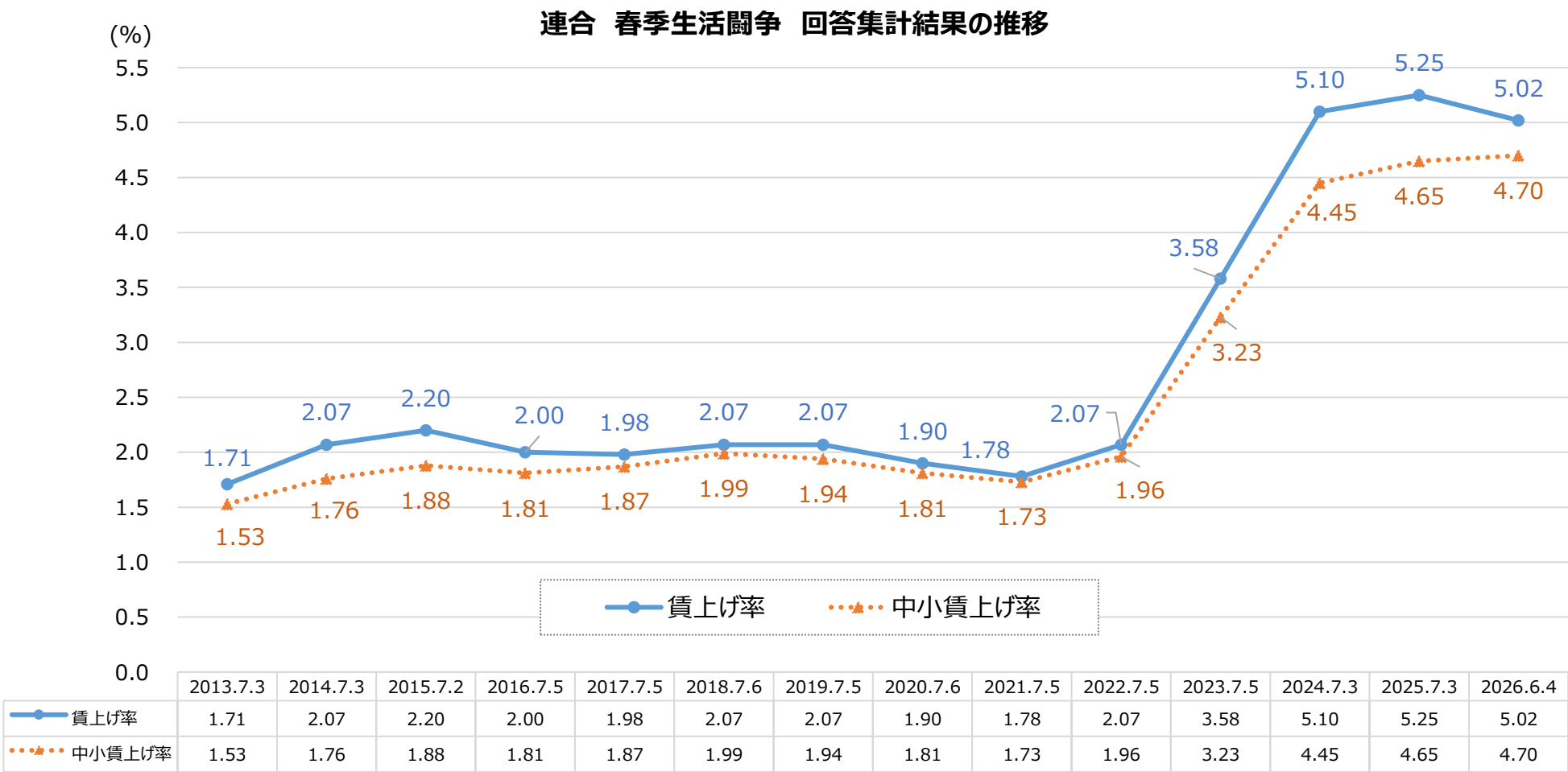
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ上昇テンポが緩やかになっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

（注）下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

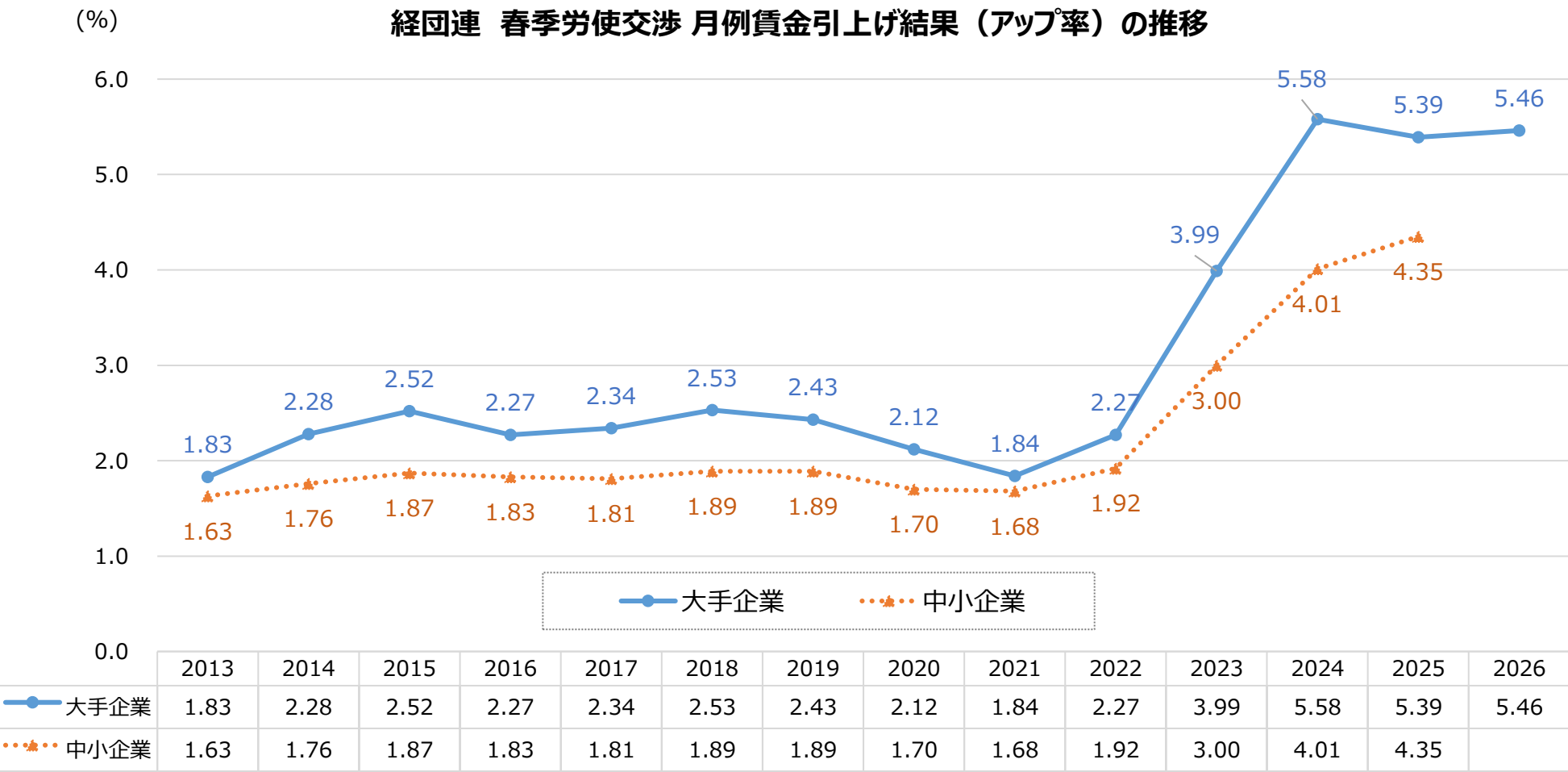
○ 連合の春闘第 6 回回答集計結果（6 月 4 日公表）では、全体の賃上げ率は5.02%（中小4.70%）となっており、5 %台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第 6 回回答集計結果」（2026年 6 月 4 日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。2025年までは最終集計結果、2026年は第 6 回集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

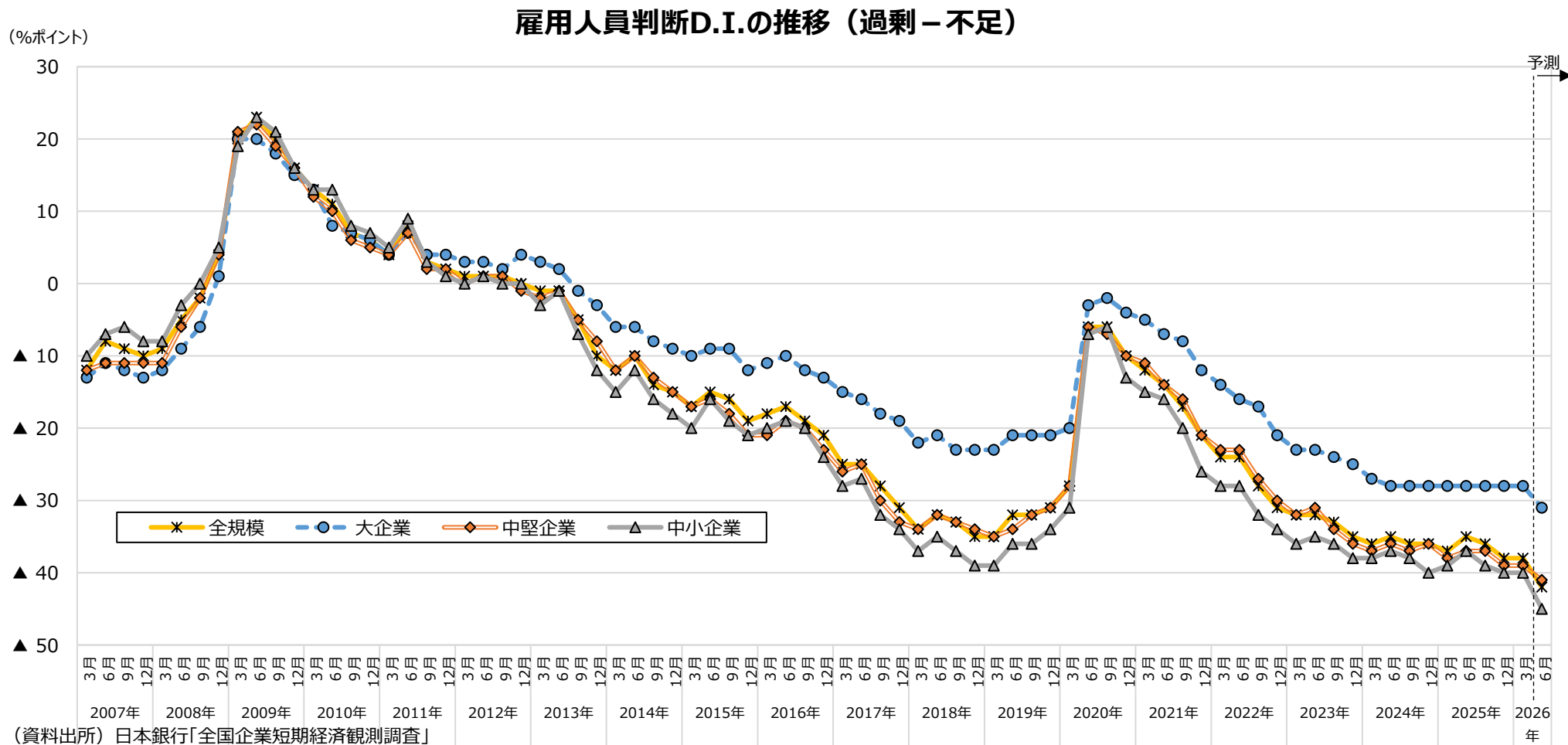
○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

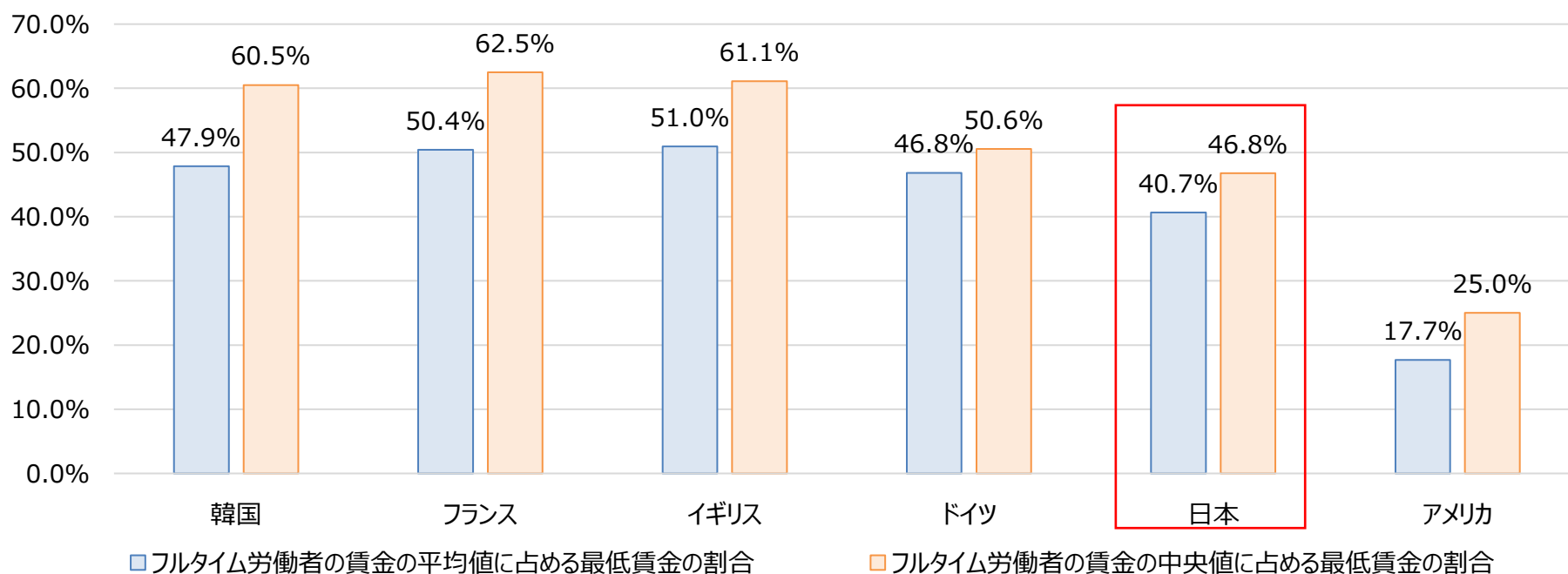
- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。



フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



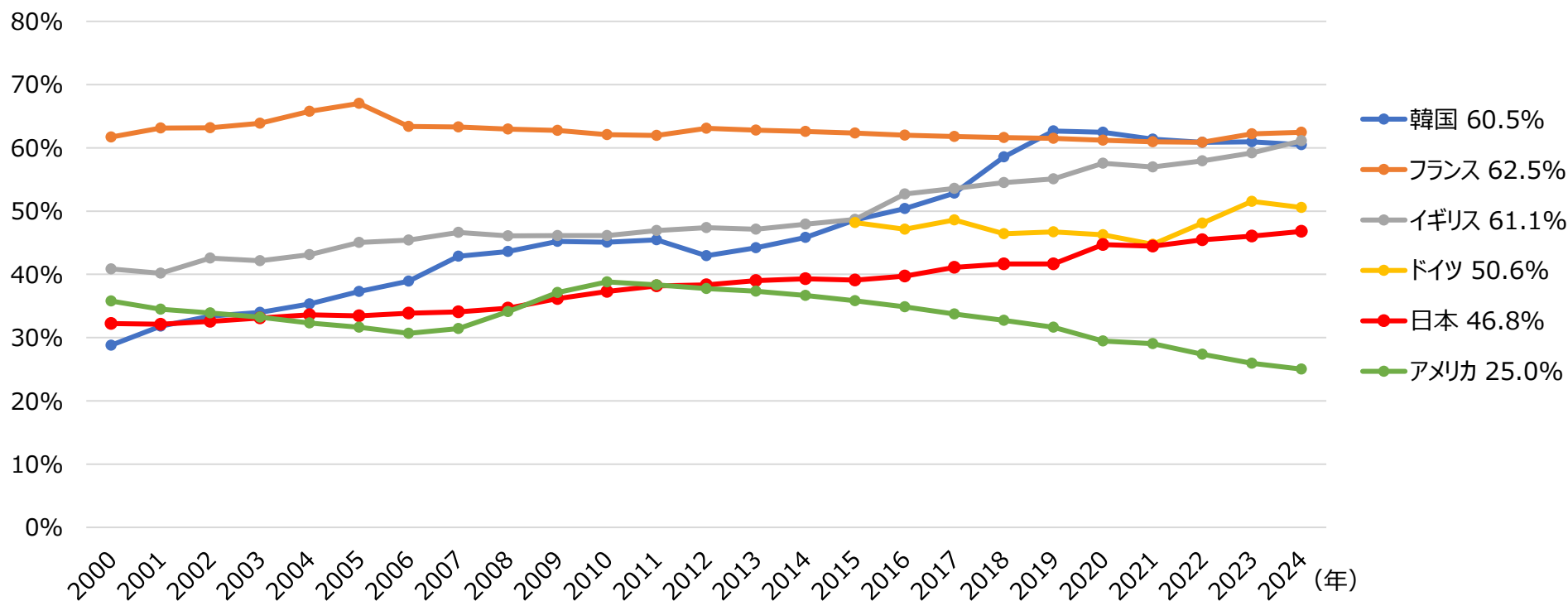
（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



（資料出所）O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

（注3）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 （1998年）	労働法典 （L3231-1以下） （1950年）	最低賃金法 （MiLoG） （2015年）	公正労働基準法 （FLSA） （1938年） ※州別最賃は各州法	最低賃金法 （1988年）	最低賃金法 （1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○職業訓練を修了していない未成年者（18歳未満） ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時（開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10.85ポンド ○16～17歳：8ポンド ○見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	（未成年） ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 （熟練化契約） ○年齢により30～45%減 （見習訓練契約） ○年齢と契約経過年数により22～73%減	—	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者（修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）： 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
（参考）最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※2026年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効

欧州連合（E U）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

(注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

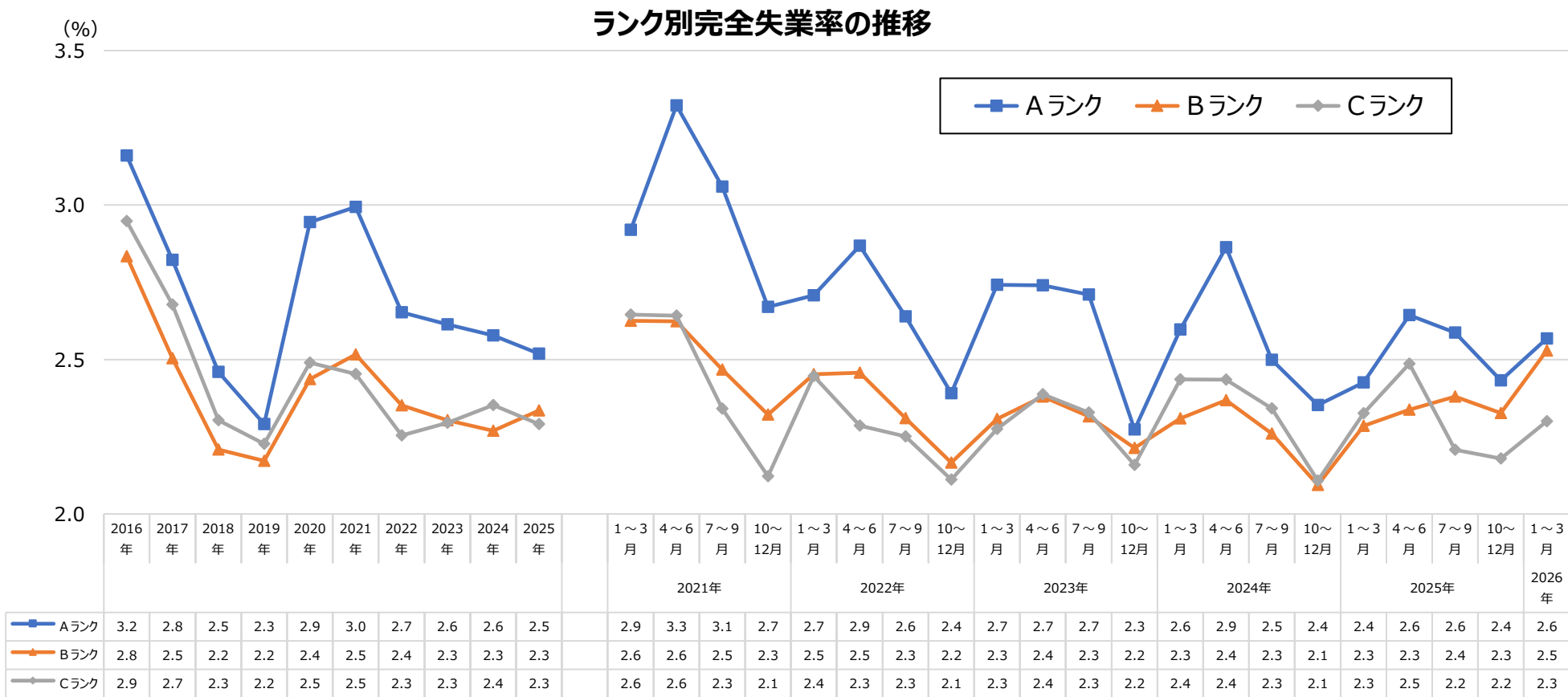
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

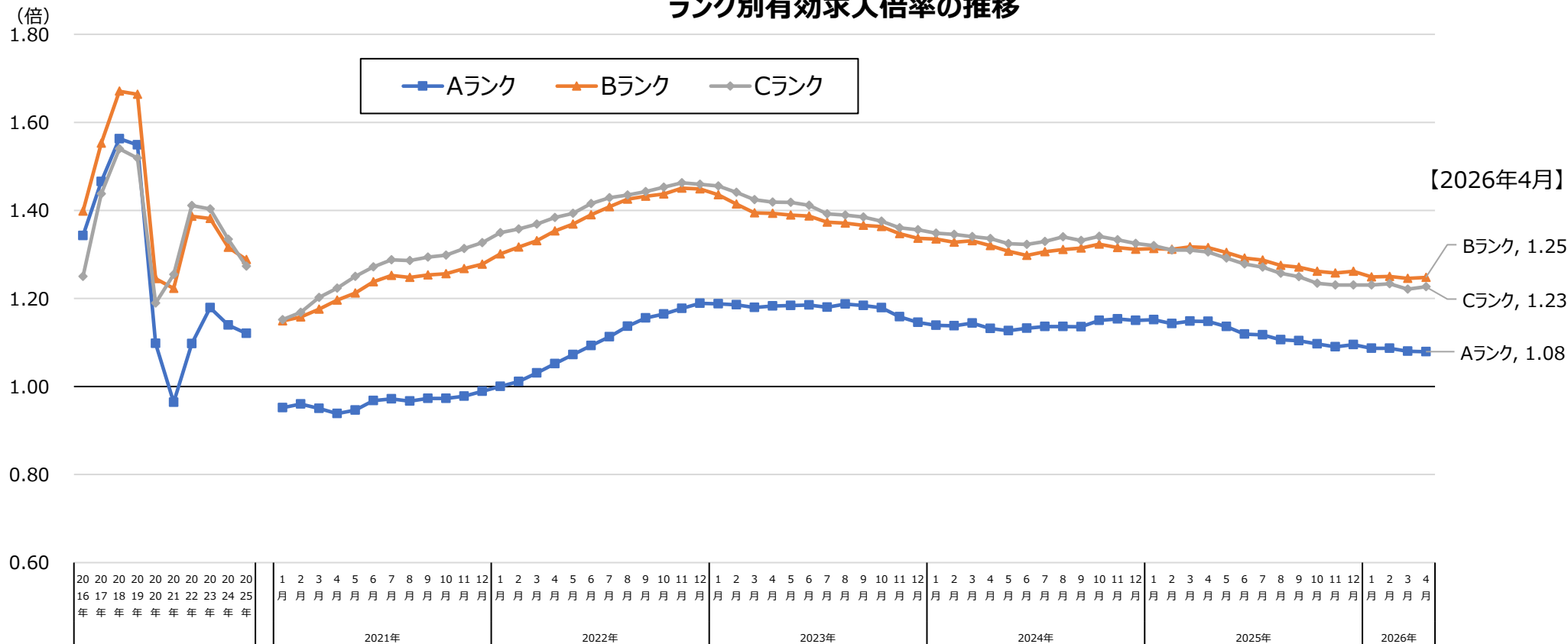
ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

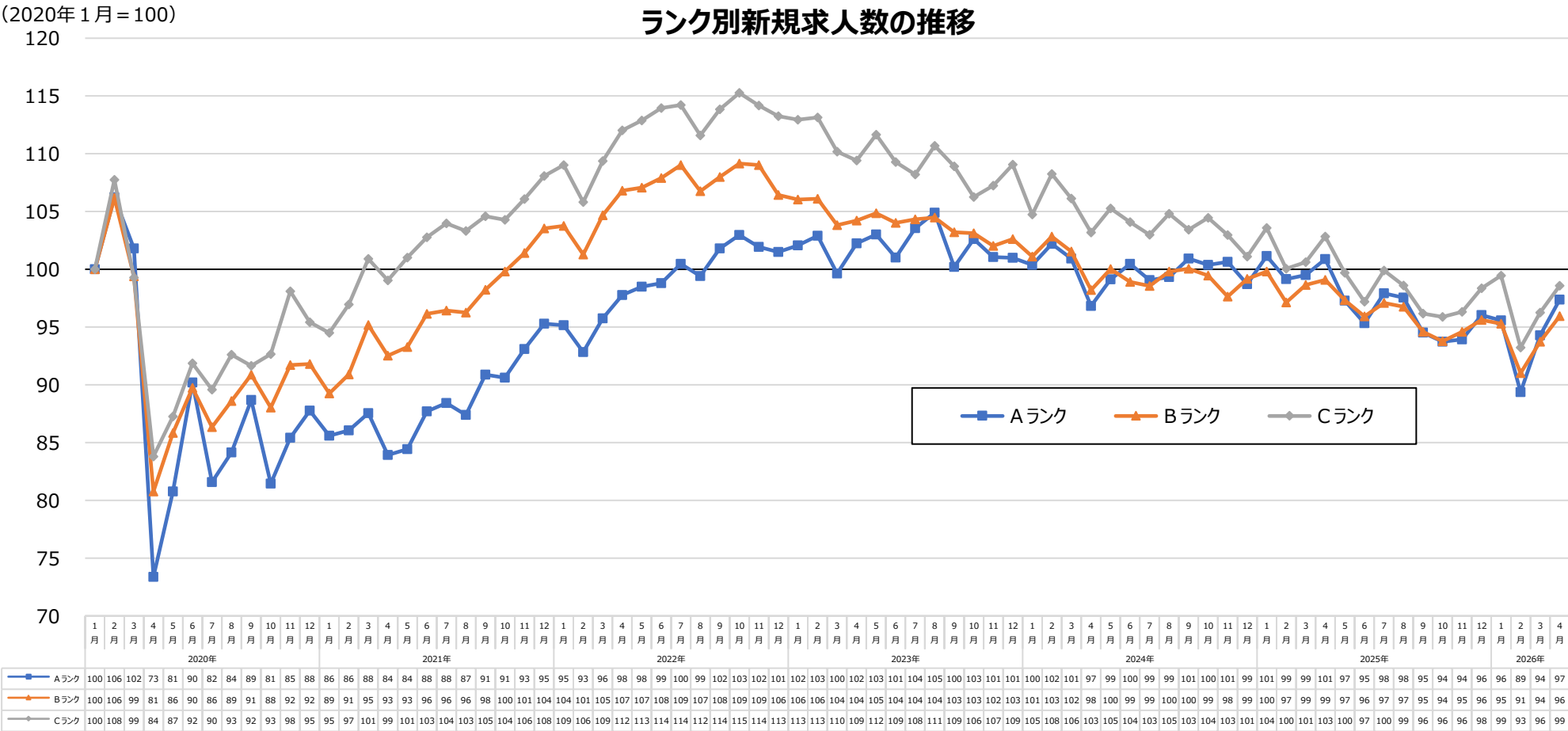
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

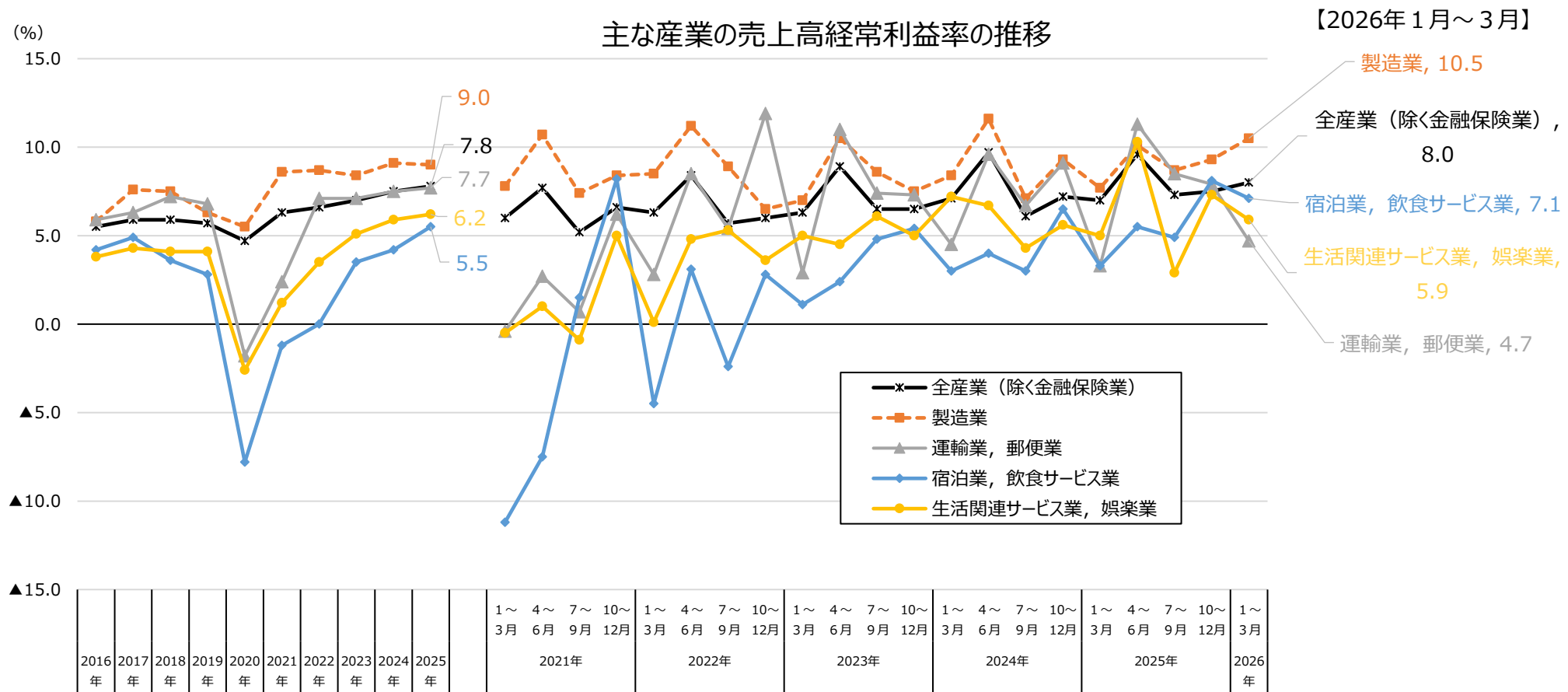
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位：%)	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021年					2022年					2023年					2024年					2025年					2026 年		
						1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月			
全産業（除く金融保険業）	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0		
製造業	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5		
非製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	7.4	6.8	9.4	6.6	6.7	6.9		
	農林水産業	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7	
	鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3	
	建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0	
	電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2	
	ガス・熱供給・水道業	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5	
	情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8	
	運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7	
	卸売業・小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0	
	不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9	
	サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8	
		宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1
		生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9
		学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7
		教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8
医療、福祉業		6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2	
職業紹介・労働者派遣業		5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4	
その他のサービス業		7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3	

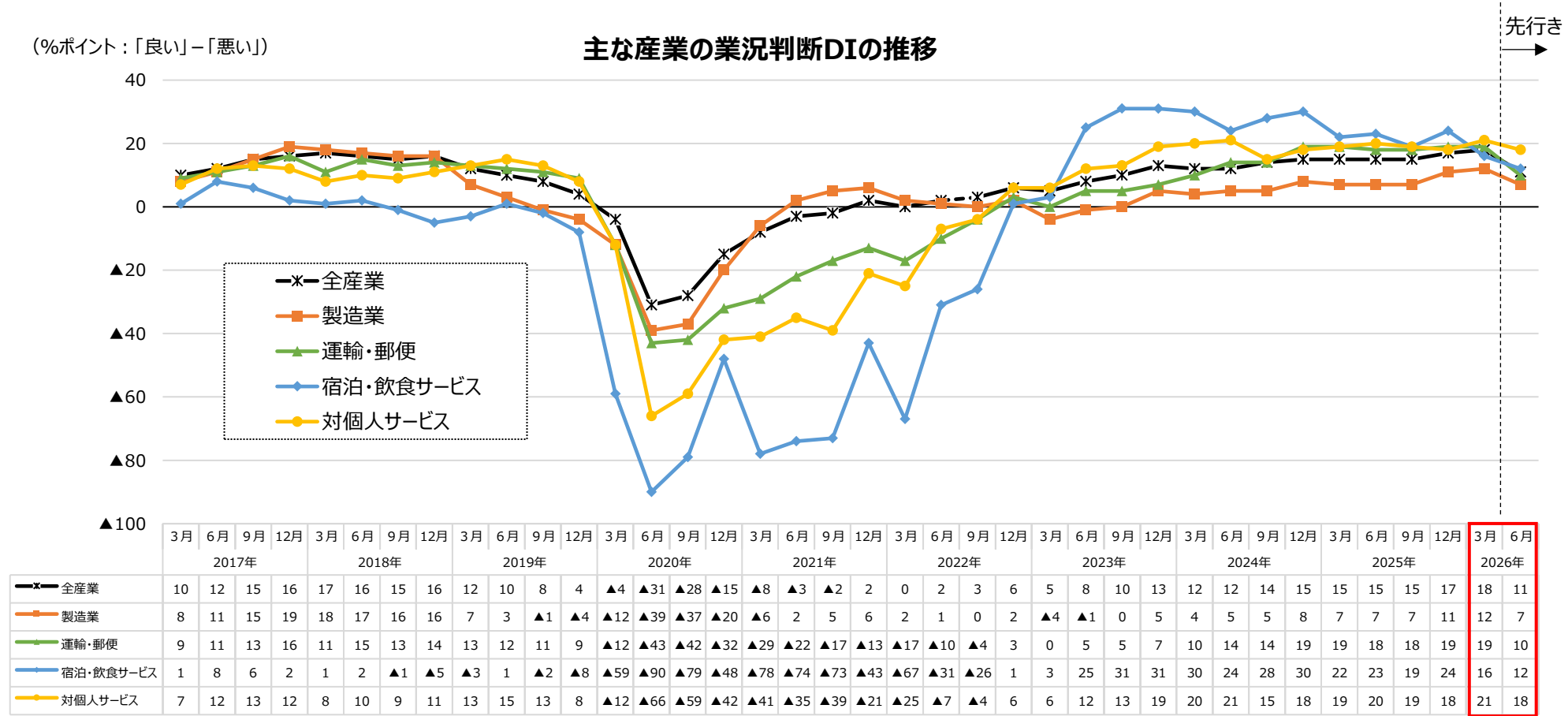
(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

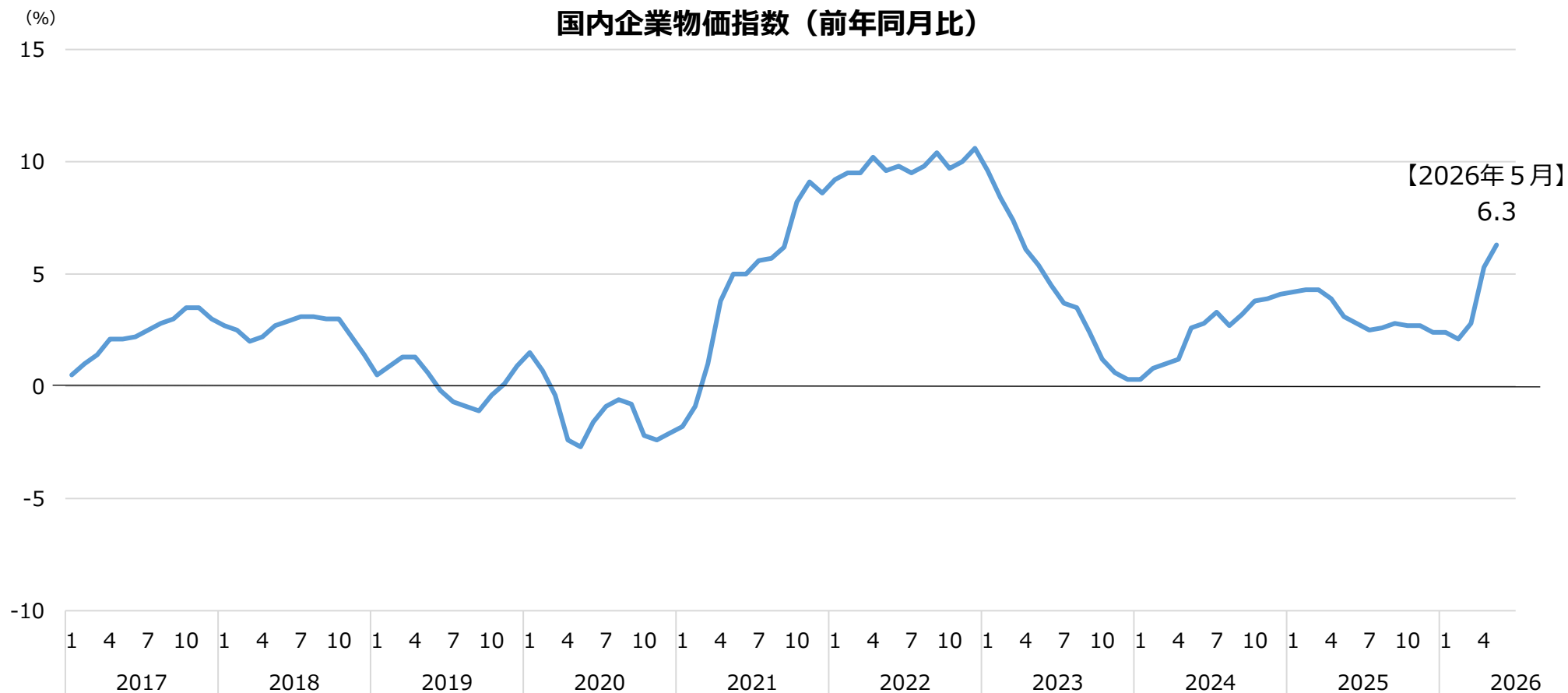
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。

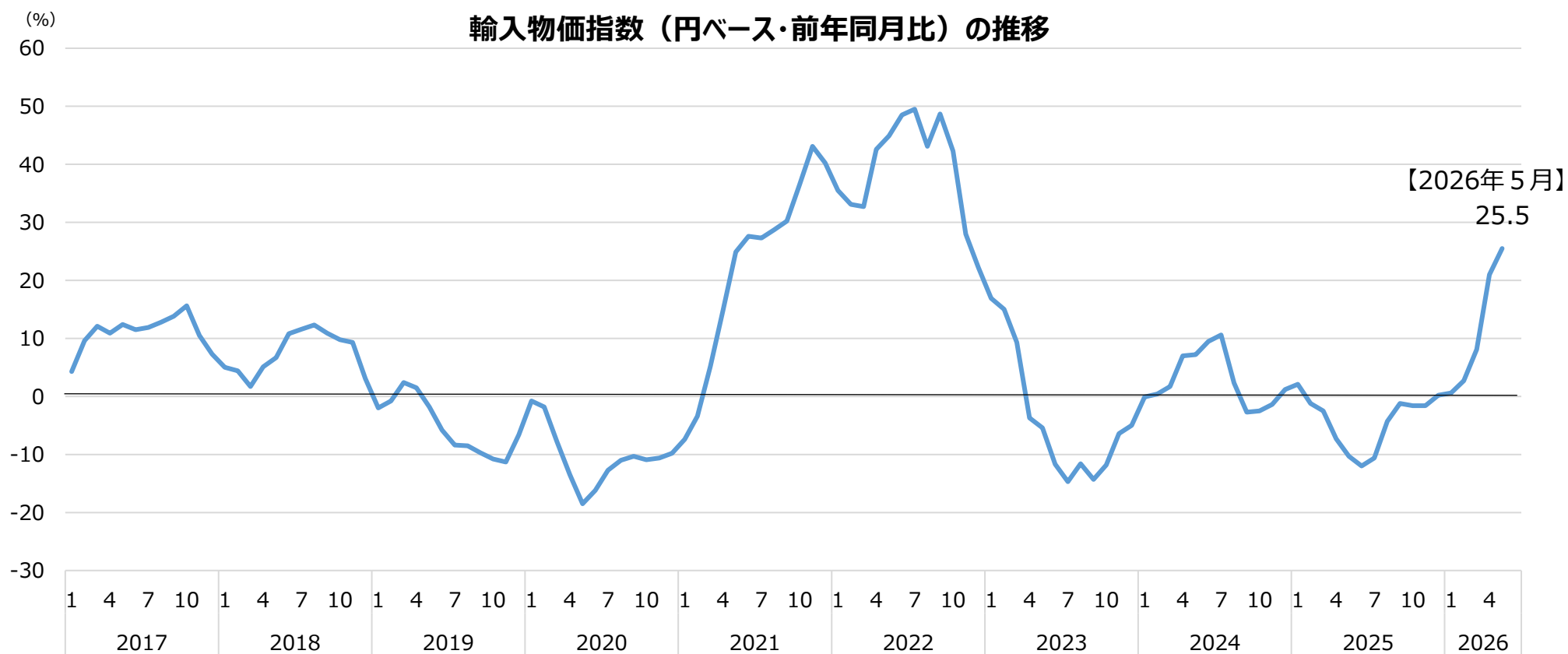


（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年5月は+25.5%であり、足下では上昇傾向である。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2026年5月速報値。

消費者物価の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

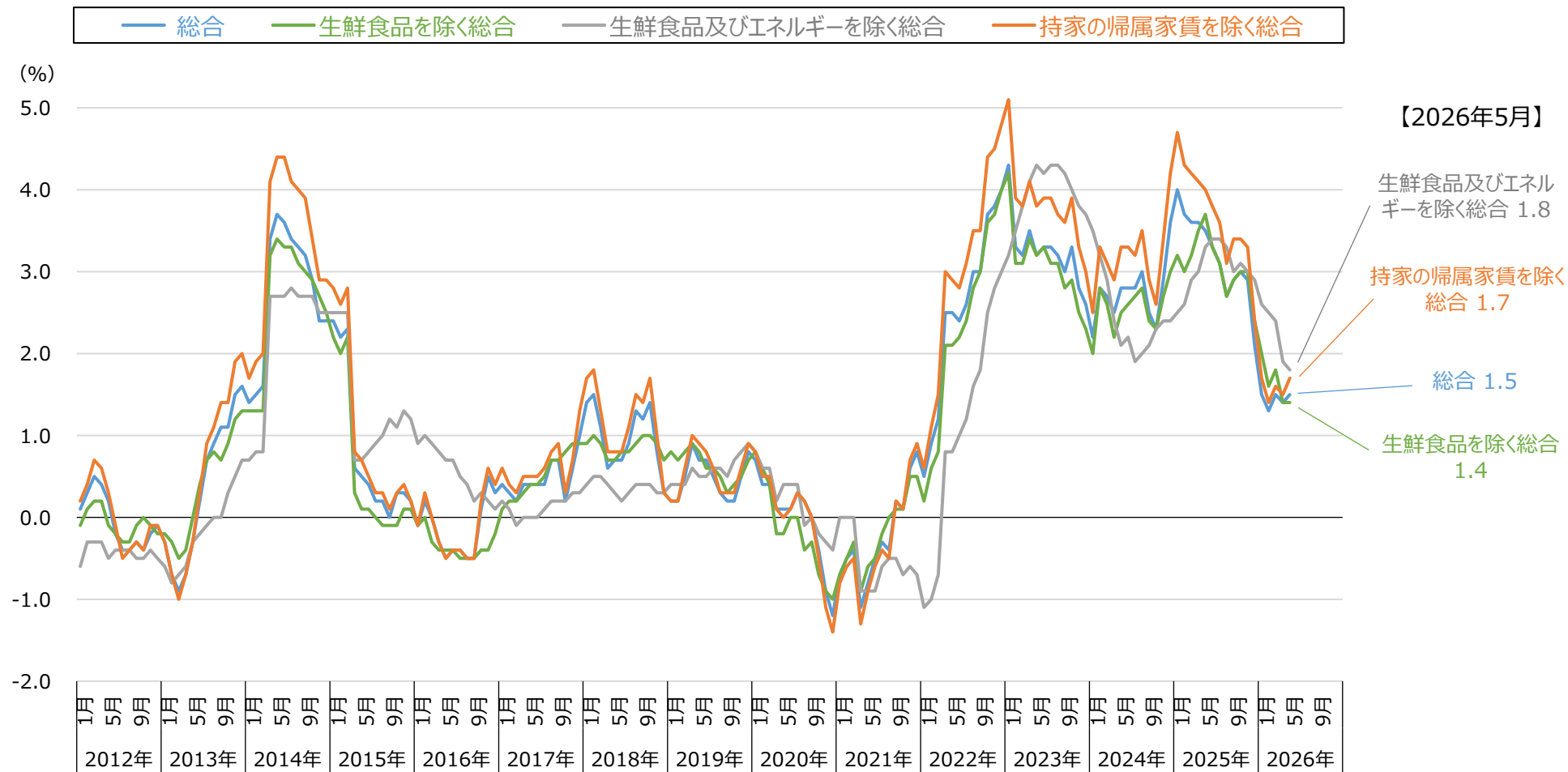
消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

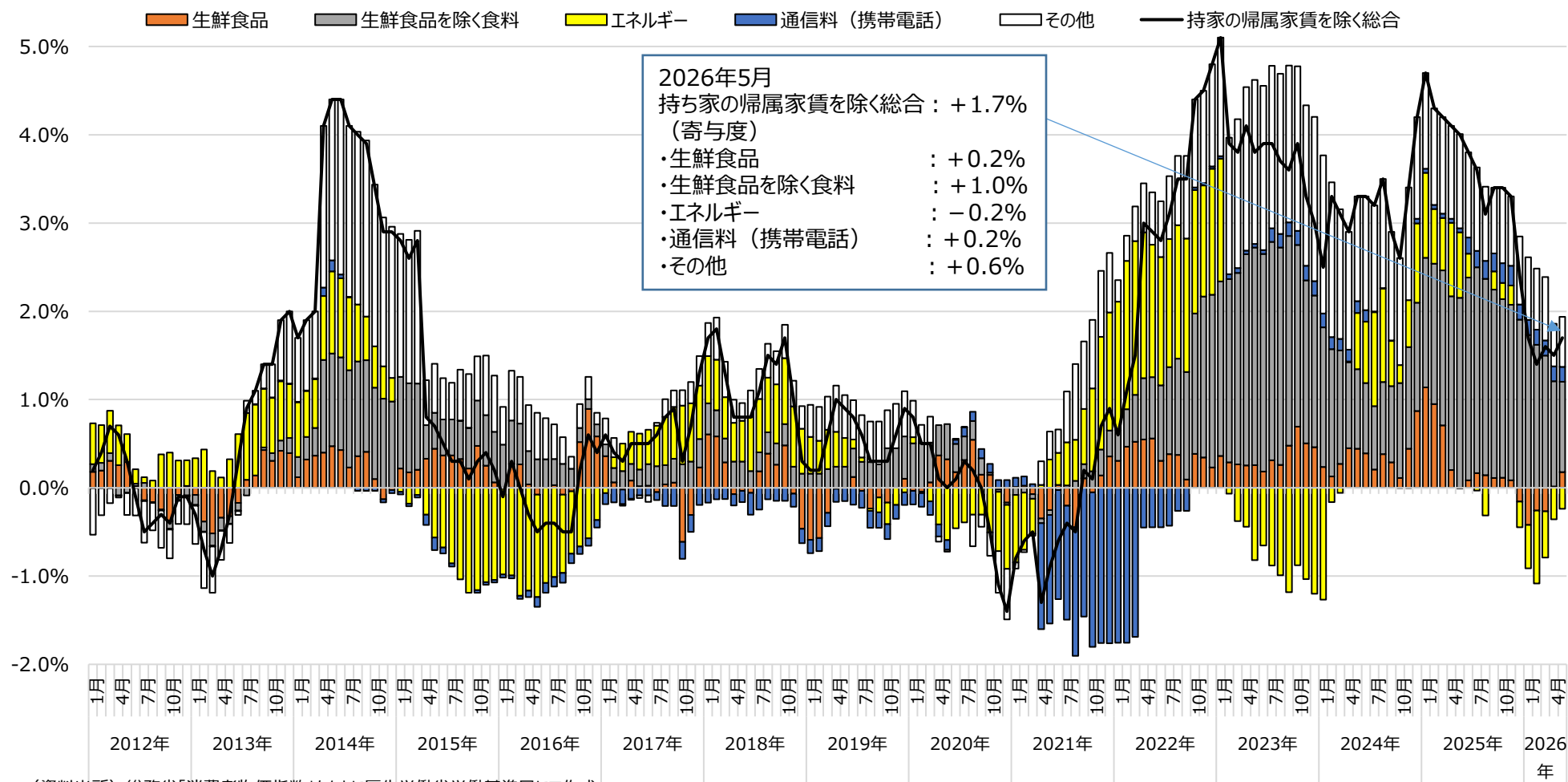
- 2026年5月の消費者物価指数の「総合」は+1.5%、「生鮮食品を除く総合」は+1.4%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.7%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年5月に+1.7%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

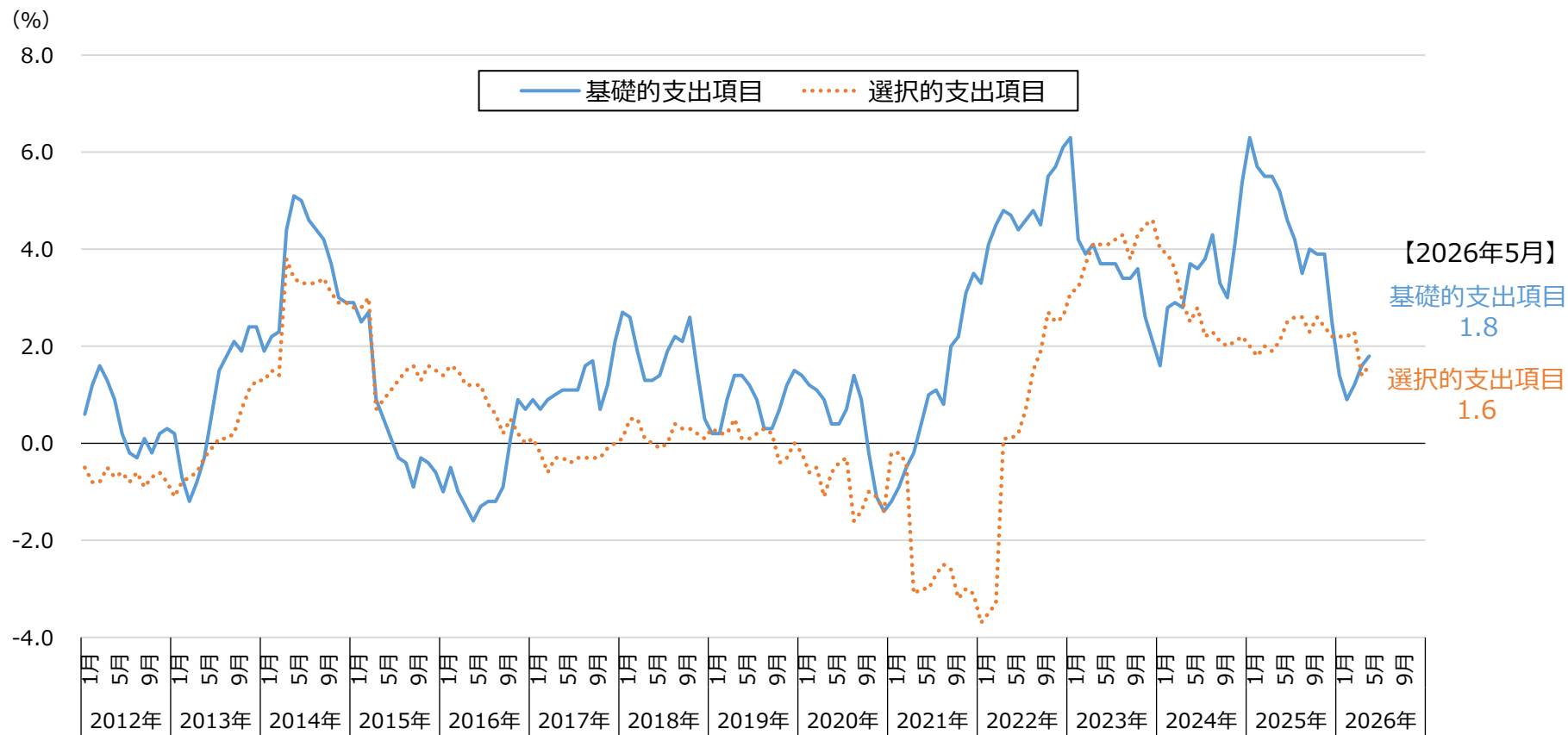
（注）1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「基礎的支出項目」は+1.8%、「選択的支出項目」は+1.6%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

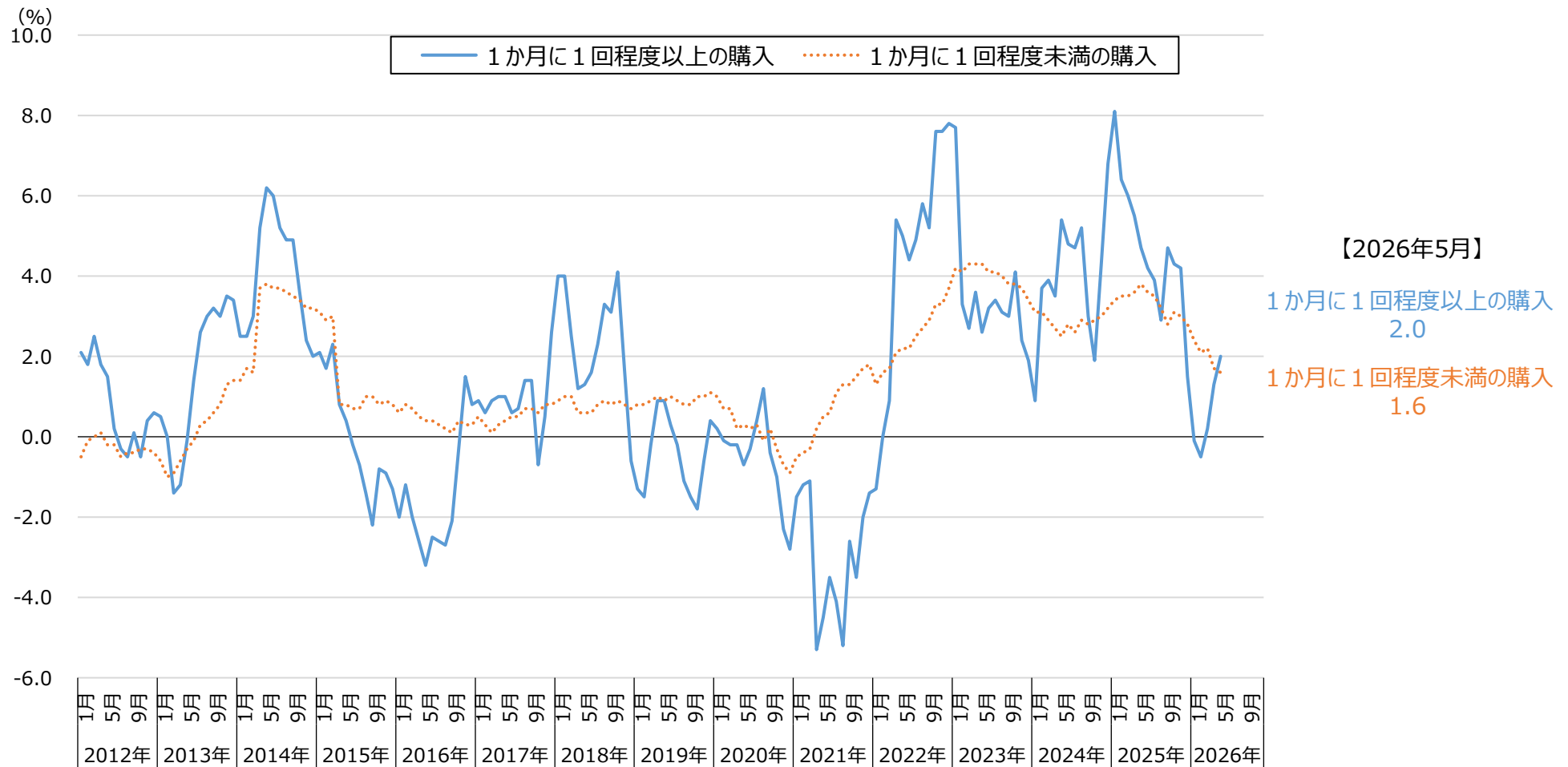
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.0%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.2%となっている。

	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	1.0	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	4.5	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	クロック
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）の推移

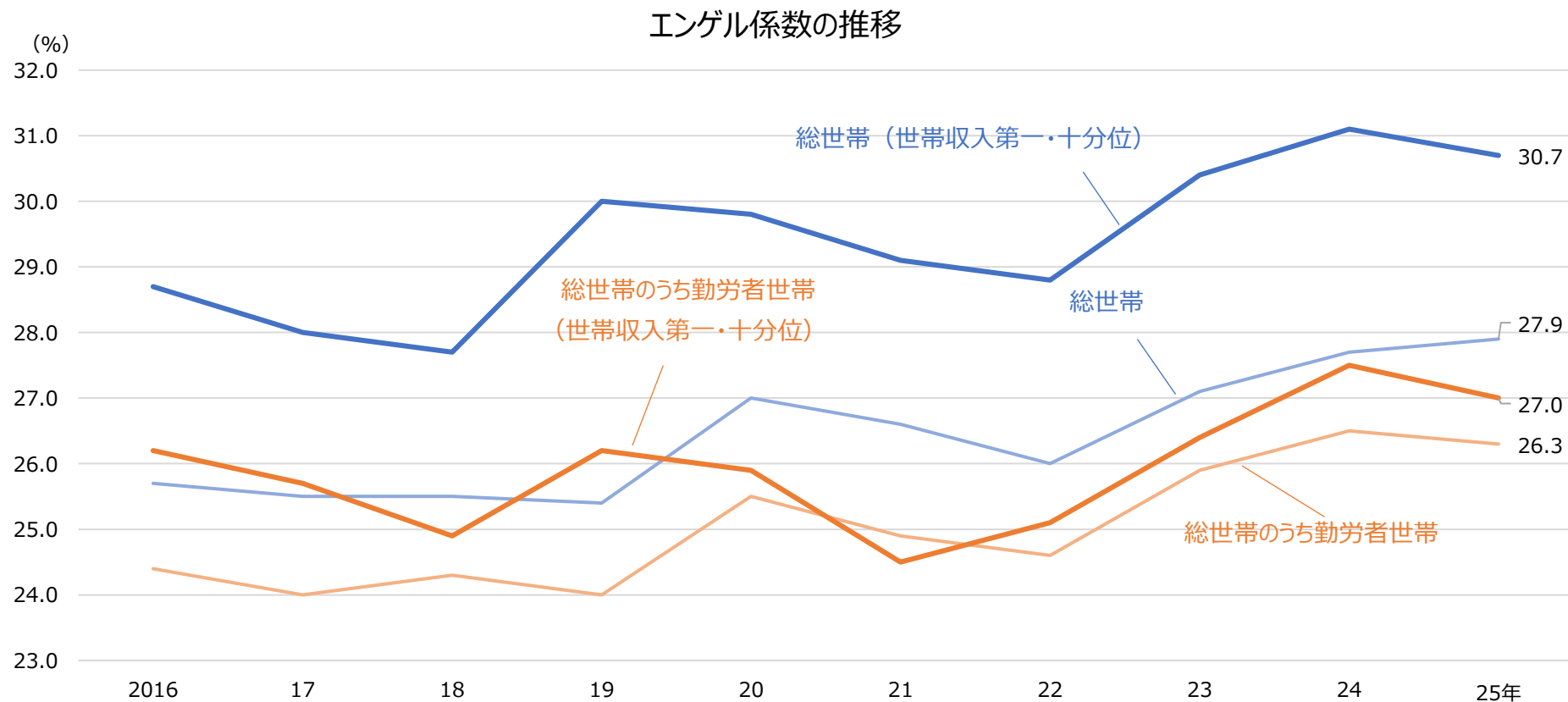
○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
(当月分)		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
(前年剥落分)		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
	電気代	-	-0.22	-0.22	-0.02	-
	(当月分)	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
	(前年剥落分)	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
	都市ガス代	-	-0.04	-0.04	0.00	-
	(当月分)	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
	(前年剥落分)	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
	灯油	+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
	(当月分)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
	(前年剥落分)	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
	ガソリン	-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
	(当月分)	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
	(前年剥落分)	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

倒産の動向

ひと、くらし、みらいのために



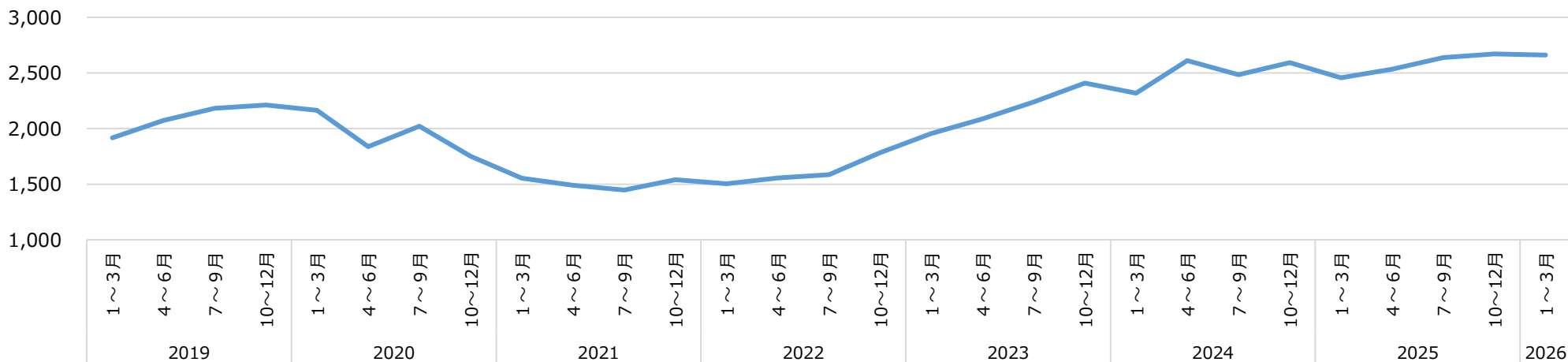
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

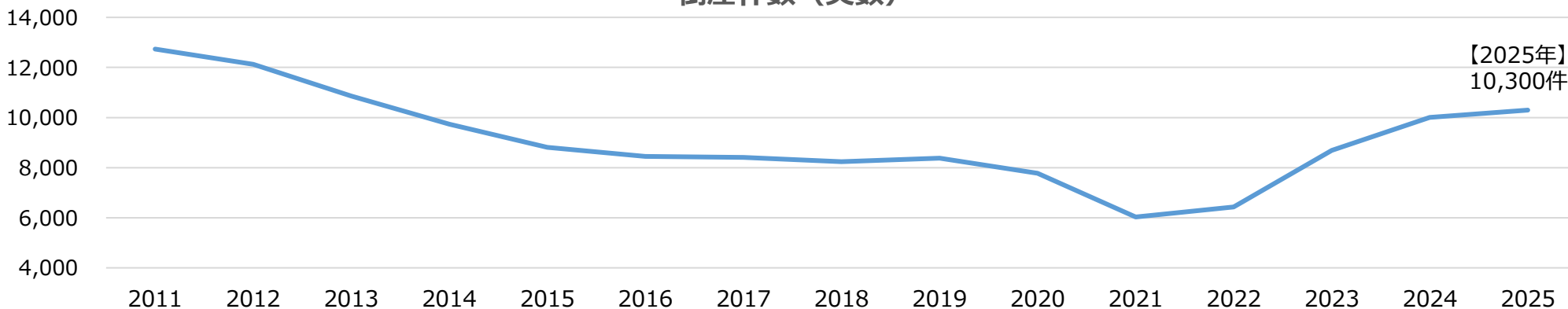
【足下の推移】

倒産件数（実数）



【長期的な推移】

倒産件数（実数）



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわ寄せ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

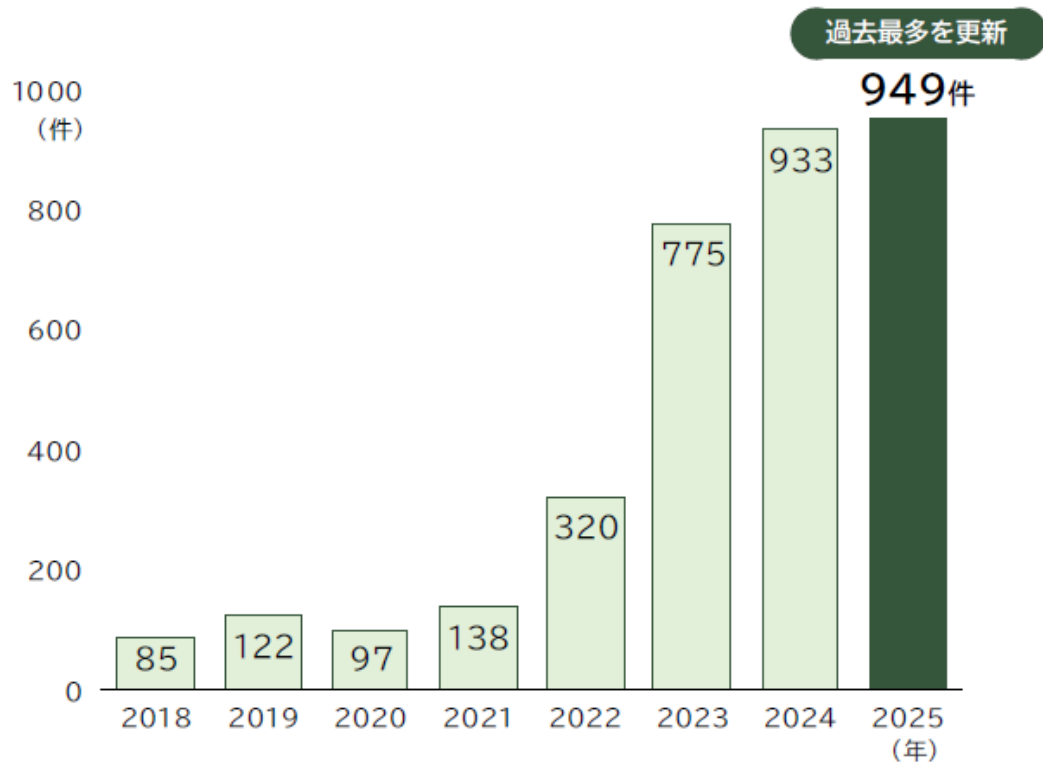
物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

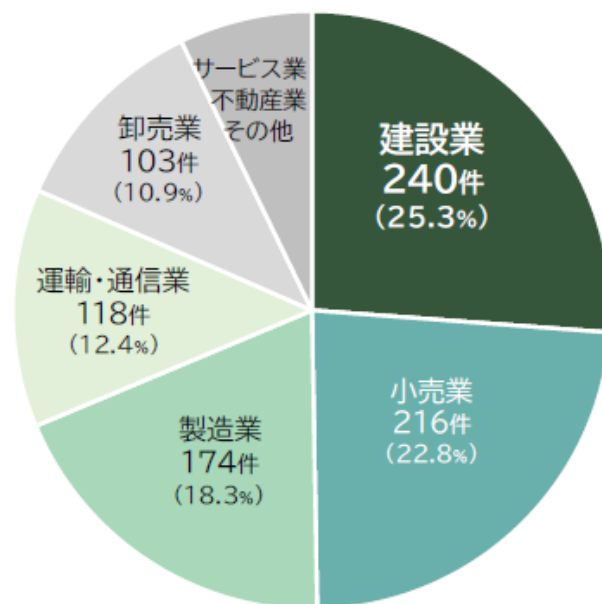
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」 件数推移



業種別 内訳(2025年)

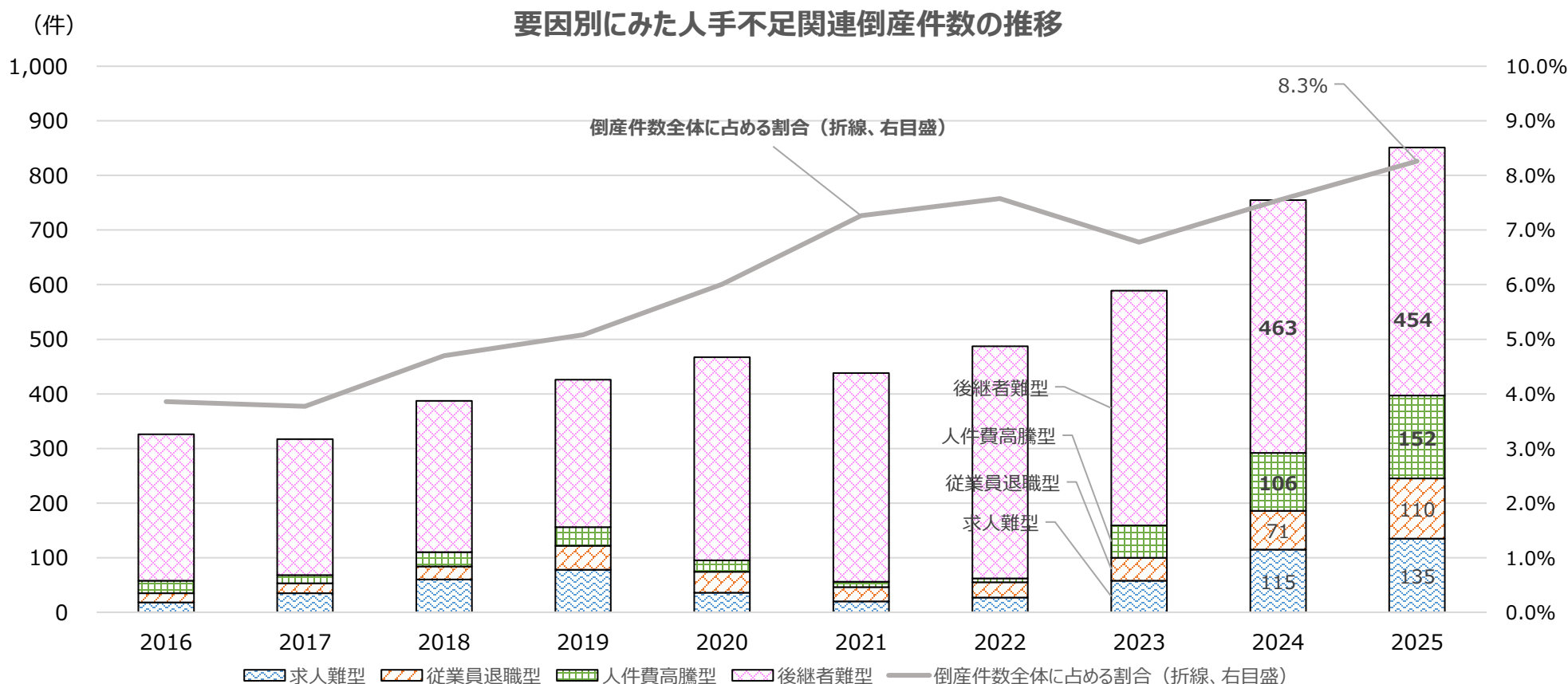


（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2025年報）」

※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

- 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

(注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況

ひと、くらし、みらいのために

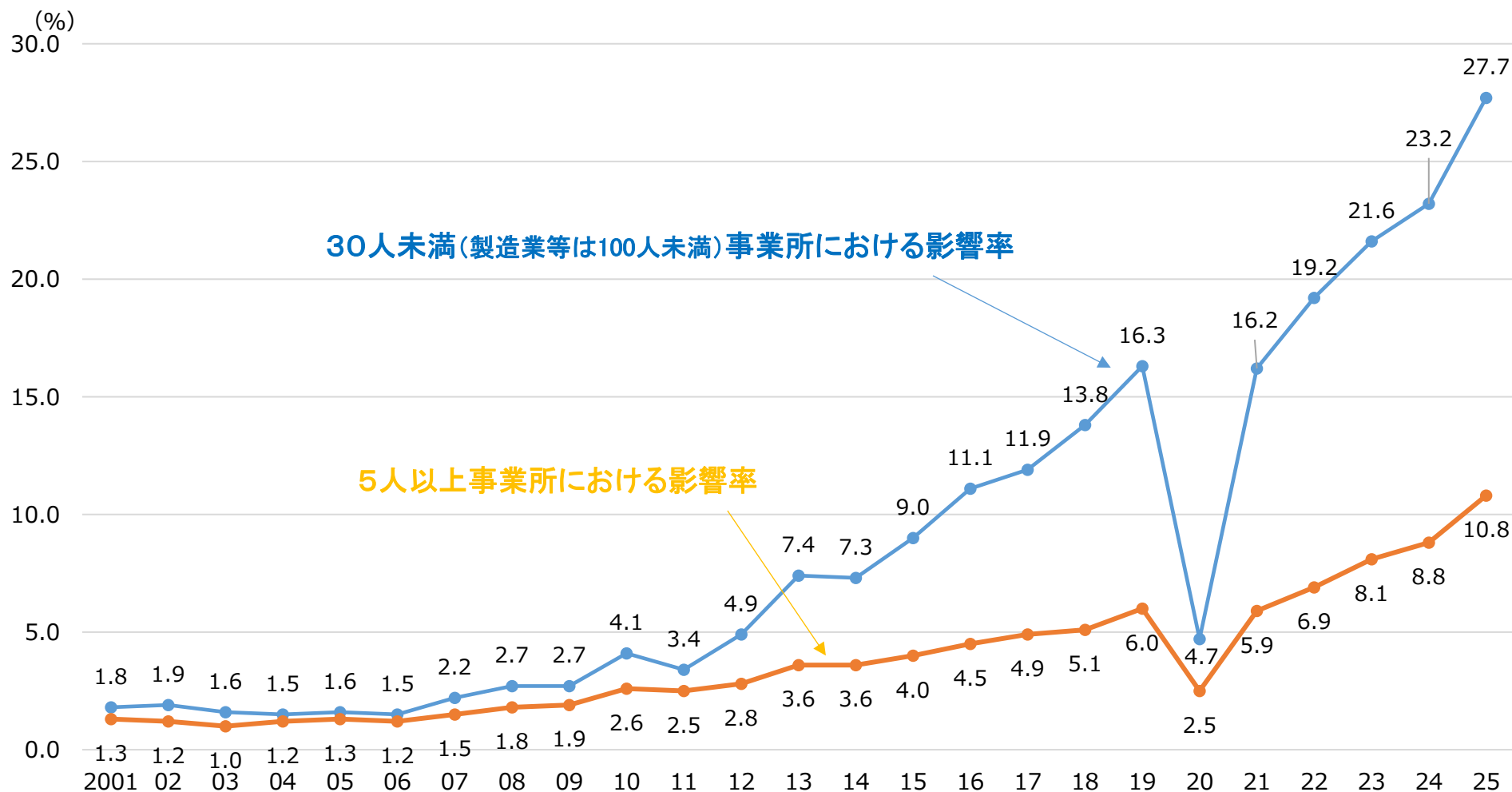


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

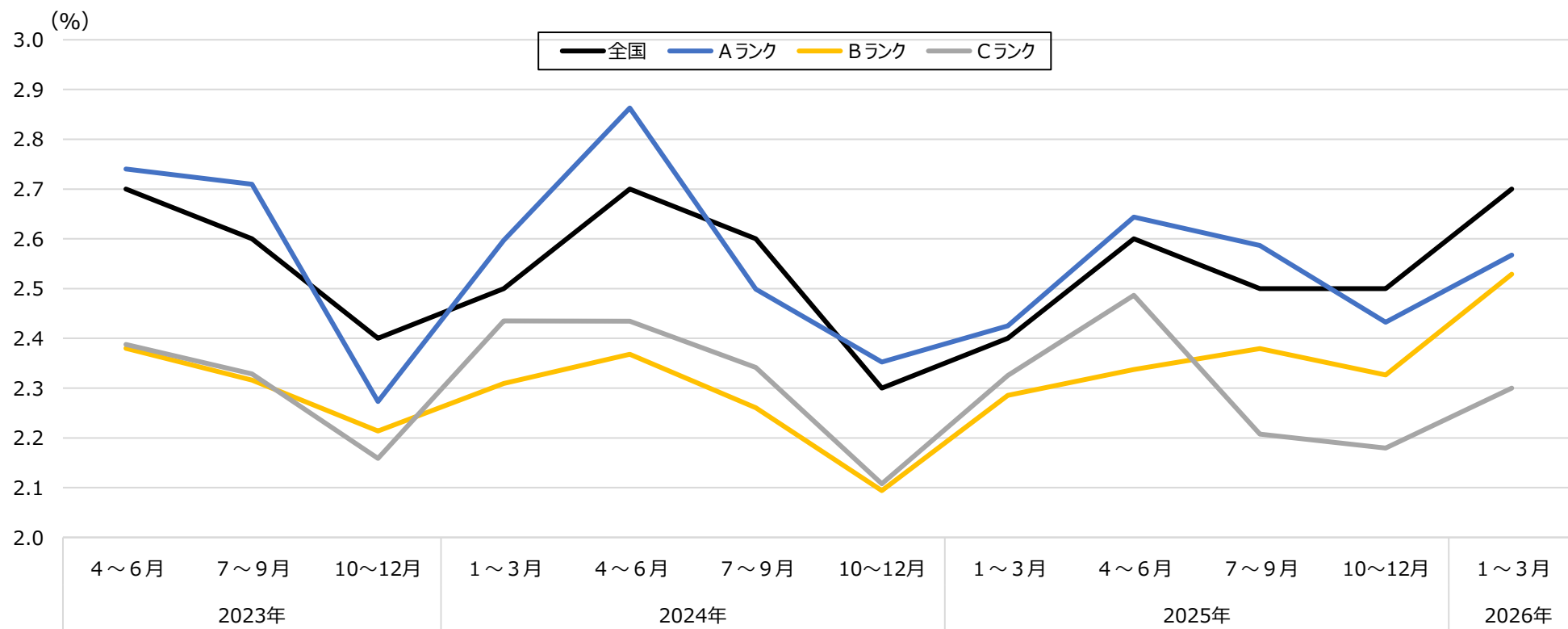
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」 (注) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

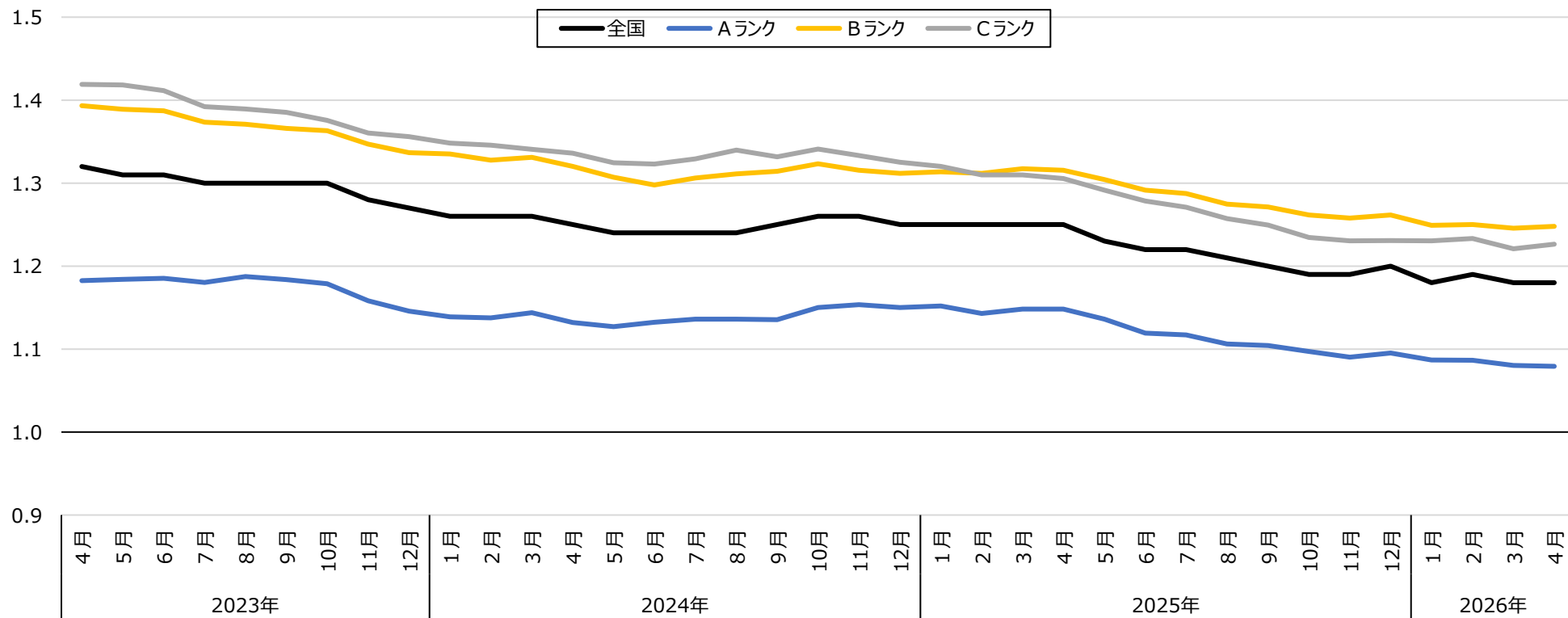
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。

(倍)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

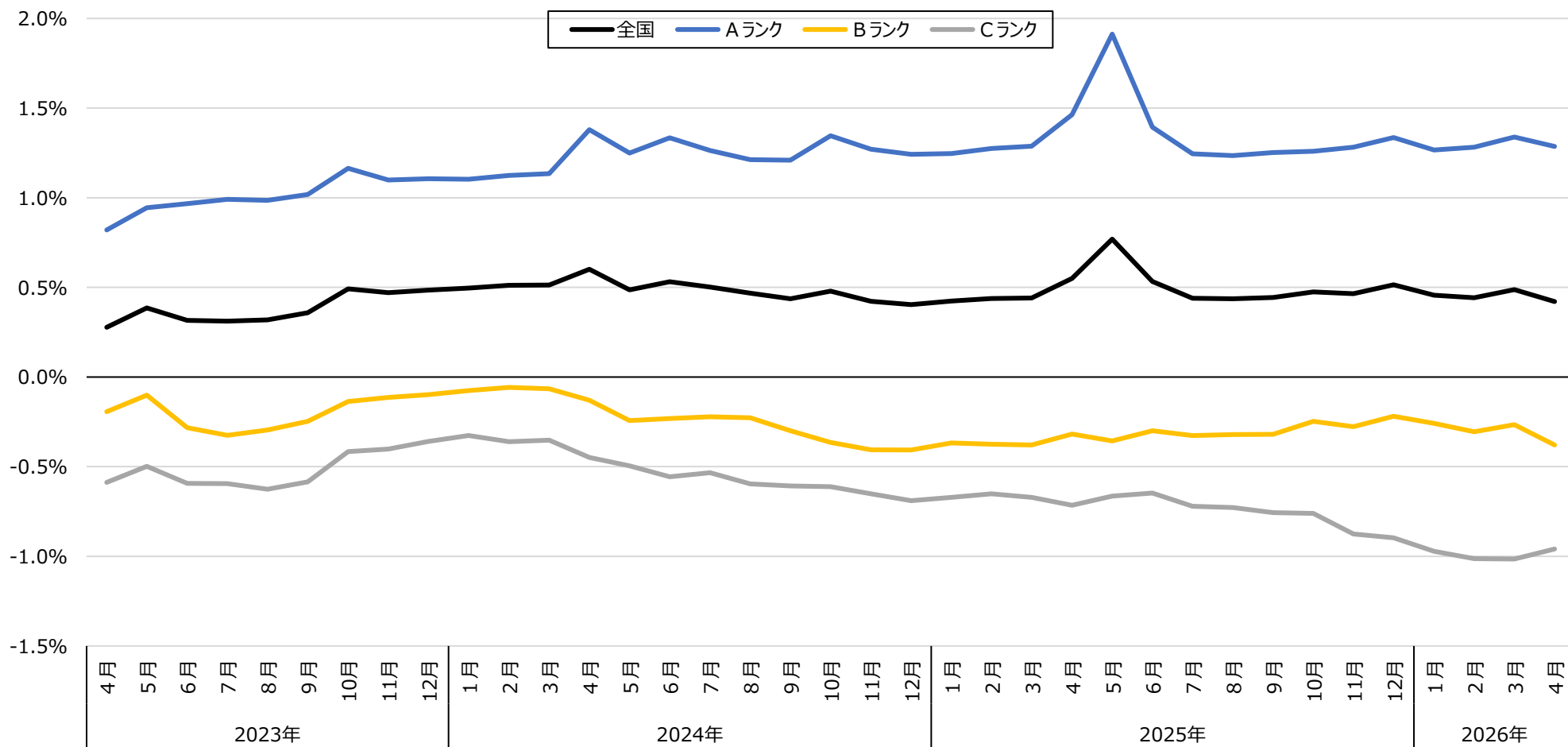
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。

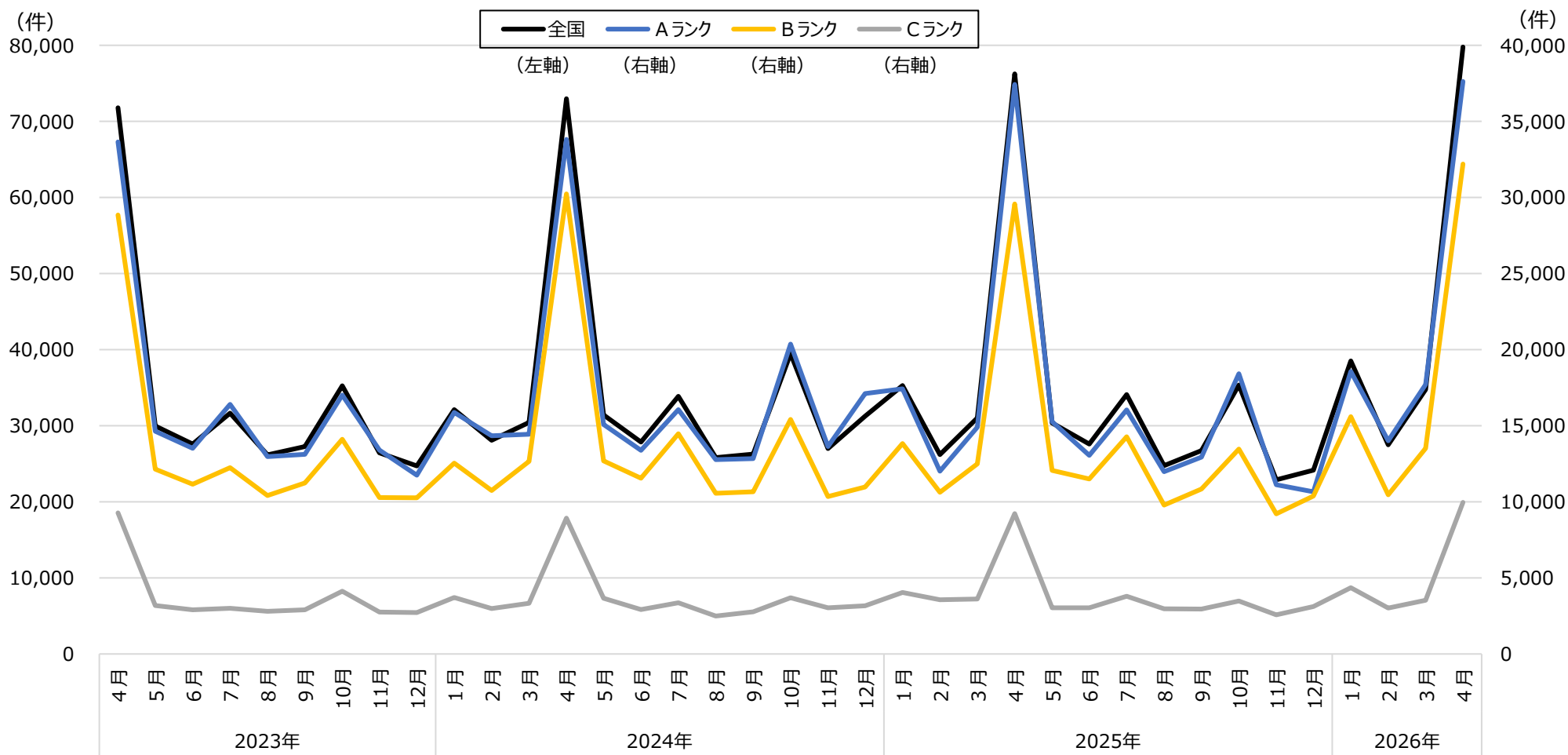
（前年同月比）



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

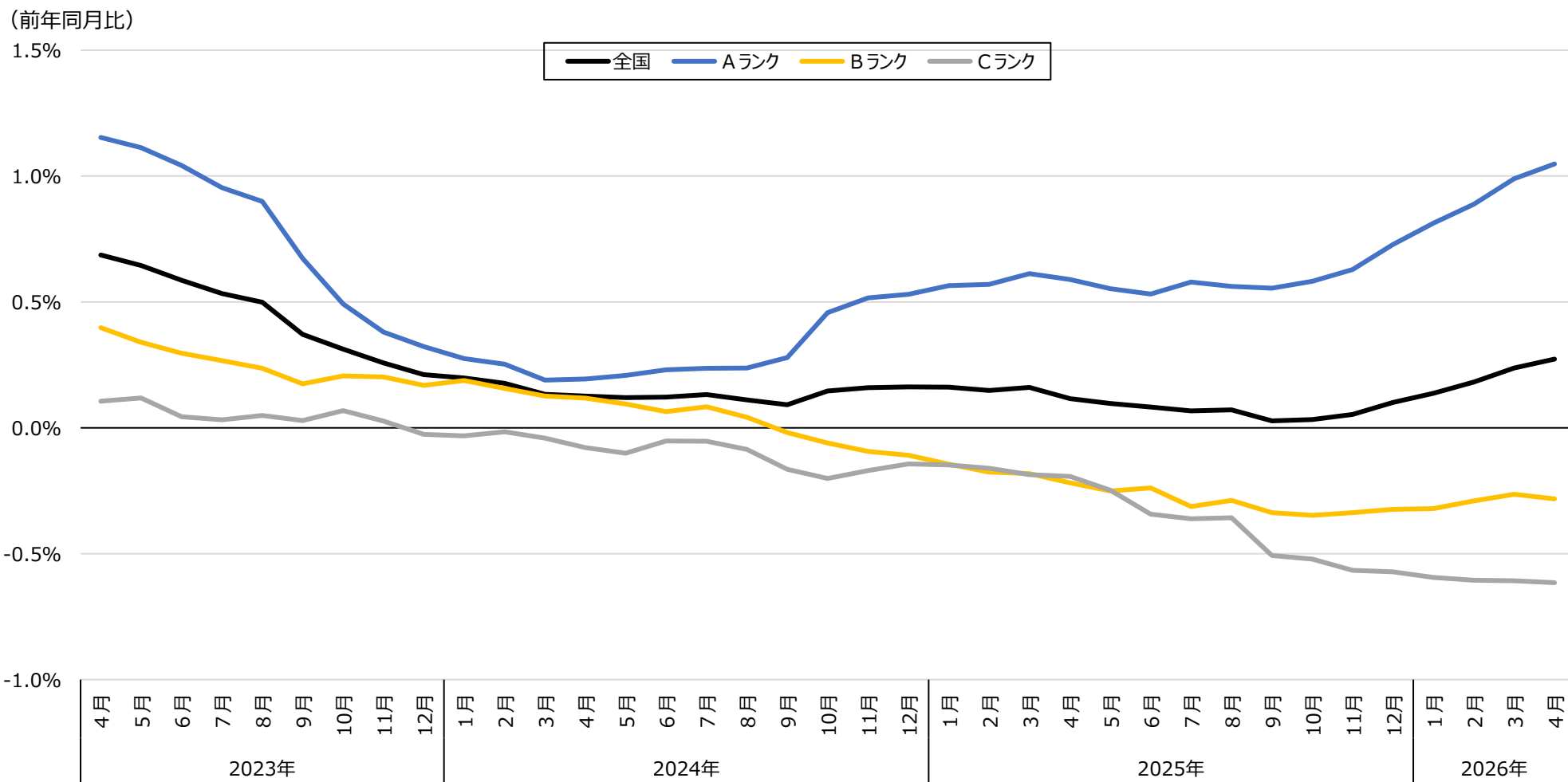
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

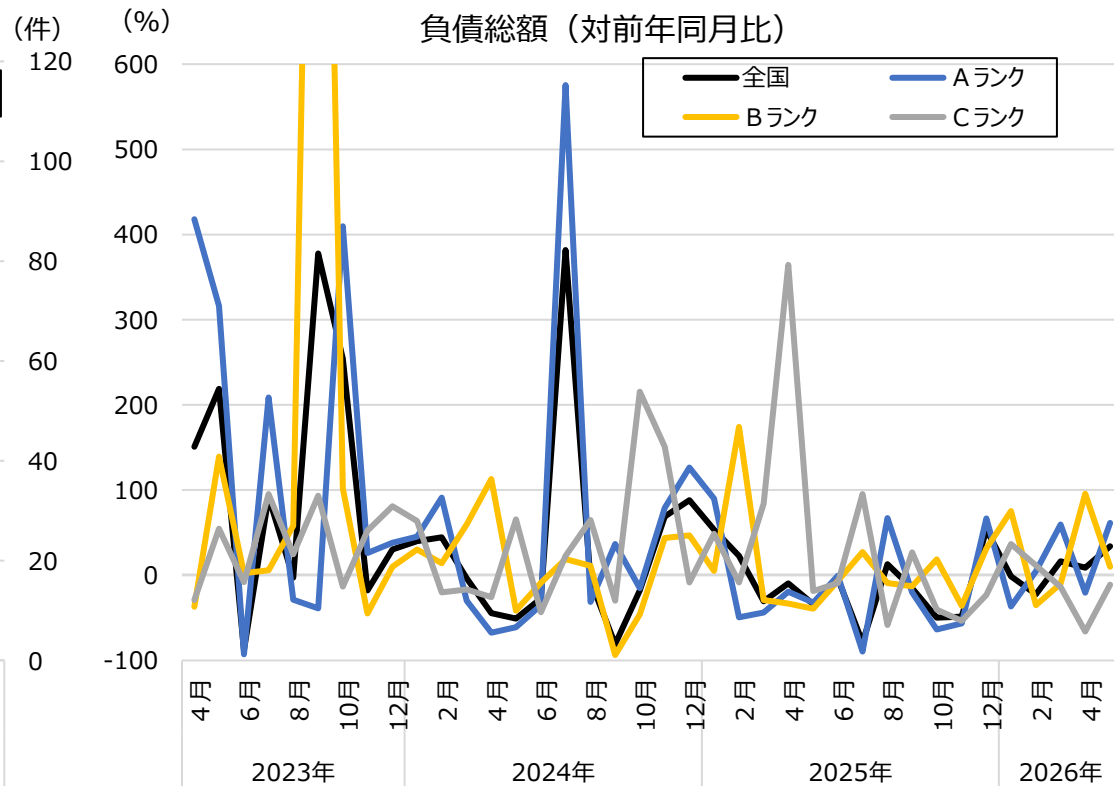
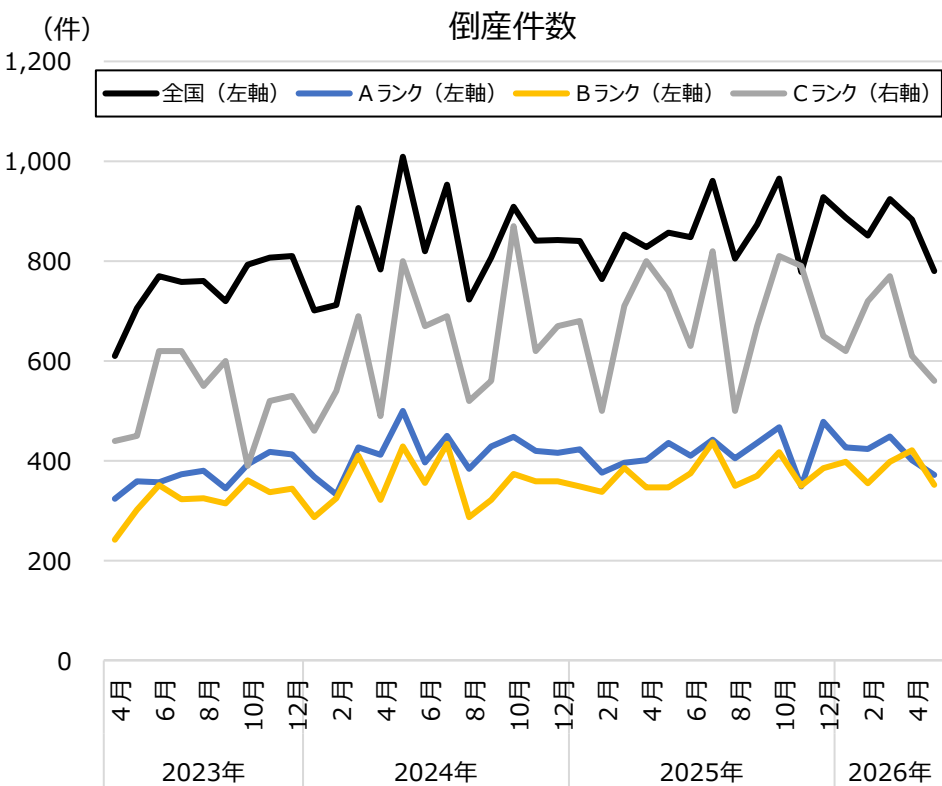
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

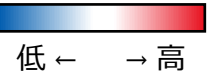
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年	2025年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

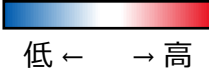
(単位：倍)

	2023年												2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月									
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	66								
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	65								
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	76								
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	79								
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	65								
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	80								
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	77								
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	78								
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	69								
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	64								
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	78									
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	96									
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.99	0.99	64								
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	63									
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	63								
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.37	1.38	65								
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.46	1.48	64								
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	70								
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	69								
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	64									
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	63									
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	64								
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	63									
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.23	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	63								
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	64								
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	63								
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	64								
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12	63								
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	64									
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.18	1.16	1.15	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.15	1.13	1.11	65								
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.14	1.13	1																										

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年				2025年度 最賃引上げ額	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	66
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	65	
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	76	
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	79	
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	65	
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	80	
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	77	
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	78	
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	69	
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	64	
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	78	
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	63	
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	64	
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	63	
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	63	
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	65	
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	64	
石川県	-0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	70	
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69	
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	64	
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	63	
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	64		
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	63	
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	63	
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	64	
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	63	
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	64	
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	63	
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	64	
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	65	
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	65	
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	73	
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	71	
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	65	
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65	
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	64	
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	66	
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	66	
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	77	
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	71		
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	65	
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	74		
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	78	
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-1.1%	82	
大分県	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.8%	81	
宮崎県	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.1%	71	
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	73	
沖縄県	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	1.3%	71	

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計



雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年				2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.3%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	66
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-20.4%	-0.5%	2.3%	-4.5%	-9.3%	77
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	71
福岡県	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	65
佐賀県	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	35.2%	-6.3%	-22.9%	11.6%	-23.7%	-5.9%	74
長崎県	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.0%	10.4%	-2.0%	30.8%	-12.4%	24.1%	-36.8%	2.2%	78
熊本県	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	-23.5%	4.1%	4.2%	9.4%	-13.6%	13.4%	36.9%	-16.2%	64.9%	-21.3%	82	
大分県	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	43.9%	11.8%	29.8%	-4.0%	98.1%	-7.5%	-33.3%	67.1%	234.8%	-7.3%	14.8%	81
宮崎県	-10.7%																												

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年				2025年度 最前引上り額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	66
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	76
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	79
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	65	
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	80
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	77
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	78
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	69
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	64	
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	78
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	63
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	64
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	63	
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	65	
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	64
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70	
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	69	
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	64
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	63	
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.8%	64
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	63
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63	
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	64
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	63
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	64	
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	63
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	64
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	65	
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	65	
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	73
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	71
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	64	
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	66
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	66
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	77
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	71
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	65
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	74
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	78
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	82
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	81	
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	71
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	73
沖縄県	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末適用事業所数を基に集計

低 ← → 高

「賃金構造基本統計調査」を用いた分析

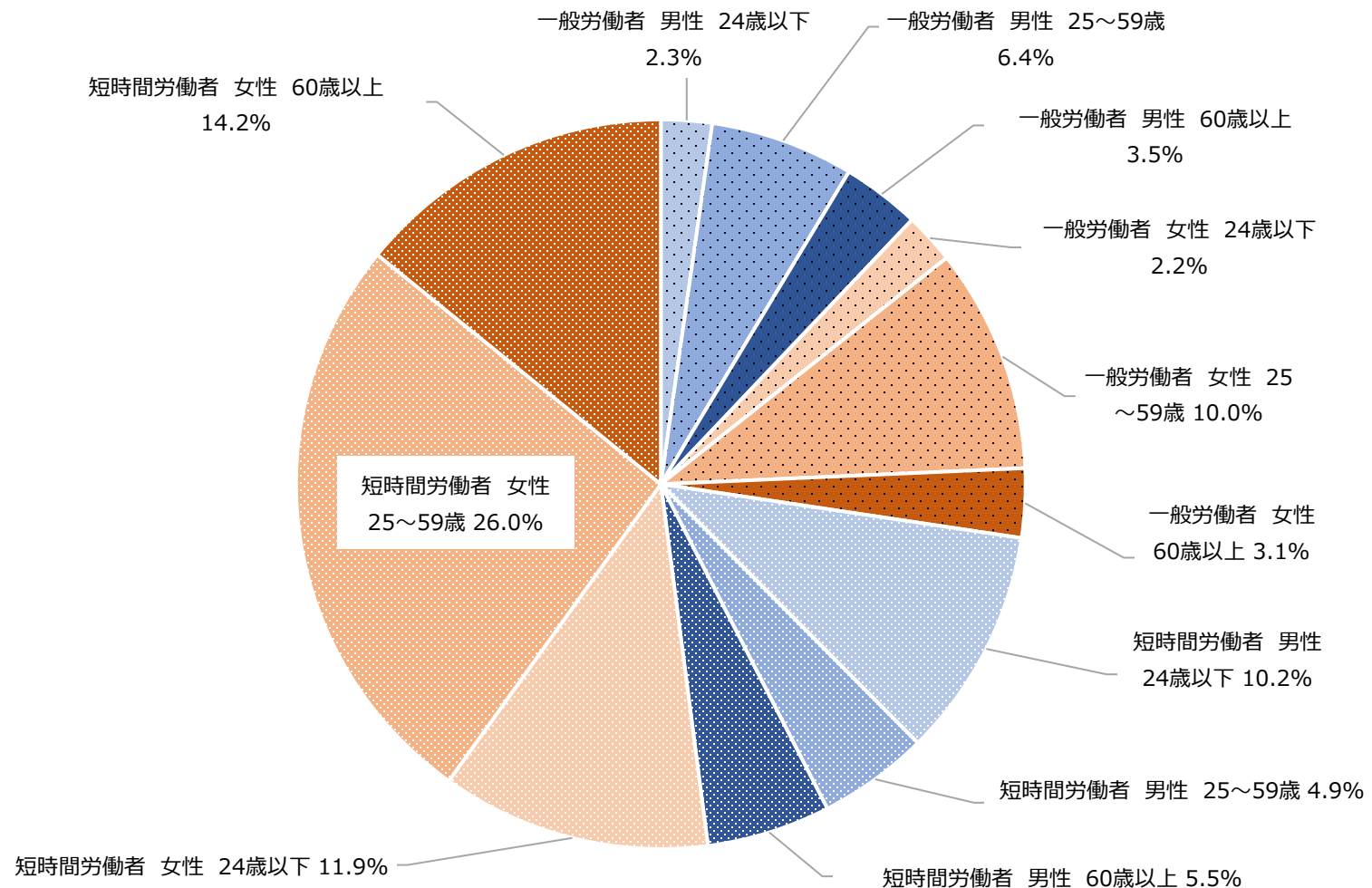
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



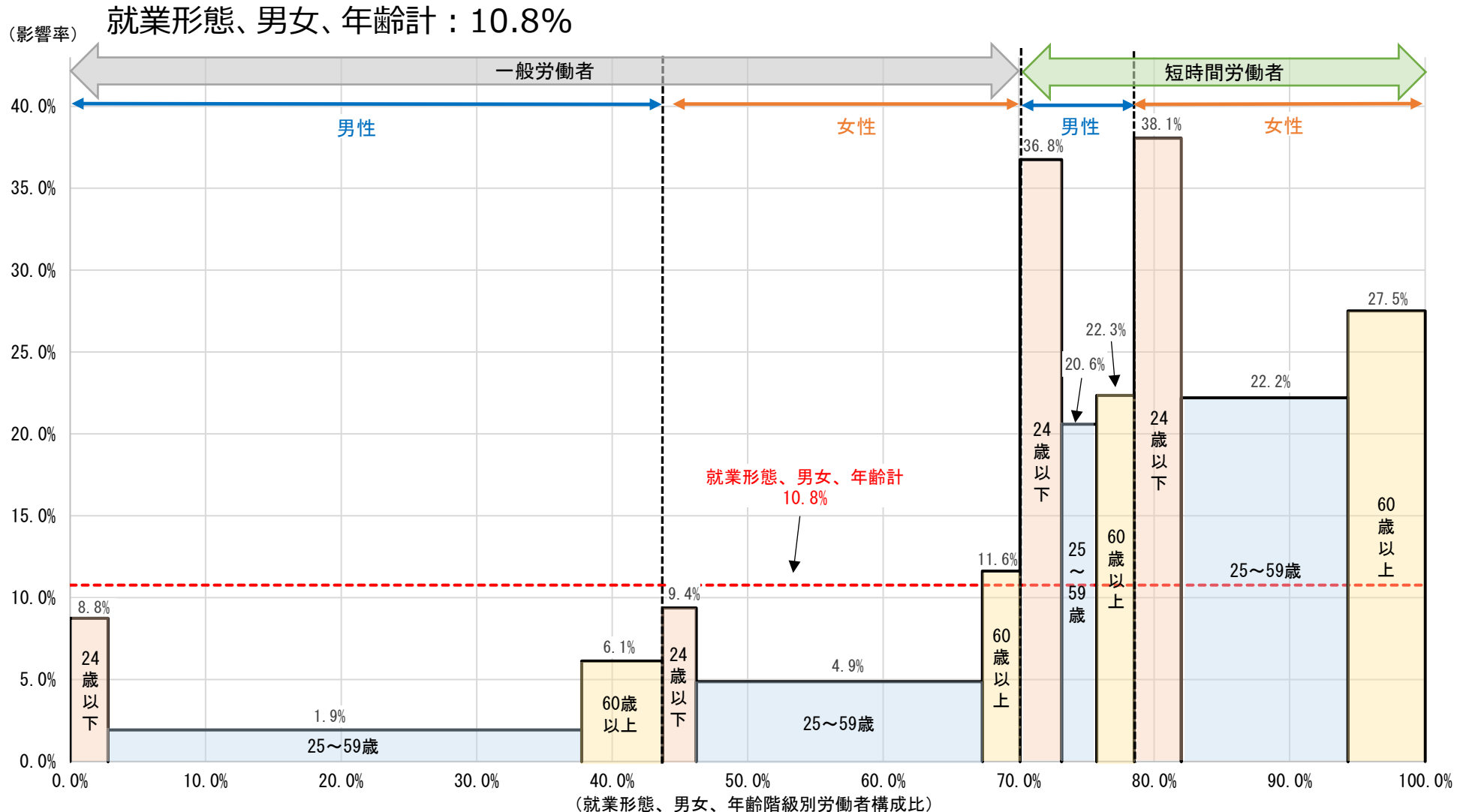
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

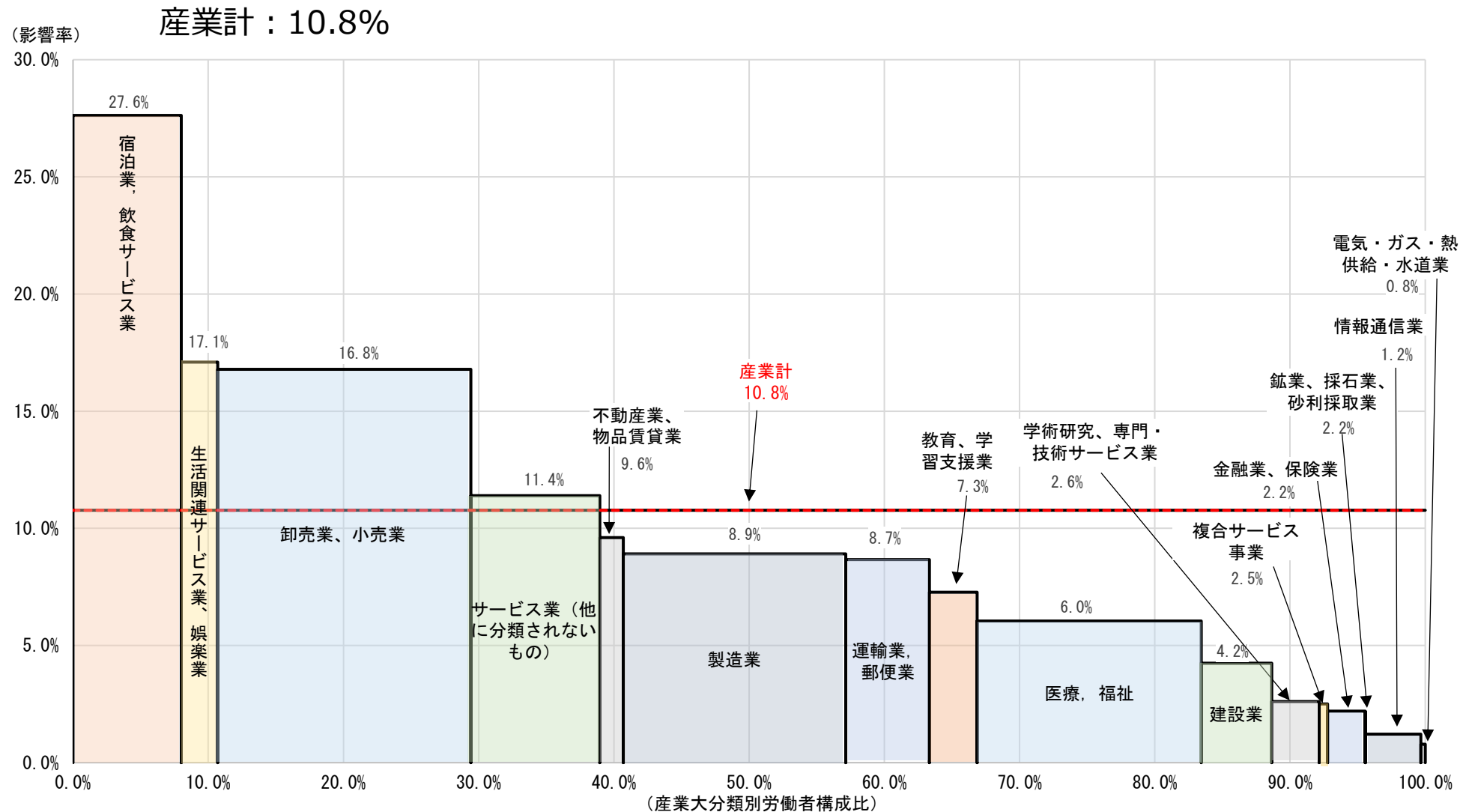
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

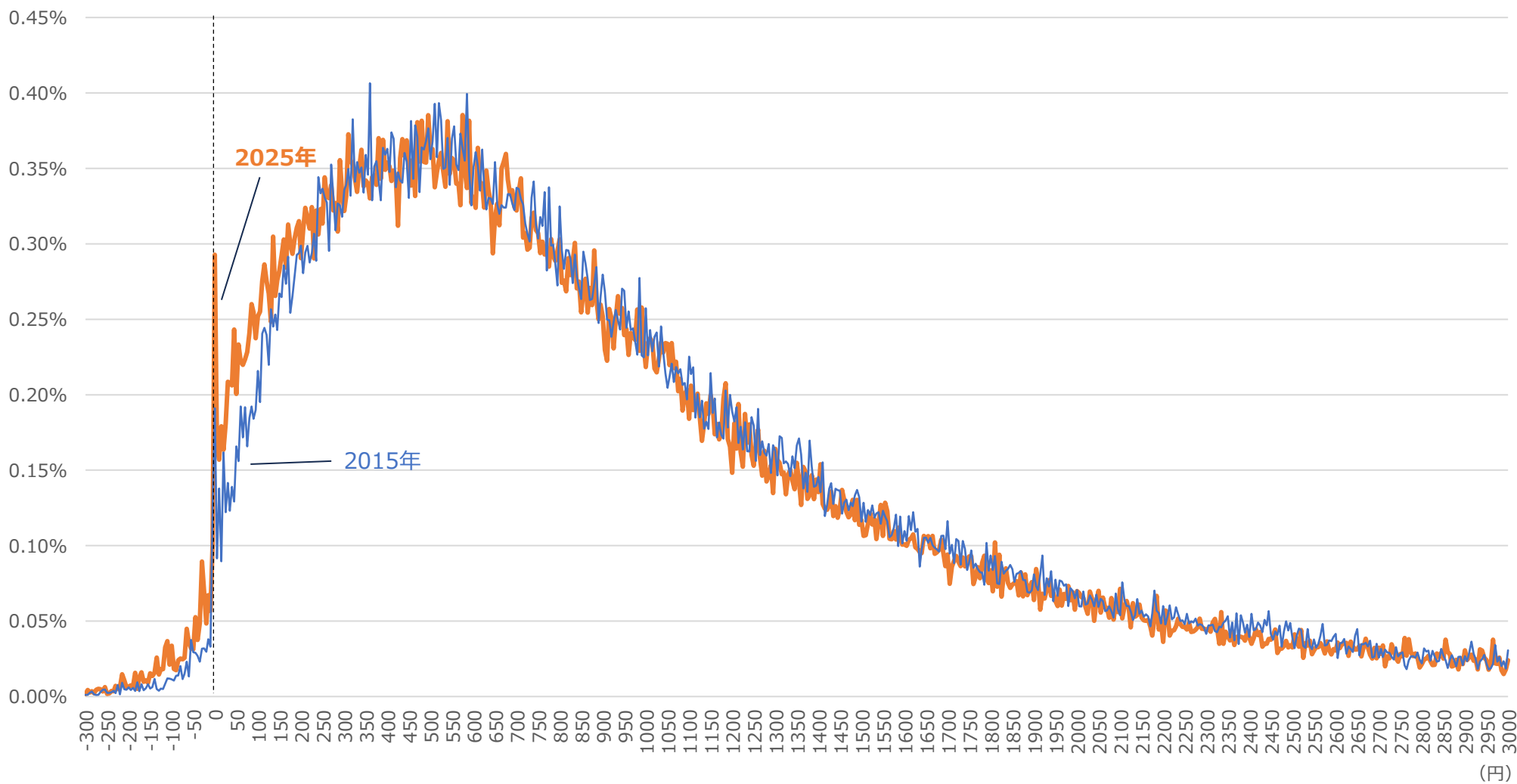
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

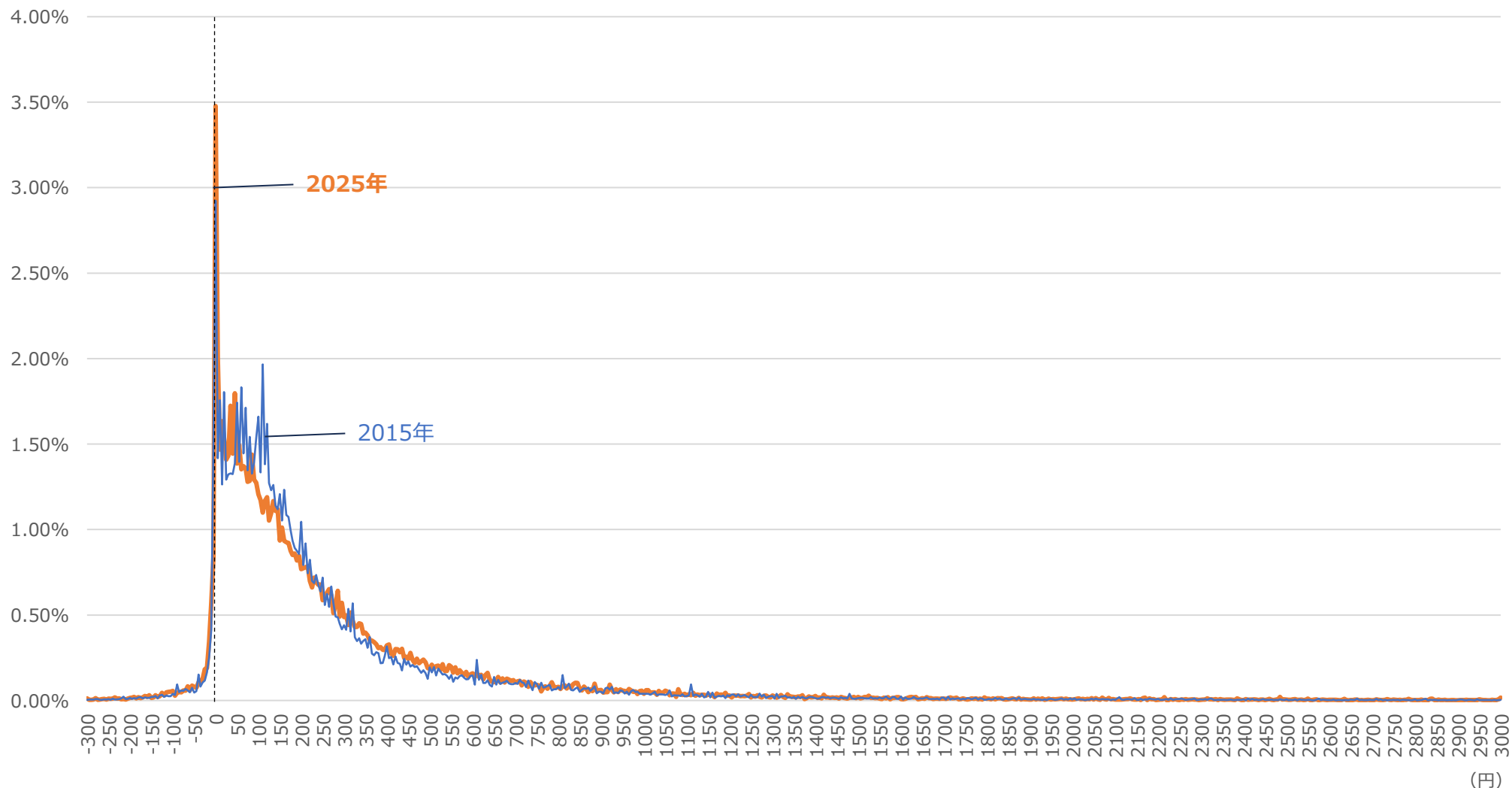
（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

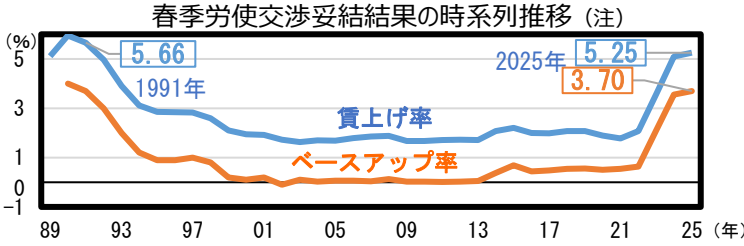
Ministry of Health, Labour and Welfare

賃上げ環境の整備

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、**賃上げ率が2年連続で5%台**で、約30年ぶりの高水準



主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- **事業承継・M&A**の支援強化
- 「**100億企業**」の創出支援
- **予兆管理**や**再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒し**、**医療・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げを支援**
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善の取組を支援**

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者を支援**
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「**省力化投資促進プラン**」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する**専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」**による、**全国規模でのサポート体制を構築**。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

①**飲食業**（農林水産省・厚生労働省）

②**宿泊業**（観光庁・厚生労働省）

③**小売業**（農林水産省・経済産業省）

④**生活関連サービス業**

（1）理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省）

（2）冠婚葬祭業（経済産業省）

⑤**その他サービス業**

（1）自動車整備業（国土交通省）

（2）ビルメンテナンス業（厚生労働省）

（3）警備業（警察庁）

⑥**製造業**

（1）中小製造業（経済産業省）

（2）食品製造業（農林水産省）

⑦**運輸業**

（1）鉄道（国土交通省）

（2）自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省）

（3）海事（国土交通省）

（4）航空（国土交通省）

⑧**建設業**（国土交通省）

⑨**医療**（厚生労働省）

⑩**介護・福祉**

（1）介護（厚生労働省）

（2）障害福祉（厚生労働省）

⑪**保育**（こども家庭庁）

⑫**農林水産業**

（1）農業（農林水産省）

（2）林業（農林水産省）

（3）水産業（農林水産省）

中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 2026年度当初予算額（2025年度当初予算額） | <2025年度補正予算額>

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）

| 554億円(633億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

| 18億円(制度要求) |

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース）

| 533億円(542億円) |

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

| 33億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>

各都道府県によろず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

- ① **中小企業成長加速化補助金**（補助上限額：5億円、補助率：1/2）
…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。
- ② **デジタル化・AI導入補助金**（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。
- ③ **小規模事業者持続化補助金**（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）
…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。
- ④ **事業承継・M&A補助金**（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）
…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

- ① **新事業進出・ものづくり商業サービス補助金**（補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3）
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。
- ② **省力化投資補助金**（カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3）
…人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） | 122億円(123億円) |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	—
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※1）	80,439	35,202	—
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	—
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	—
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※2）	6,568	1,950	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※2）	9,661	3,161	—
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	—
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	—
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※1 「IT導入補助金」については、令和7年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※2 「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和8年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

2026年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となります。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用ポイント

賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

活用ポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

活用ポイント

労働時間削減等の取組(賃上げ・割増賃金率)+設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

コース区分	基本部分	助成上限額	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間削減・年次有給休暇取得促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算率は2倍になります。また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算率は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1)人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2)5%以上の賃上げ又は賃格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者実際に賃格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円

活用ポイント

職業訓練+経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3)訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

活用ポイント

雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75%(50%)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※)賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ支援助成金パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R.4)

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度からの繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみ予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度	(件)
滋賀	223	266	263	
京都	176	435	438	
大阪	990	1,261	973	
兵庫	550	853	968	
奈良	159	242	280	
和歌山	173	226	276	
鳥取	171	183	150	
島根	160	159	220	
岡山	257	189	288	
広島	385	409	522	
山口	232	292	271	
徳島	130	317	299	
香川	236	315	406	
愛媛	169	300	375	
高知	191	164	163	
福岡	511	811	754	
佐賀	202	199	255	
長崎	214	251	326	
熊本	136	260	232	
大分	225	290	280	
宮崎	145	156	250	
鹿児島	115	152	178	
沖縄	215	334	489	
全国計	12,977	17,616	18,515	

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

＜中小企業省力化投資補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率**：カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額＋6％以上、かつ、事業場内最低賃金＋3％以上の場合**上限額を最大1,500万円に引上げ**
一般型 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6％以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合**上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

＜事業承継・M&A補助金＞（事業承継促進枠） 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：事業承継に際して行う設備投資等を支援
- **補助率**：1/2～2/3
- **補助上限**：最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比＋3％以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

＜新事業進出・ものづくり商業サービス補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率**：補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6％以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合上限額を最大9,000万円に引上げ ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

<小規模事業者持続化補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

<デジタル化・AI導入補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

<中小企業成長加速化補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
※対象者の要件
（1）「100億宣言」を行っていること。
（2）補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
（3）一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費</u> （ <u>拠点新設・増築等</u> ※）、 <u>機械装置費</u> （ <u>器具・備品費含む</u> ）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

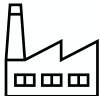
中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では昨年の約3倍となる「総額3,000億円規模の100億企業支援」を措置。
 - ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
 - ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置

【概略】 ※1次公募 採択倍率：約6.0倍

項目	内容
1 上限額	5億円（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等

💡【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



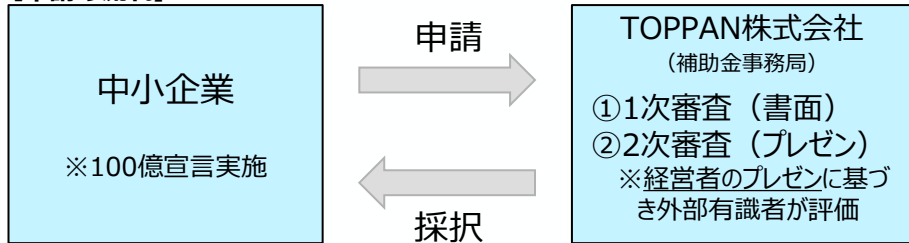
イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略
（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造
（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組
（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

デジタル化・AI導入補助金

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算事業から、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

	通常枠	複数社連携 デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツール を受注者に共有し、取 引先のインボイス対応 を促す	サイバーセキュリティ対 策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティお 助け隊サービス利用 料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールのプロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以 上～令和7年度改定の地域別最低賃 金未満」で雇用している従業員が全従 業員30%以上である月が3か月以上で あることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

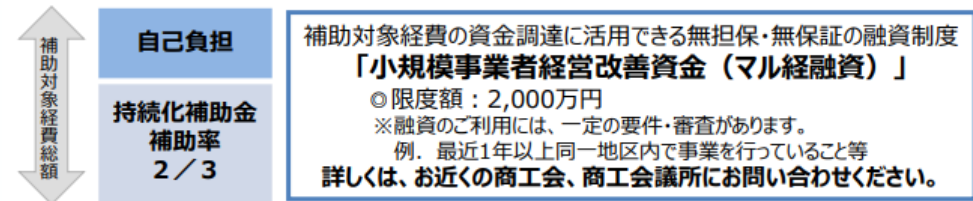
【概要】

項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



※内容は変更となる可能性があります

事業承継・M&A補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



先代経営者 → 後継者

5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

- 【対象経費の例】
- 店舗改装工事費用
 - 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M&Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型 ■ 買い手支援類型



譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け

■ 買い手支援類型
補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

- 【対象経費の例】
- M&A仲介業者やFAへの手数料等
 - デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M&A後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型



譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け

■ 事業統合投資類型



譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け

■ PMI 専門家活用類型
補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型
補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

- 【対象経費の例】
- PMI専門家への委託費用
 - 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



廃業 → 一部譲り受

事業譲渡に伴う廃業が対象



廃業 → 新規事業

廃業後の再チャレンジが対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

- 【対象経費の例】
- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、**土壌汚染調査費**

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2、2/3)

中小企業等

枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

取適法（改正下請法）の概要

法目的 中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象 ①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

義務

発注内容を明示する義務 (発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2 年)

支払期日 (受領後 60 日以内) を定める義務

遅延利息 (14.6%) の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延 (手形払等の禁止)

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

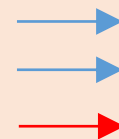
特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い



中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

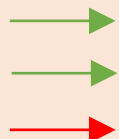
常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い



中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下
(個人含む)

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勧奨**。

③ **調査、公表**（例：価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない**旨を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じ周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加算措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**（脱炭素化・情報化等）
- (2) **委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行**（※）（振興法に基づく「**振興基準**」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正
※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

（参考）コーポレートガバナンス・コード

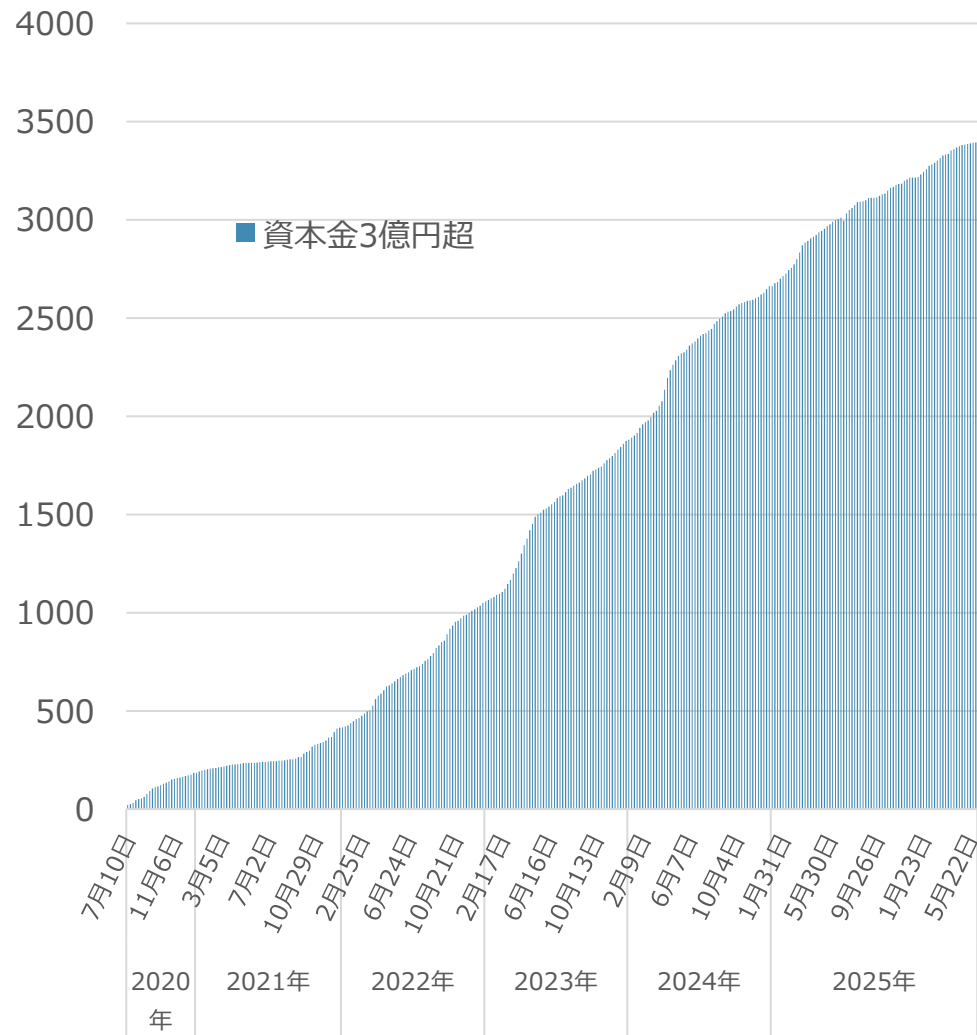
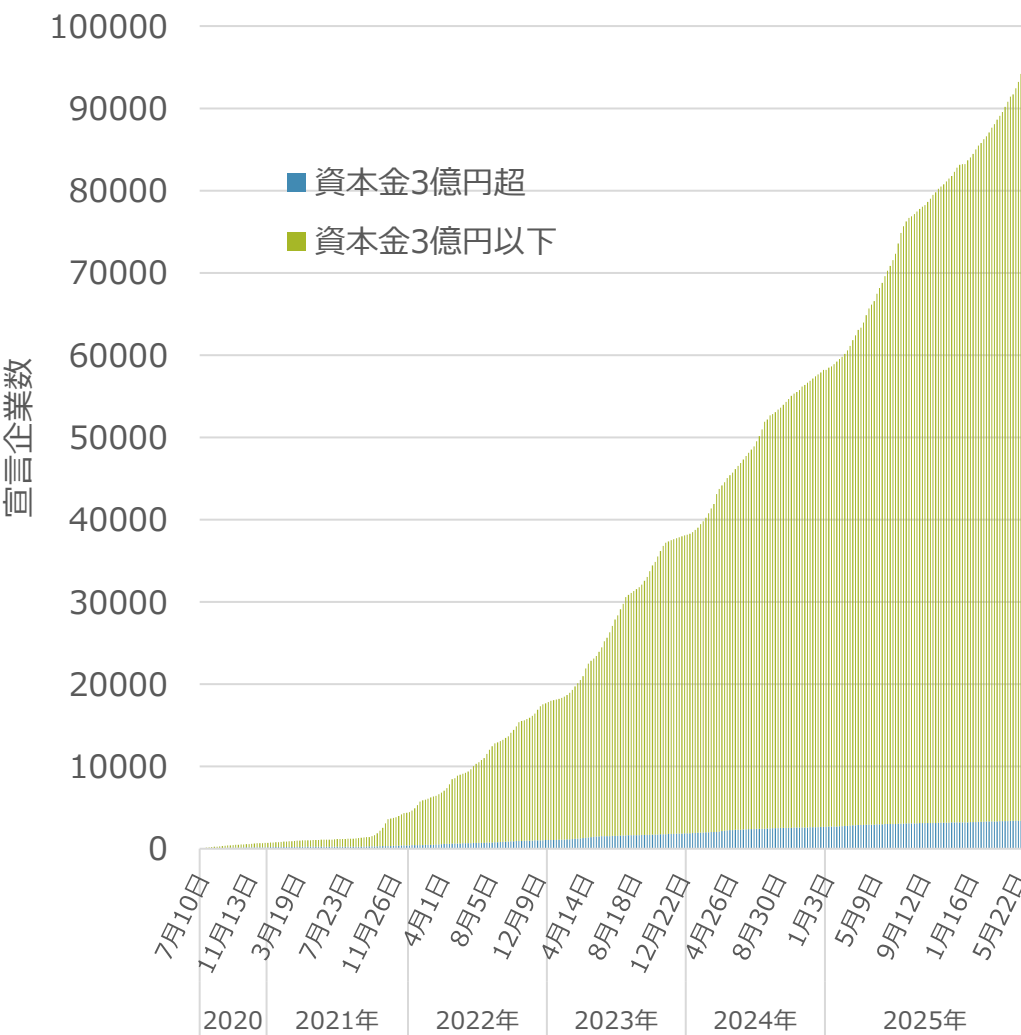
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則2－3①】取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂）抜粋】**取引先との公正・適正な取引**については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況について取締役会が監督することが有益**である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■宣言数の推移



2025年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数 69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率 23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②下請Gメンによるヒアリング調査

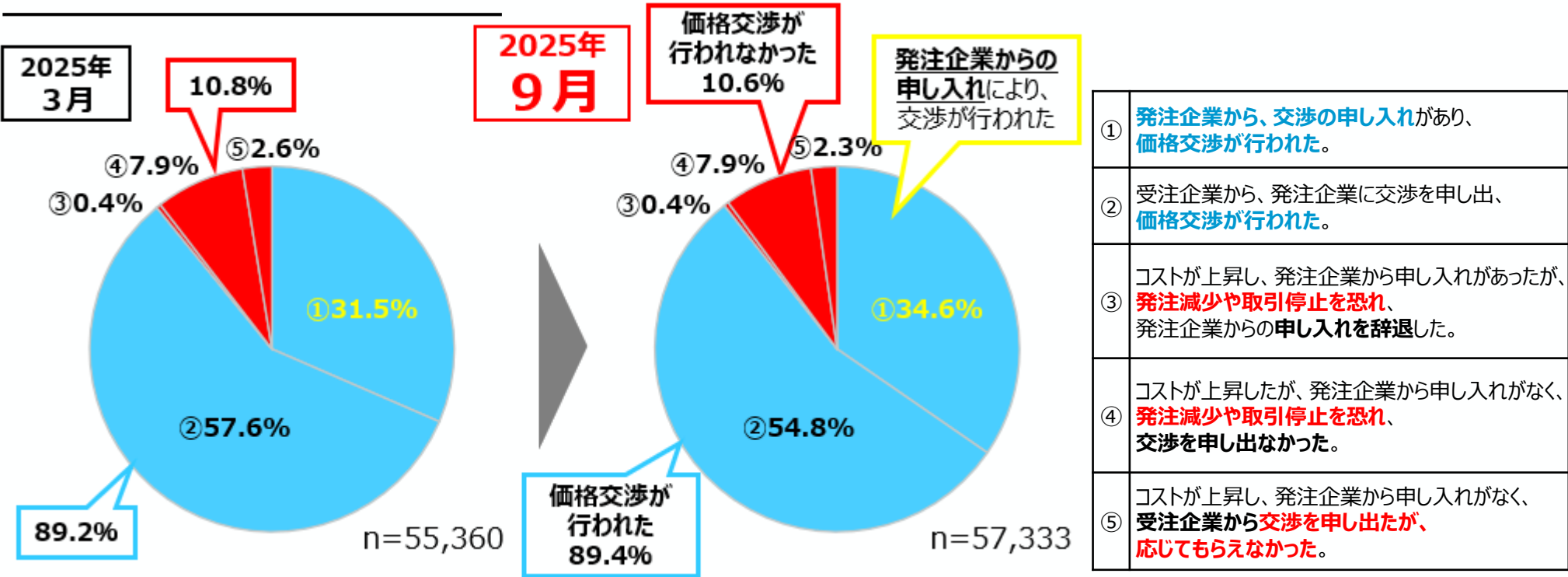
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
- 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



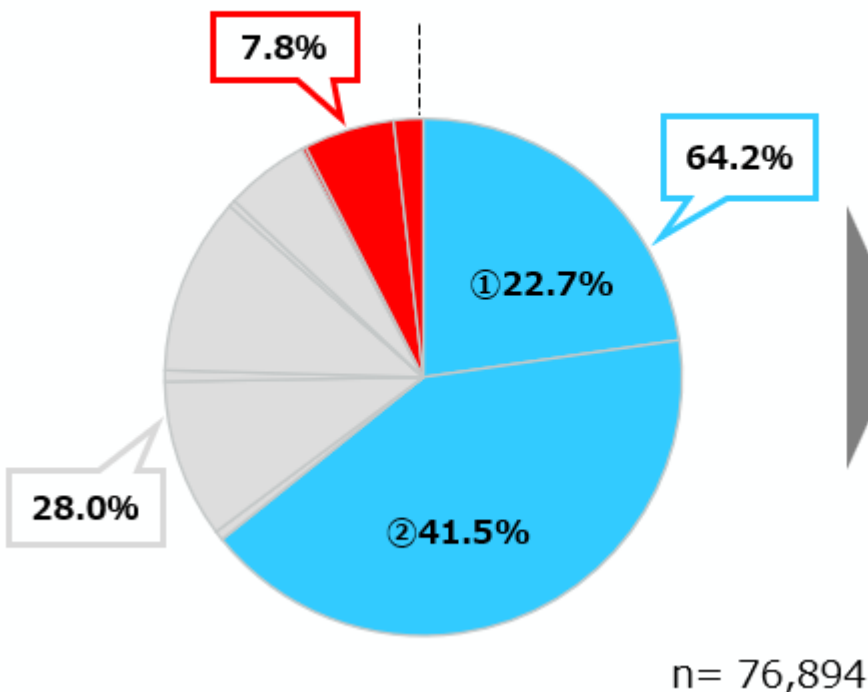
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

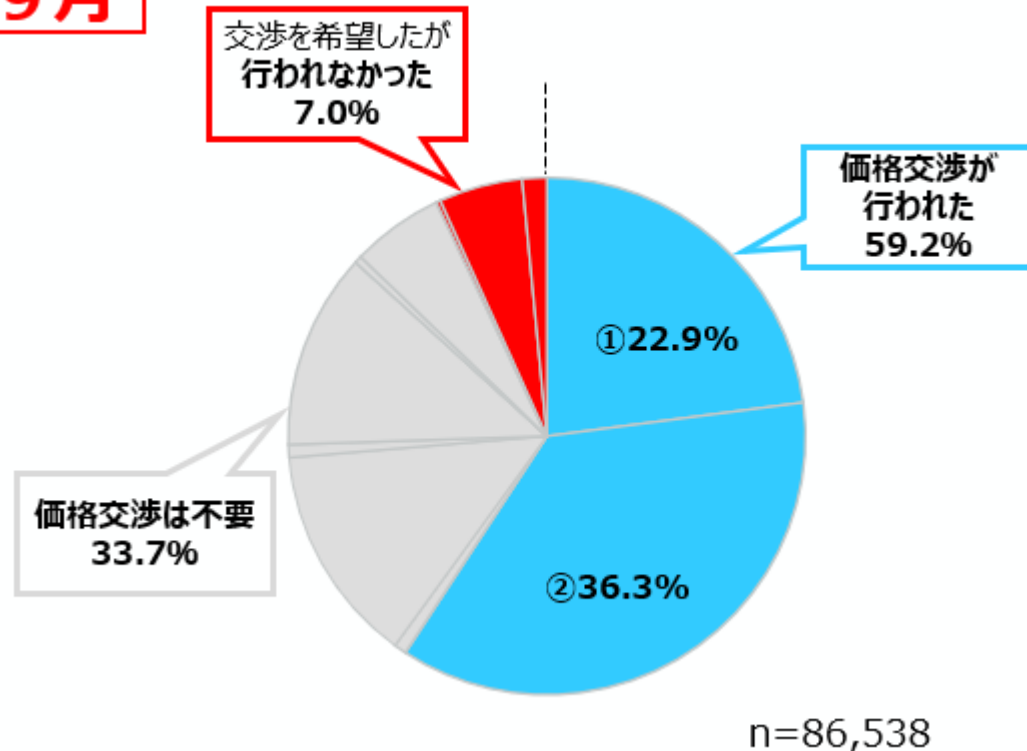
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.7%→22.9%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約6割（59.2%）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は若干減少（前回7.8%→7.0%）。

直近6か月間における価格交渉の状況

3月



9月



【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

3月

9月

n= 76,894

n=86,538

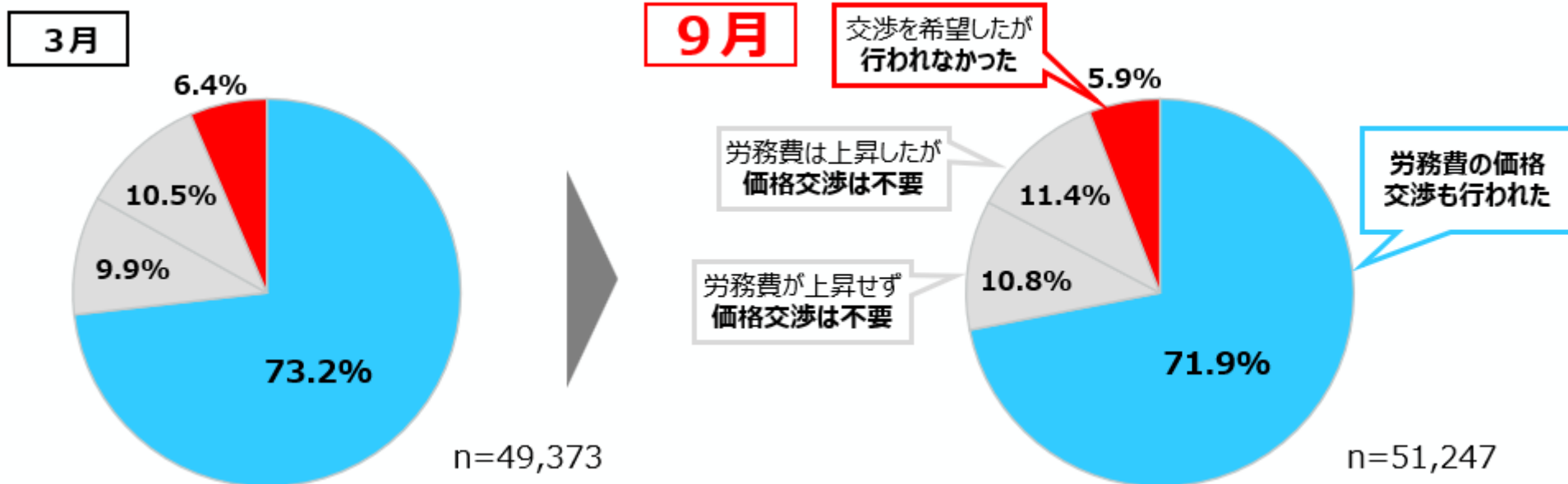
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%	22.9%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%	36.3%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	0.8%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%	13.7%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%	12.3%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%	5.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%	5.2%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（59.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回6.4%→**5.9%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を**周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況



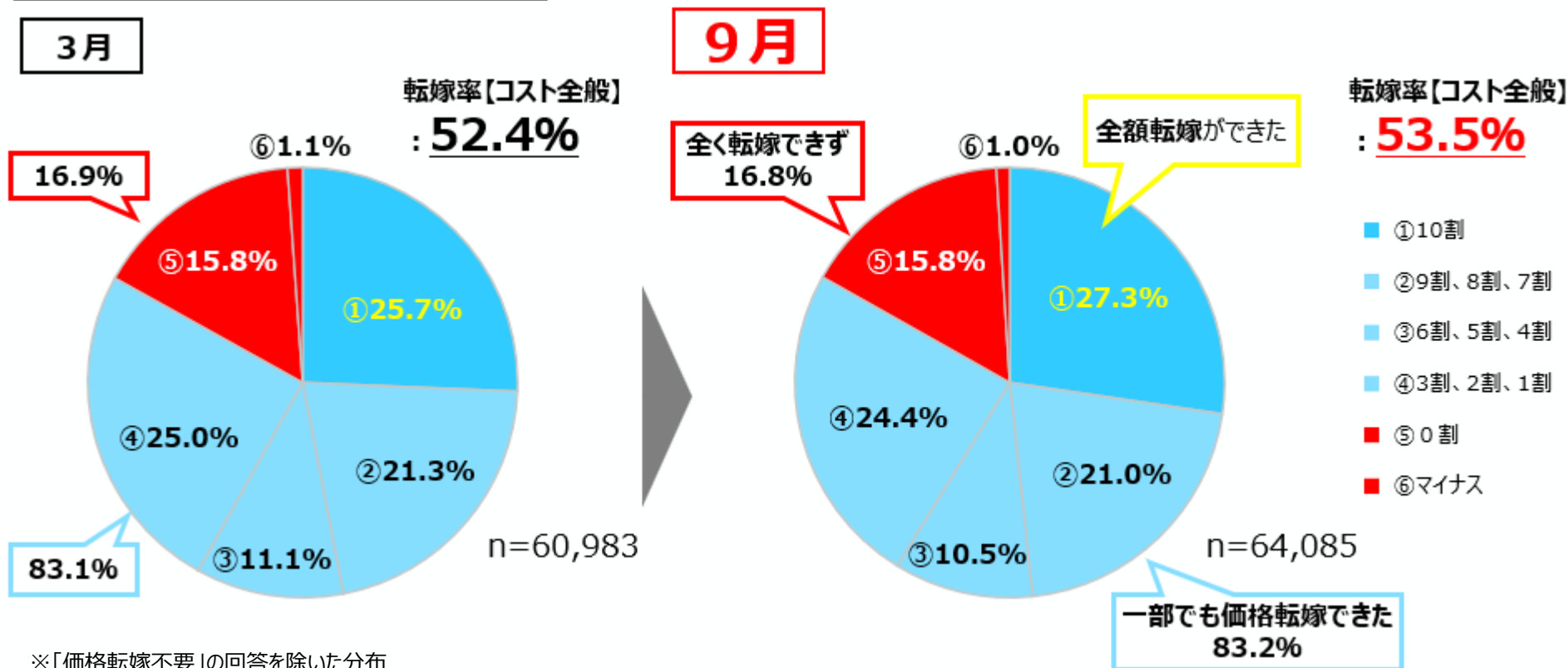
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費の交渉を申し出たものの、**自助努力で解決すべき**、他社に切り替える、などと言われ交渉が難航した。
- ▲ 労務費の価格交渉を申し出たが、根拠資料を求められ、**詳細資料を提出したが交渉に応じてもらえなかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は**53.5%**。今年3月時点より**約1ポイント増加**（前回52.4%→53.5%）。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は、**8割超**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.9%→16.8%）。
 - **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、6 割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少（前回13.4%→12.5%）。

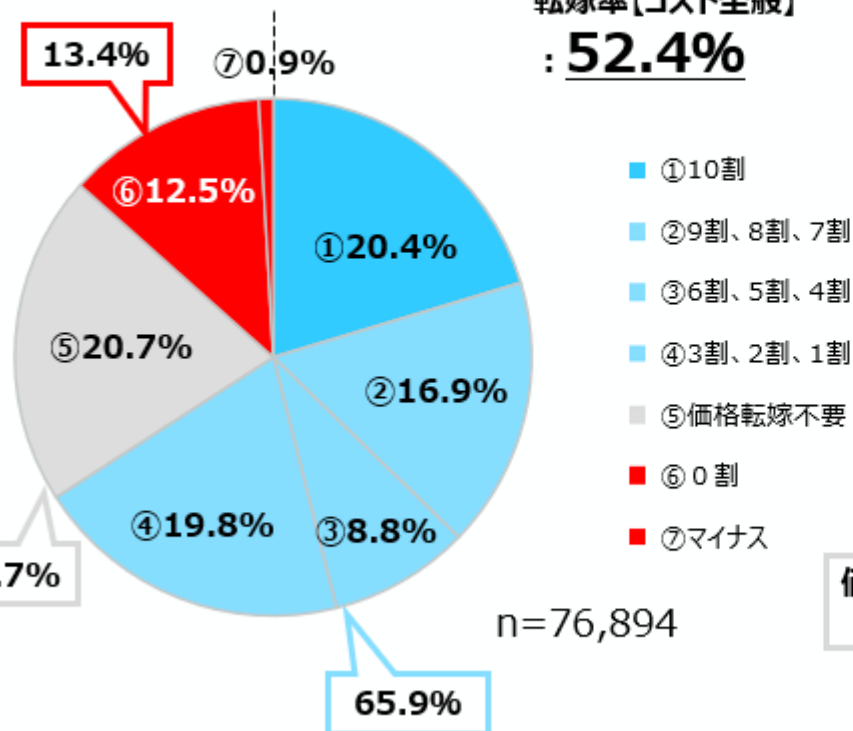
直近 6 か月間における価格転嫁の状況

3月

9月

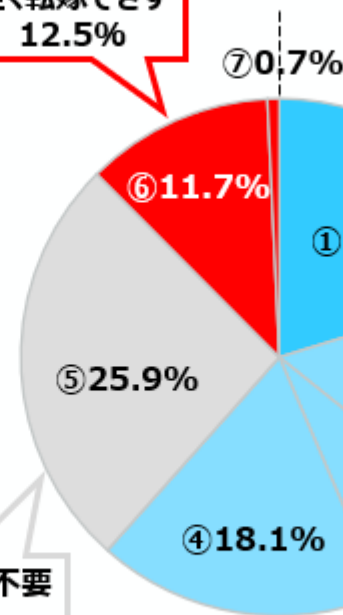
転嫁率【コスト全般】
: **52.4%**

転嫁率【コスト全般】
: **53.5%**



価格転嫁は不要
25.9%

全く転嫁できず
12.5%

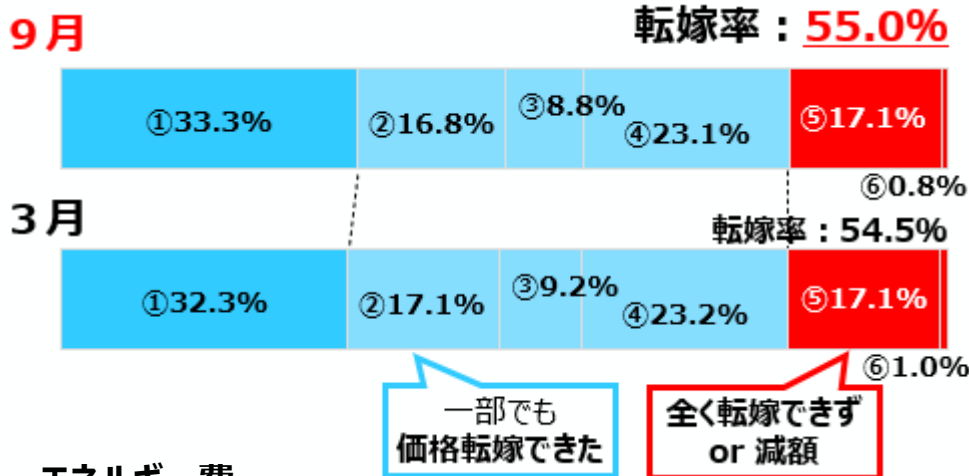


一部でも価格転嫁できた
61.6%

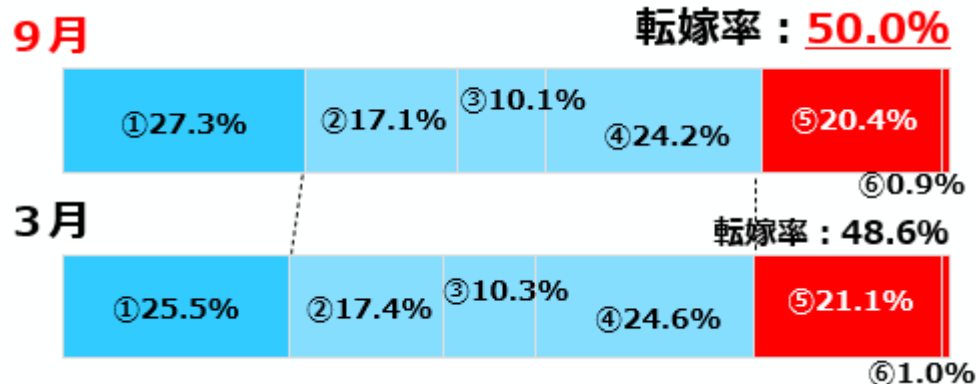
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて 5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

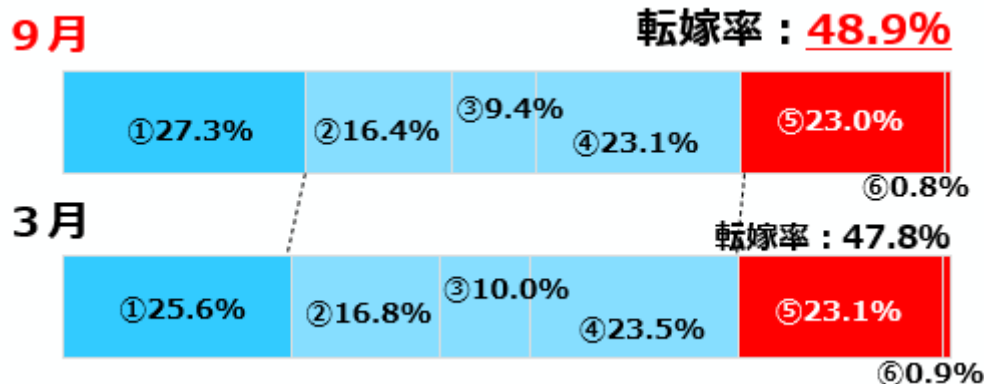
原材料費



労務費



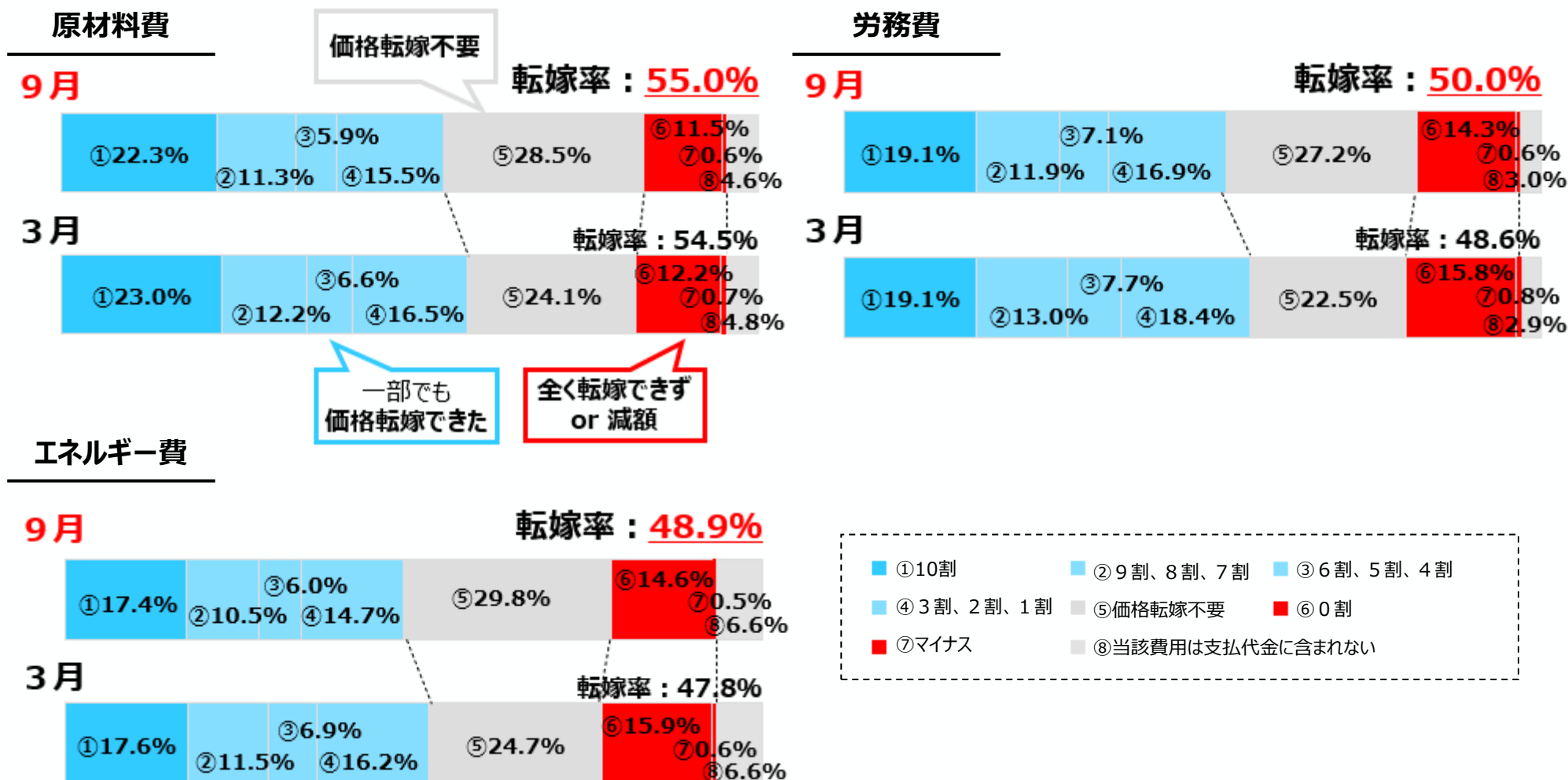
エネルギー費



■ ①10割 ■ ②9割、8割、7割 ■ ③6割、5割、4割
 ■ ④3割、2割、1割 ■ ⑤0割 ■ ⑥マイナス

【参考】価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ約1～2ポイント減少。
- 「全額転嫁できた」割合は、いずれのコストにおいてもほぼ横ばいの状況。

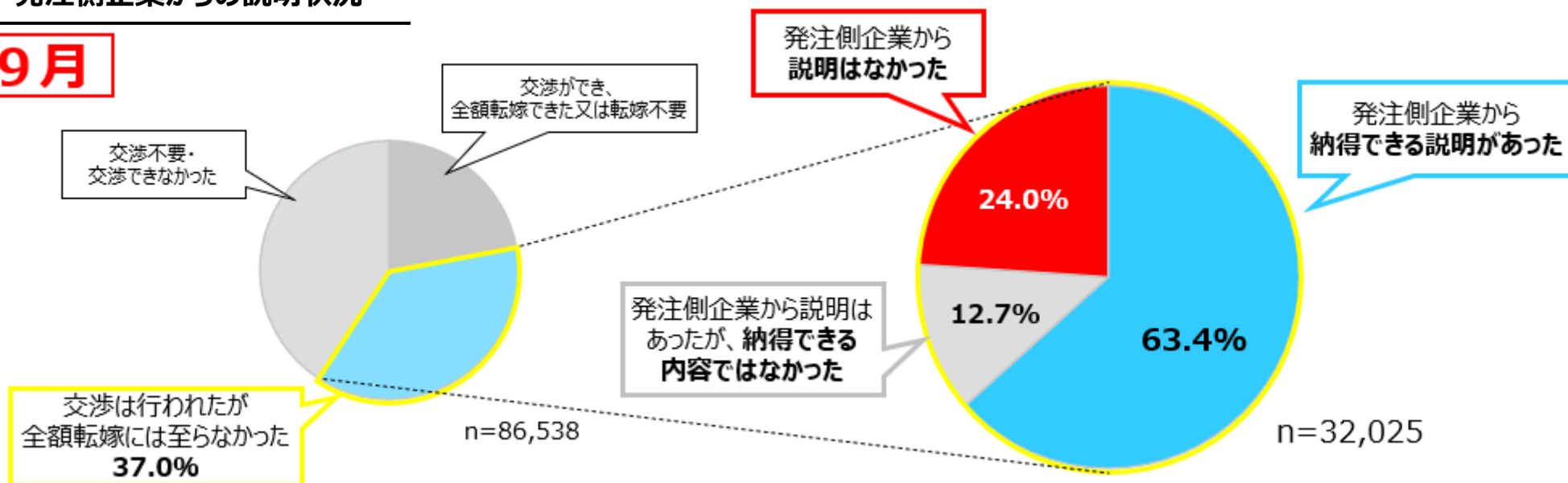


価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の37.0%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約 4 割（前回38.2%→36.6%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
「中小受託取引適正化法」の施行により、価格協議において、必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止されるの旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

9月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 値上げ交渉を行ったが、申し入れた金額は受け入れられず一方的に金額を決められたうえ、転注を示唆された。
- ▲ 根拠資料を提出して交渉を申し入れたが、エビデンスが足りないと一蹴され、協議に応じてもらえなかった。複数回申し入れたが、3～4か月経っても返事がなく諦めた。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

交渉に応じている業種と応じていない業種の差が拡大。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点	
—	全体	↑	7.30 (7.18)
1位	建設	↑	7.96 (7.65)
2位	化学	↑	7.94 (7.52)
3位	造船	↑	7.58 (7.46)
4位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	7.55 (7.67)
5位	情報サービス・ソフトウェア	↓	7.39 (7.40)
6位	自動車・自動車部品	↑	7.29 (7.05)
7位	卸売	↓	7.28 (7.36)
8位	不動産業・物品賃貸	↑↑	7.26 (6.60)
8位	電機・情報通信機器	↓	7.26 (7.38)
10位	製薬	↓↓↓	7.22 (8.40)
11位	食品製造業	↓	7.14 (7.19)
12位	農業・林業	↑	7.13 (7.01)
12位	機械製造業	↑	7.13 (6.86)
14位	通信	↑↑	7.11 (6.36)
15位	飲食サービス	↓↓	7.09 (7.67)
16位	広告	↓	7.07 (7.13)
17位	金属	↑↑	7.05 (6.44)
17位	小売	↓	7.05 (7.27)
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↓↓	6.98 (7.54)
20位	金融・保険	↑	6.95 (6.86)
21位	放送コンテンツ	↓	6.77 (6.84)
22位	鉱業・採石・砂利採取	↓↓	6.67 (7.39)
23位	紙・紙加工	↓	6.57 (6.97)
24位	印刷	↑	6.48 (6.30)
25位	生活関連サービス	↓	6.42 (6.54)
26位	繊維	↑	6.38 (6.19)
27位	石油製品・石炭製品製造	↑	6.35 (6.02)
28位	建材・住宅設備	↓	6.27 (6.31)
29位	廃棄物処理	↓	5.90 (6.15)
30位	トラック運送	↓↓	5.60 (6.21)
—	その他	—	

※（）内は2025年3月の平均点を示す。3月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑：0.1～0.4ポイント 上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント 上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上 上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	—	10点
	申し入れが なかった	—	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、放送コンテンツ業、農業・林業などは、今年3月時点から転嫁率が悪化する結果となった。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率			各要素別の転嫁率								
						原材料費		エネルギー費		労務費				
全体			↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)
業 種 別	1位	化学	↑	66.7%	(64.8%)	↑	69.6%	(69.3%)	↑	62.5%	(62.4%)	↓	60.6%	(61.3%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	60.6%	(58.4%)	↑	64.5%	(62.8%)	↑	54.9%	(52.7%)	↑	56.0%	(53.3%)
	3位	機械製造業	↑	59.4%	(56.2%)	↑	64.8%	(63.3%)	↑	55.2%	(52.2%)	↑	54.5%	(50.6%)
	3位	造船	↑	59.4%	(57.6%)	↑	63.9%	(60.2%)	↓	55.1%	(57.9%)	↑	54.1%	(51.0%)
	5位	食品製造業	↓	59.3%	(60.3%)	↓	60.2%	(62.7%)	↑	53.1%	(52.2%)	↑	53.2%	(51.7%)
	6位	自動車・自動車部品	↑	58.9%	(56.6%)	↑	64.9%	(63.7%)	↑	56.0%	(55.0%)	↑	56.1%	(53.4%)
	7位	飲食サービス	↓	57.2%	(57.3%)	↑	60.7%	(58.4%)	↑	48.4%	(48.2%)	↑	48.5%	(46.1%)
	8位	金融・保険	↑↑	56.2%	(51.1%)	↑↑	58.6%	(50.5%)	↑↑	54.0%	(45.6%)	↑↑	56.0%	(47.7%)
	9位	金属	↑	54.2%	(50.9%)	↑	58.5%	(56.4%)	↑	49.4%	(47.5%)	↑	48.9%	(46.3%)
	10位	卸売	↓	54.1%	(54.4%)	↓	55.7%	(56.5%)	↑	49.4%	(48.1%)	↑	48.6%	(47.4%)
	11位	小売	↑	54.0%	(52.5%)	↑	55.7%	(53.4%)	↑	48.3%	(46.8%)	↑	48.0%	(46.3%)
	12位	建設	↑	53.2%	(52.6%)	↑	53.9%	(53.7%)	↑	49.8%	(48.2%)	↑	51.6%	(50.4%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9%	(52.2%)	↓	52.2%	(53.5%)	↓	48.6%	(51.0%)	↓	47.7%	(49.5%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7%	(53.6%)	↓	53.2%	(55.2%)	↓	49.3%	(50.1%)	↓	50.5%	(51.8%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4%	(51.5%)	↓	49.9%	(50.6%)	↓	45.8%	(48.1%)	↓	48.9%	(49.3%)
	16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7%	(48.5%)	↑	51.3%	(49.0%)	↑	47.2%	(46.0%)	↑	48.3%	(47.0%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9%	(54.3%)	↓	46.1%	(50.5%)	↓	43.2%	(46.0%)	↓	51.3%	(53.6%)
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0%	(46.0%)	↓	55.6%	(55.6%)	↑	44.9%	(42.4%)	↑	44.6%	(41.2%)
	18位	紙・紙加工	↓	50.0%	(51.4%)	↑	53.2%	(52.5%)	↓	45.5%	(46.8%)	↓	44.7%	(46.7%)
	20位	印刷	↑	49.9%	(47.7%)	↑	49.8%	(48.9%)	↑	42.7%	(41.3%)	↑	44.0%	(39.6%)
	21位	生活関連サービス	↓	48.9%	(50.2%)	↑	49.8%	(48.9%)	↓	42.3%	(44.5%)	↑	44.2%	(43.4%)
	22位	繊維	↑	48.1%	(47.5%)	↑	51.6%	(49.1%)	↑	44.6%	(41.6%)	↑	44.8%	(41.7%)
	23位	建材・住宅設備	↑	47.2%	(46.6%)	↑	48.9%	(48.3%)	↓	40.9%	(41.3%)	↑	41.6%	(39.5%)
	24位	製薬	↓↓↓	46.7%	(64.1%)	↓↓↓	50.8%	(68.7%)	↓↓↓	46.0%	(56.6%)	↓↓↓	42.6%	(61.7%)
	25位	通信	↑↑	46.6%	(37.7%)	↑↑	46.6%	(37.2%)	↑↑	43.4%	(34.1%)	↑↑	45.9%	(37.3%)
	26位	広告	↑	43.4%	(38.7%)	↓	43.6%	(48.4%)	↓	33.5%	(37.8%)	↑↑	42.8%	(36.3%)
	27位	農業・林業	↓	42.3%	(45.0%)	↓	41.9%	(44.6%)	↓	38.7%	(41.3%)	↓	38.1%	(38.9%)
	28位	廃棄物処理	↑	41.1%	(39.3%)	↑	38.0%	(37.2%)	↑	36.0%	(34.4%)	↓	34.9%	(35.3%)
	29位	放送コンテンツ	↓	40.1%	(43.2%)	↓	41.6%	(44.6%)	↓	34.2%	(36.0%)	↓	37.7%	(41.7%)
	30位	トラック運送	↓	34.7%	(36.1%)	↓	31.3%	(32.1%)	↓	30.4%	(33.1%)	↓	31.0%	(32.8%)
—	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

中堅企業※1

改正後

継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
+ 5%	15%		
+ 6%	25%		

改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
+ 4%	25%				

中小企業※2

改正後

全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
+ 2.5%	30%		

改正前

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
+ 2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのように向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている



- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

<より深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

- #1 物価上昇！どうする？
- #2 物の値段はどうやって決まる？
- #3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？
- #4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！
- #5 物価はなんで上がらないの？
- #6 物価をウォッチしよう！

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

動画は[こちら](#)、または



3～5分
で見られ
ます！

消費者庁 物価について考える

検索

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。

※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。

※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。



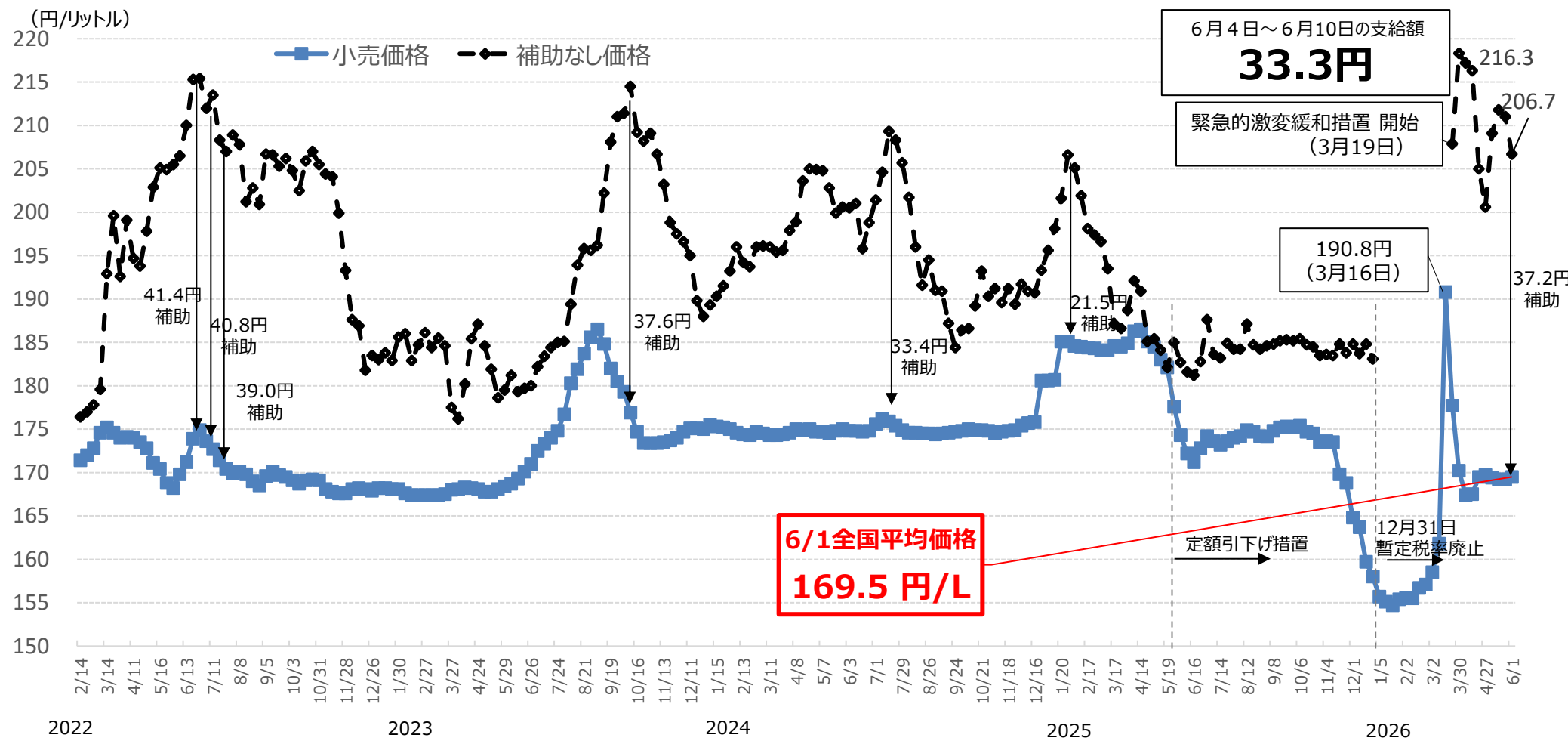
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
- 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
- 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。

※支給単価 = 翌週の想定ガソリン小売価格（今週の価格169.5円+前週の支給額37.2円+原油価格の変動分-3.4円）- 基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/m ³
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

いわゆる年収の壁の概要と対策

概要

106万
(社保)
↓
撤廃

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない
- 加入すると、**厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる**

130万
(社保)
↓
対応

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注2））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上となる場合、扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入し、保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
- 壁を超えても、被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと**給付面は変わらない**

対策（令和7年以降）

➤ 令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）

⇒ 賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）

※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）

⇒ 企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

- できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。

➤ キャリアアップ助成金の拡充

⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）

➤ 被扶養者認定に係る見直し

⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）

⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）

※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。

⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。

（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。

（注3）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

- ④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃（公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行）

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 (実績値)	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月開始、1人当たり最大75万円助成）

被扶養認定基準関係の見直し

① 被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。
※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化。

② 学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

キャリアアップ助成金の拡充（「年収130万円の壁」への対応）

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。



短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

- (注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。
 ・左記メニューからの切り替え可。
 ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用		

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
 ・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
 （被用者保険適用後1年目と2年目で比較）
 ・賃金は基本給。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

キャリアアップ助成金

令和8年度当初予算額 1,022億円 (1,025億円) ※ () 内は前年度当初予算額

令和6年度実績：71,981件

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。
また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円 (60万円)	40万円 (30万円)
無期→正規：	40万円 (30万円)	20万円 (15万円)

- ※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
- 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
 - 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数：20人

- ①有期→正規： 90万円 (67.5万円)
- ②有期→無期： 45万円 (33万円)
- ③無期→正規： 45万円 (33万円)

- ①3%以上4%未満： 4万円 (2.6万円)
- ②4%以上5%未満： 5万円 (3.3万円)
- ③5%以上6%未満： 6.5万円 (4.3万円)
- ④6%以上： 7万円 (4.6万円)

上限人数：100人

1事業所当たり 60万円 (45万円)

1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円 (30万円)

1事業所当たり1回のみ

60万円 (45万円) <75万円> (※)

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円 (15万円)

- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円 (30万円)

- 非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】

1事業所当たり 20万円 (15万円)

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)

- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円 (15万円)

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)

※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円 (45万円) となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



（参考）「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。



最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

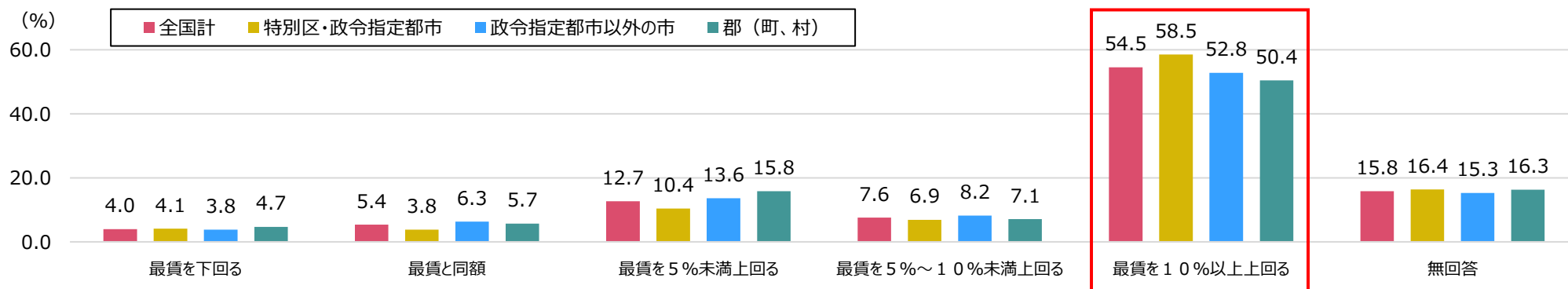
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025)の概要(速報)

調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																																		
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年度の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																																		
	調査の対象	従業員規模 1 人以上300人未満の全国の企業20,000社。 ※2024年調査に回答があった企業(8,618社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,382社を抽出。8,618社には、2021～2024年調査とも回答があったパネル接続可能企業（1,836社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																																		
	調査方法	郵送による配布・回収（回収にはオンライン併用）																																																		
	調査期間	2026年 1 月23日～ 2 月20日（3月末までに到着した調査票を集計）																																																		
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,754社（43.8% / 20,000社） （うち、2021年～2024年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,450社（79.0% / 1,836社）																																																		
	集計対象企業の主な属性	<table><tr><th>ランク</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1, 8 8 6</td><td>2 1 . 5</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>4, 4 6 9</td><td>5 1 . 1</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>2, 3 9 9</td><td>2 7 . 4</td></tr></table>		ランク	集計対象企業数	構成比（%）	Aランク	1, 8 8 6	2 1 . 5	Bランク	4, 4 6 9	5 1 . 1	Cランク	2, 3 9 9	2 7 . 4																																					
		ランク	集計対象企業数	構成比（%）																																																
	Aランク	1, 8 8 6	2 1 . 5																																																	
Bランク	4, 4 6 9	5 1 . 1																																																		
Cランク	2, 3 9 9	2 7 . 4																																																		
		<table><tr><th>従業員数</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>1～4人</td><td>3, 3 5 9</td><td>3 8 . 4</td></tr><tr><td>5～9人</td><td>1, 8 9 5</td><td>2 1 . 6</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>1, 4 9 2</td><td>1 7 . 0</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>6 4 7</td><td>7 . 4</td></tr><tr><td>30～49人</td><td>6 6 1</td><td>7 . 6</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>4 5 7</td><td>5 . 2</td></tr><tr><td>100～299人</td><td>2 4 3</td><td>2 . 8</td></tr></table>		従業員数	集計対象企業数	構成比（%）	1～4人	3, 3 5 9	3 8 . 4	5～9人	1, 8 9 5	2 1 . 6	10～19人	1, 4 9 2	1 7 . 0	20～29人	6 4 7	7 . 4	30～49人	6 6 1	7 . 6	50～99人	4 5 7	5 . 2	100～299人	2 4 3	2 . 8																									
従業員数	集計対象企業数	構成比（%）																																																		
1～4人	3, 3 5 9	3 8 . 4																																																		
5～9人	1, 8 9 5	2 1 . 6																																																		
10～19人	1, 4 9 2	1 7 . 0																																																		
20～29人	6 4 7	7 . 4																																																		
30～49人	6 6 1	7 . 6																																																		
50～99人	4 5 7	5 . 2																																																		
100～299人	2 4 3	2 . 8																																																		
		<table><tr><th>業種</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>建設業</td><td>1, 8 8 4</td><td>2 1 . 5</td></tr><tr><td>製造業</td><td>1, 4 6 9</td><td>1 6 . 8</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>1 6 3</td><td>1 . 9</td></tr><tr><td>運輸業</td><td>3 5 7</td><td>4 . 1</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>8 1 7</td><td>9 . 3</td></tr><tr><td>小売業</td><td>1, 1 6 1</td><td>1 3 . 3</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>1 0 9</td><td>1 . 2</td></tr><tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>3 4 3</td><td>3 . 9</td></tr><tr><td>宿泊業</td><td>1 1 4</td><td>1 . 3</td></tr><tr><td>飲食サービス業</td><td>4 0 3</td><td>4 . 6</td></tr><tr><td>生活関連サービス業</td><td>2 6 6</td><td>3 . 0</td></tr><tr><td>娯楽業</td><td>6 9</td><td>0 . 8</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>9 3</td><td>1 . 1</td></tr><tr><td>医療、福祉</td><td>4 5 0</td><td>5 . 1</td></tr><tr><td>上記以外のサービス業</td><td>1, 0 5 6</td><td>1 2 . 1</td></tr></table>			業種	集計対象企業数	構成比（%）	建設業	1, 8 8 4	2 1 . 5	製造業	1, 4 6 9	1 6 . 8	情報通信業	1 6 3	1 . 9	運輸業	3 5 7	4 . 1	卸売業	8 1 7	9 . 3	小売業	1, 1 6 1	1 3 . 3	金融業、保険業	1 0 9	1 . 2	不動産業、物品賃貸業	3 4 3	3 . 9	宿泊業	1 1 4	1 . 3	飲食サービス業	4 0 3	4 . 6	生活関連サービス業	2 6 6	3 . 0	娯楽業	6 9	0 . 8	教育、学習支援業	9 3	1 . 1	医療、福祉	4 5 0	5 . 1	上記以外のサービス業	1, 0 5 6	1 2 . 1
業種	集計対象企業数	構成比（%）																																																		
建設業	1, 8 8 4	2 1 . 5																																																		
製造業	1, 4 6 9	1 6 . 8																																																		
情報通信業	1 6 3	1 . 9																																																		
運輸業	3 5 7	4 . 1																																																		
卸売業	8 1 7	9 . 3																																																		
小売業	1, 1 6 1	1 3 . 3																																																		
金融業、保険業	1 0 9	1 . 2																																																		
不動産業、物品賃貸業	3 4 3	3 . 9																																																		
宿泊業	1 1 4	1 . 3																																																		
飲食サービス業	4 0 3	4 . 6																																																		
生活関連サービス業	2 6 6	3 . 0																																																		
娯楽業	6 9	0 . 8																																																		
教育、学習支援業	9 3	1 . 1																																																		
医療、福祉	4 5 0	5 . 1																																																		
上記以外のサービス業	1, 0 5 6	1 2 . 1																																																		
	備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・集計結果は、産業、従業員規模、ランク別の集計後の企業構成比が母集団の企業構成比と同様となるように復元処理（ウェイトバック）したものである。																																																		

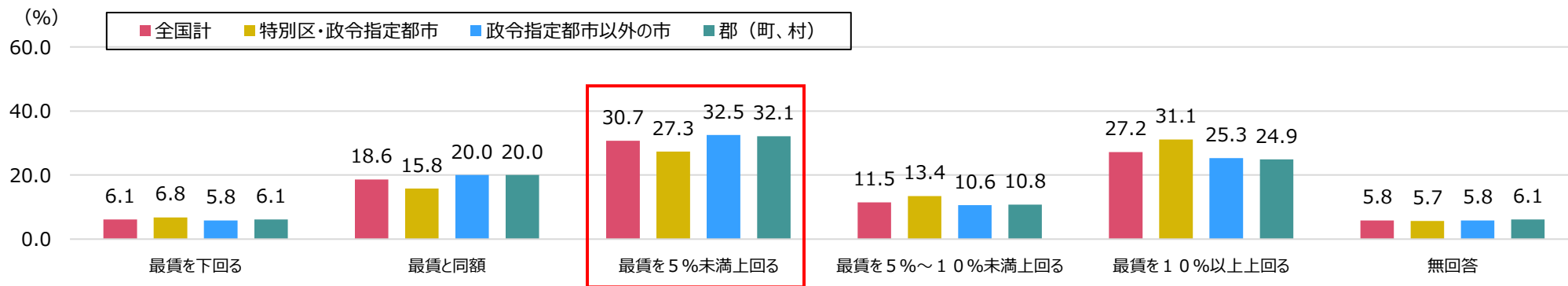
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

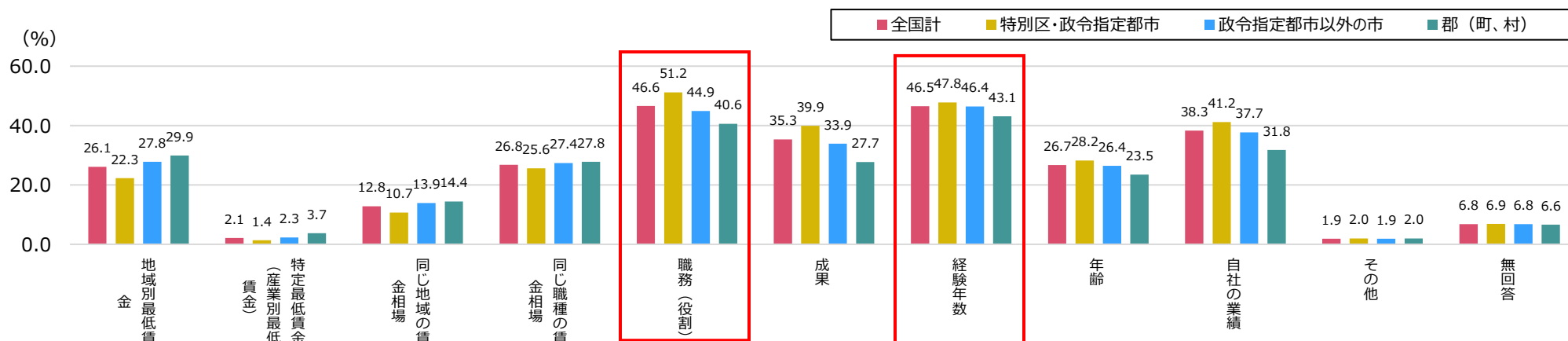
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

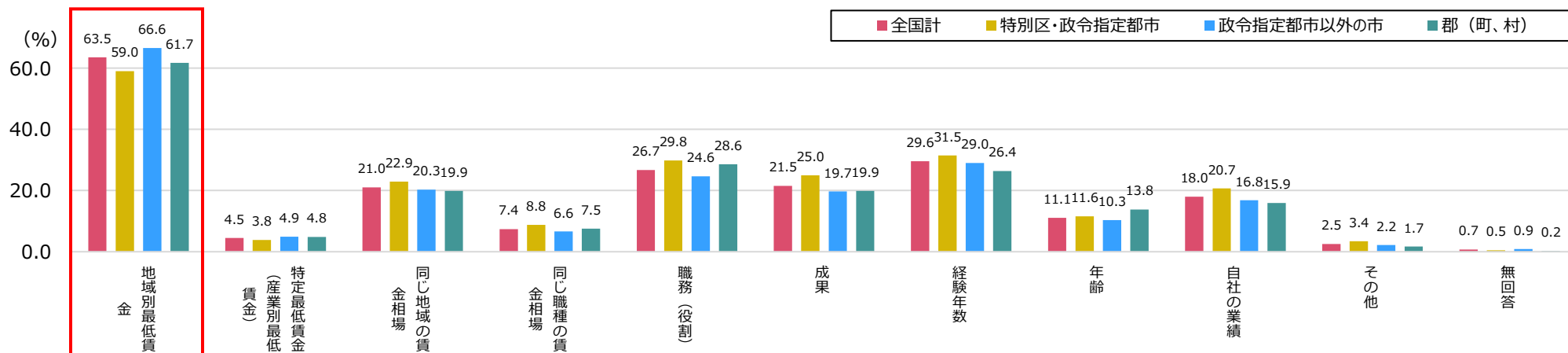
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



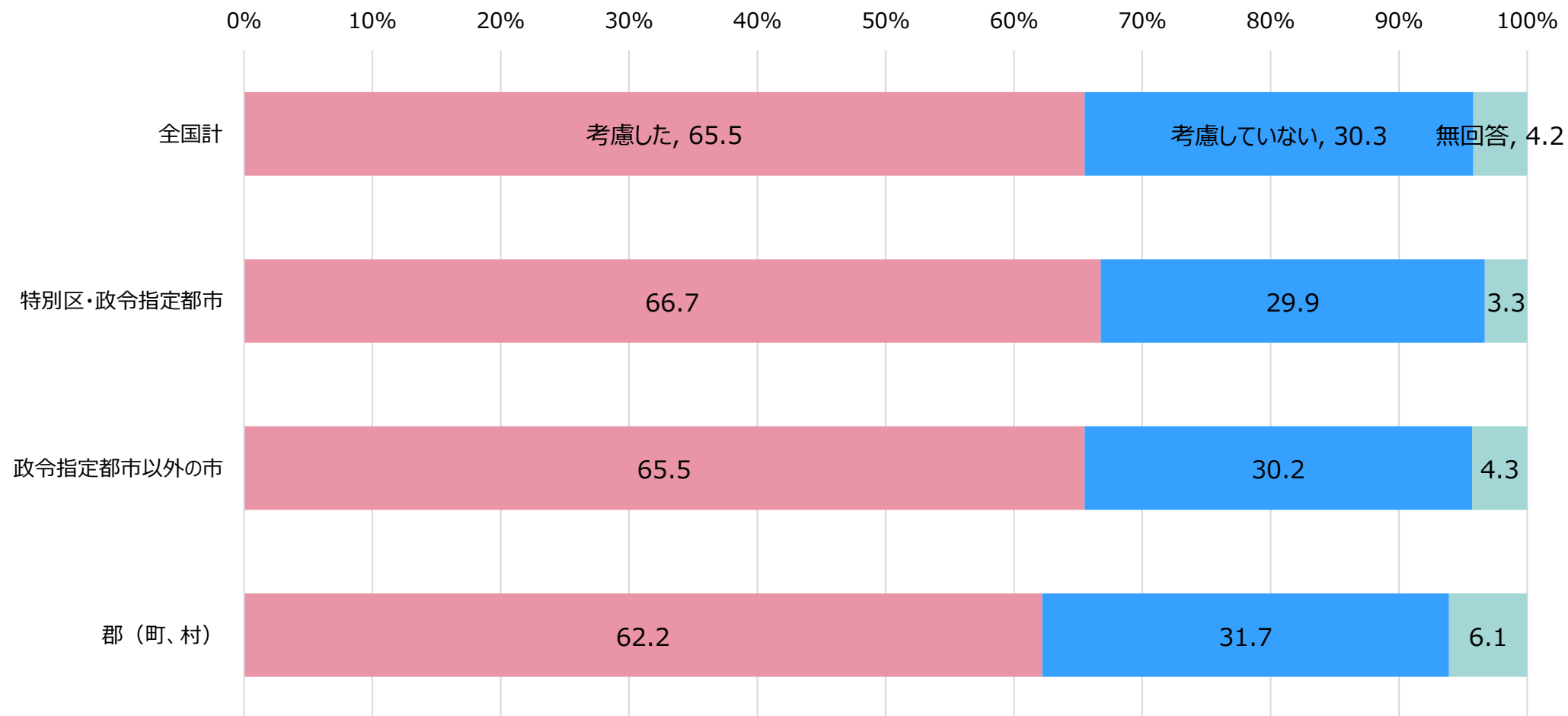
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

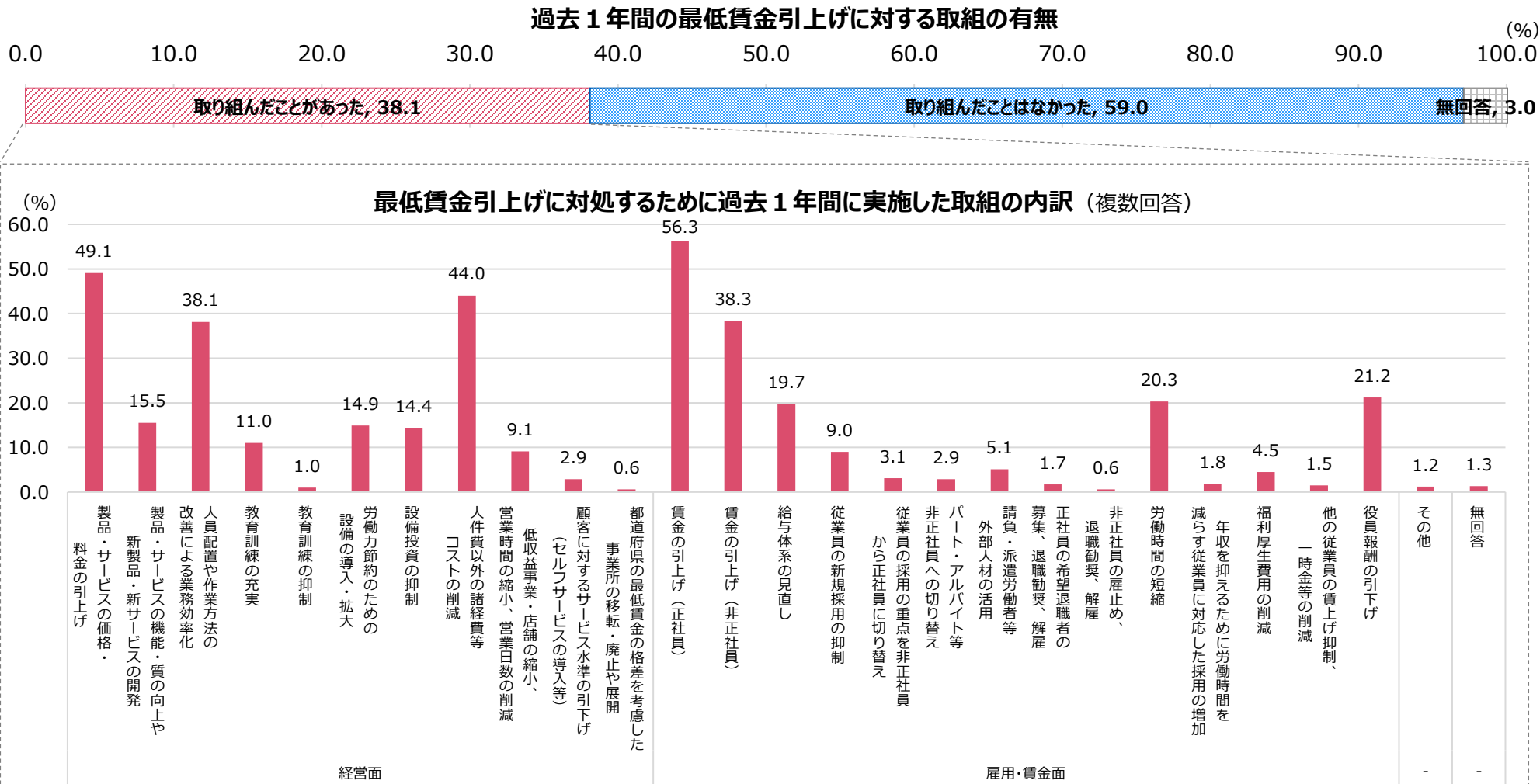
賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。



(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

過去1年間に、最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は38.1%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

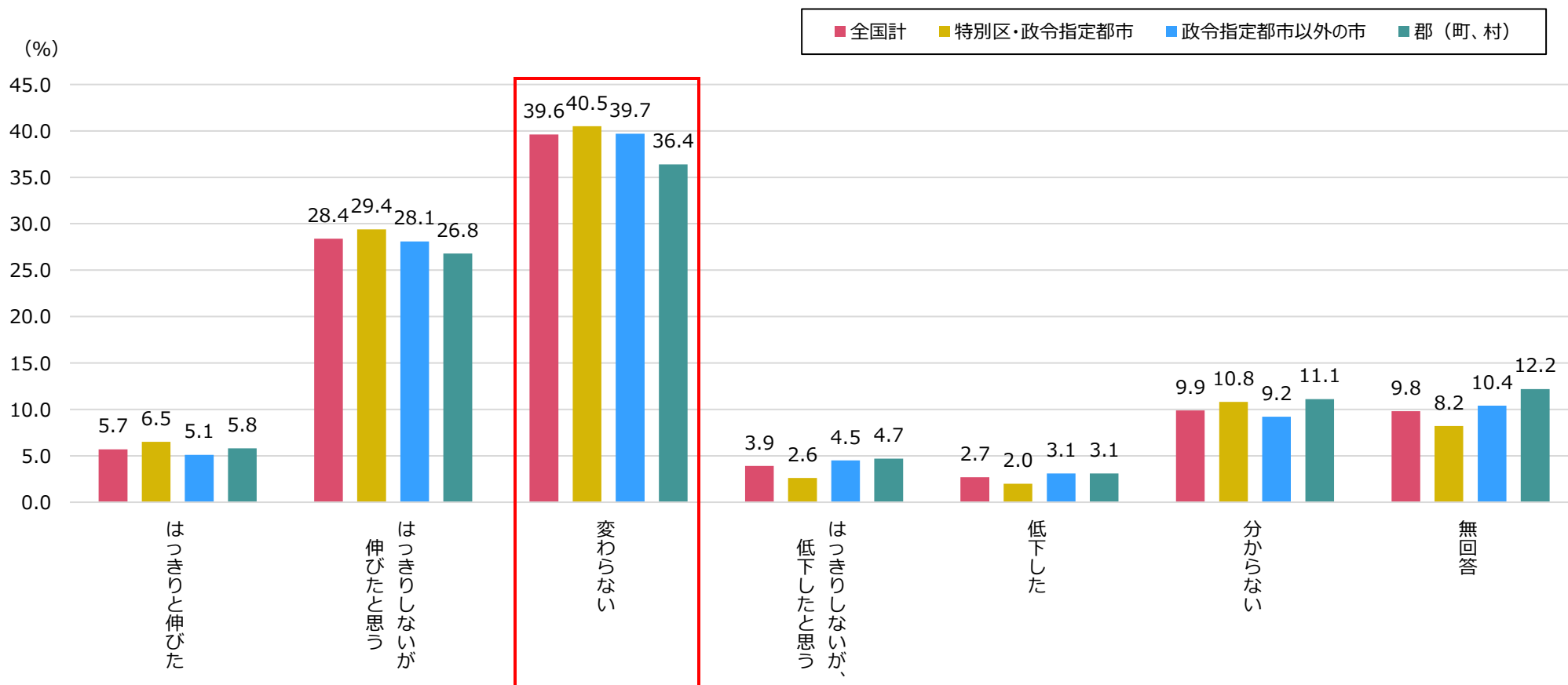


(注) 上図は集計対象企業（8,754社）、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（3,589社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

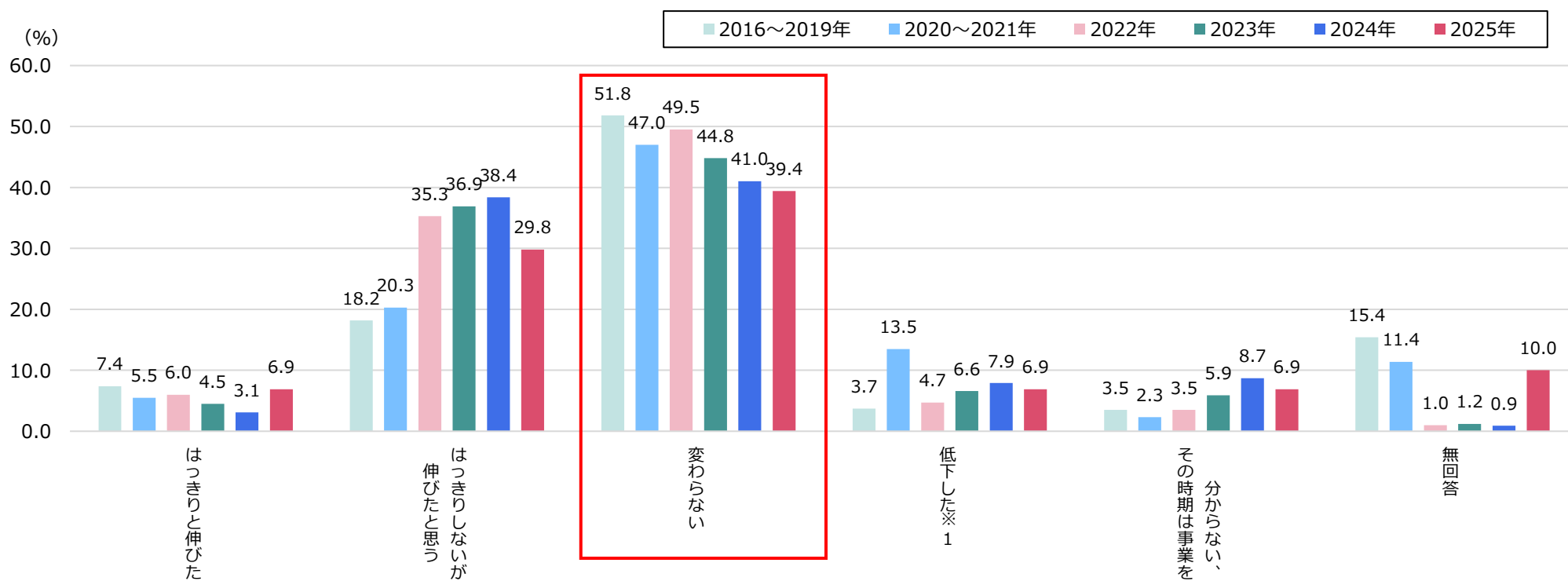


(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2025年調査:3,589社)について集計。
本心が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多いが、2023年以降、その割合は低下している。2025年は「はっきりしないが伸びたと思う」の割合も低下している。一方、「はっきりと伸びた」の割合が上昇しており、2016～2019年に次ぐ水準となっている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年～2025年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年～2025年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業(1,450社)のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業

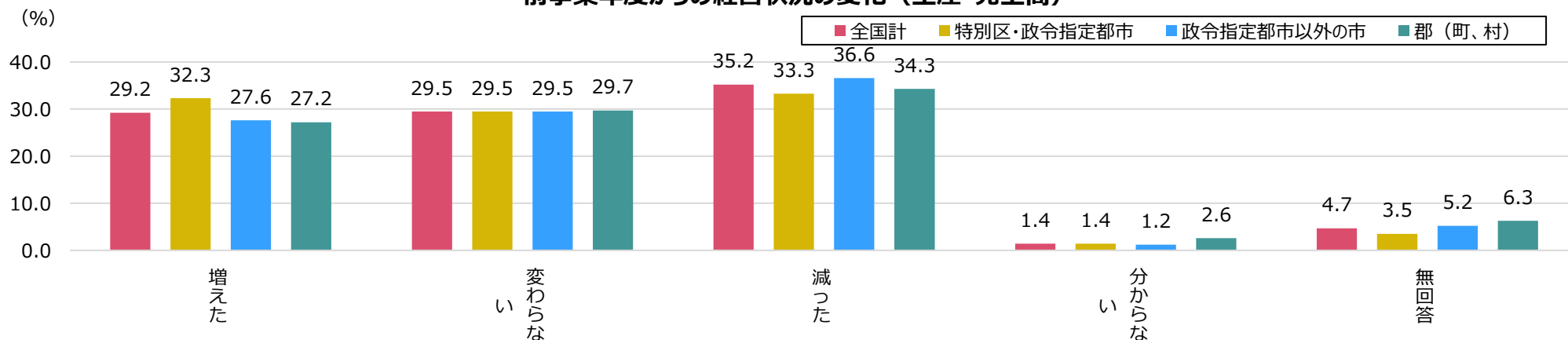
(2025年調査: 601社、2024年調査: 708社、2023年調査: 735社、2022年調査: 523社、2021年調査: 819社)について集計。

本心が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

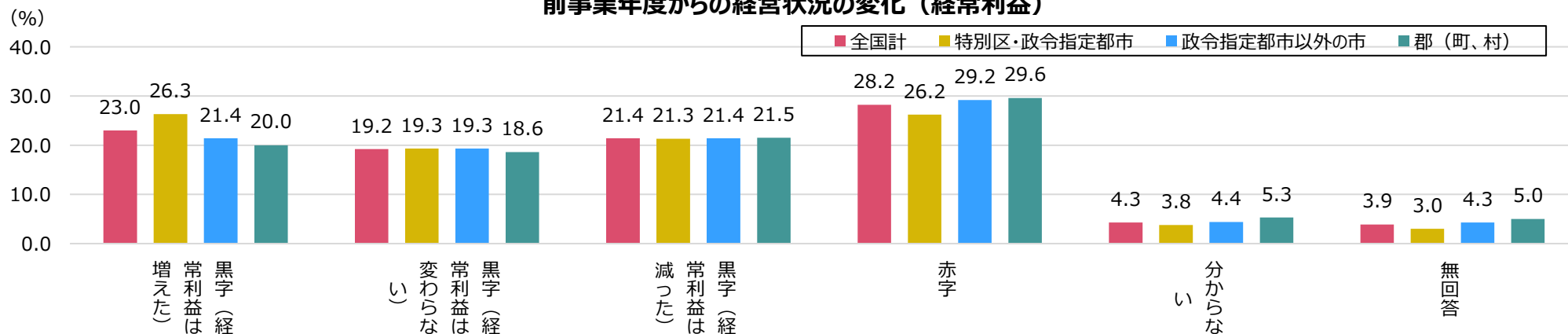
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

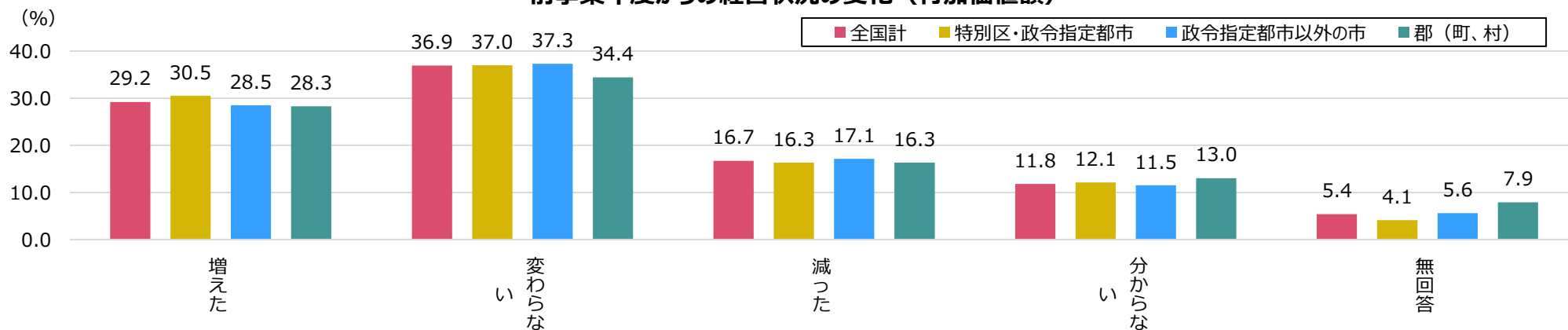


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

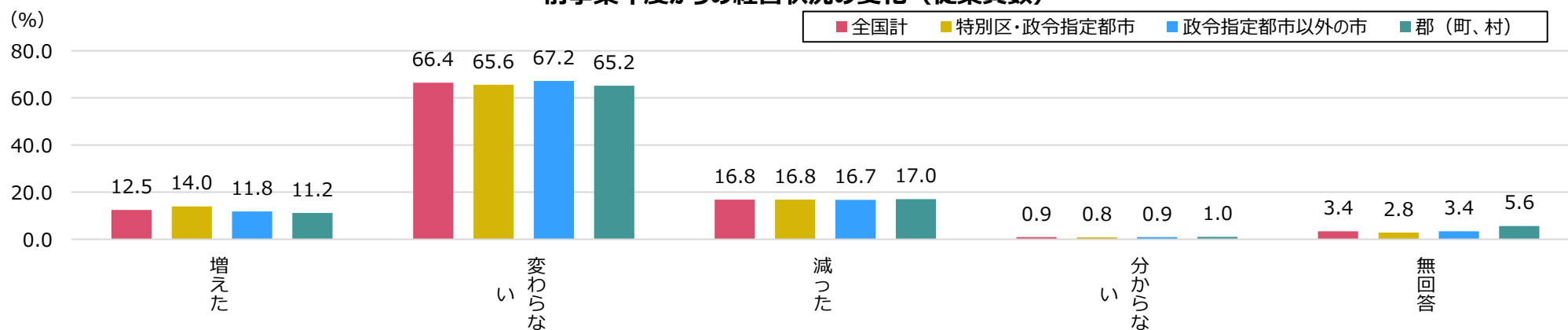
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

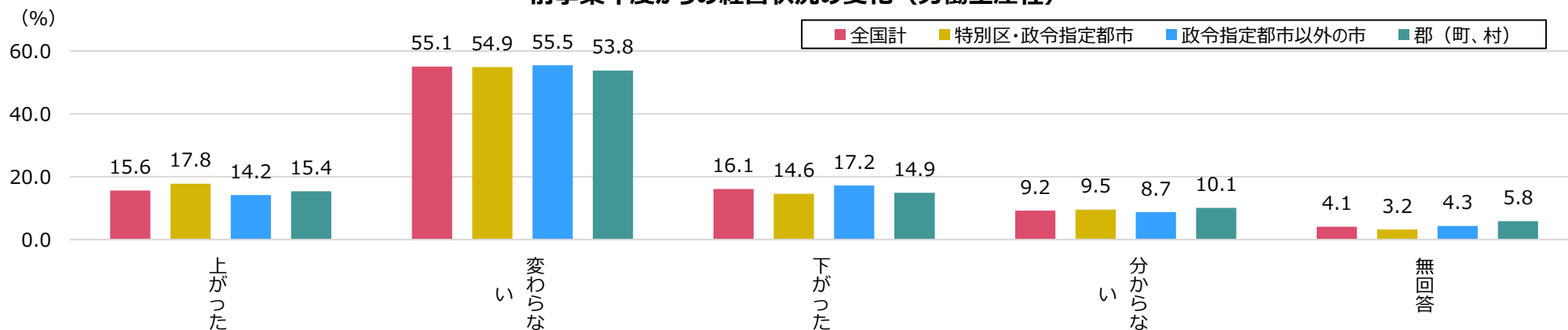


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

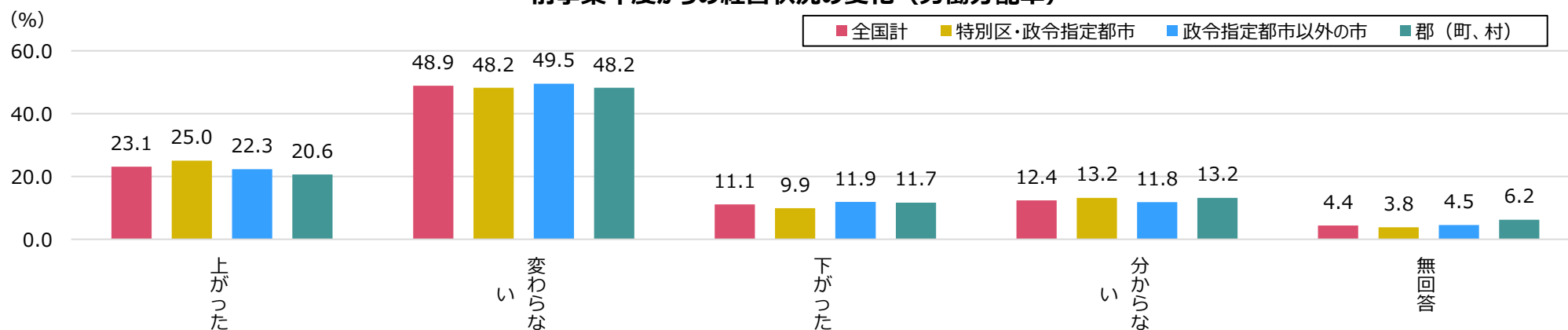
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



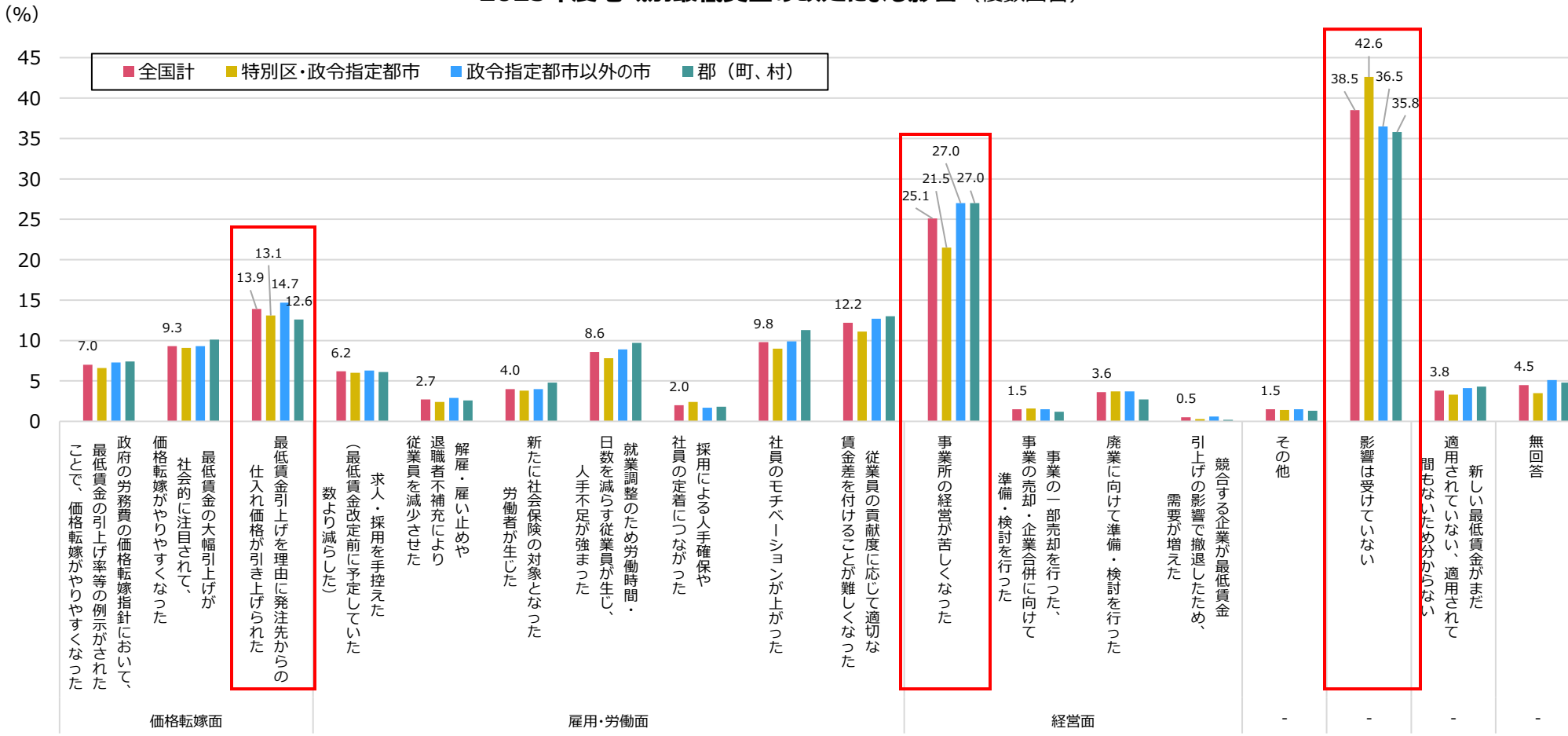
前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）



2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）

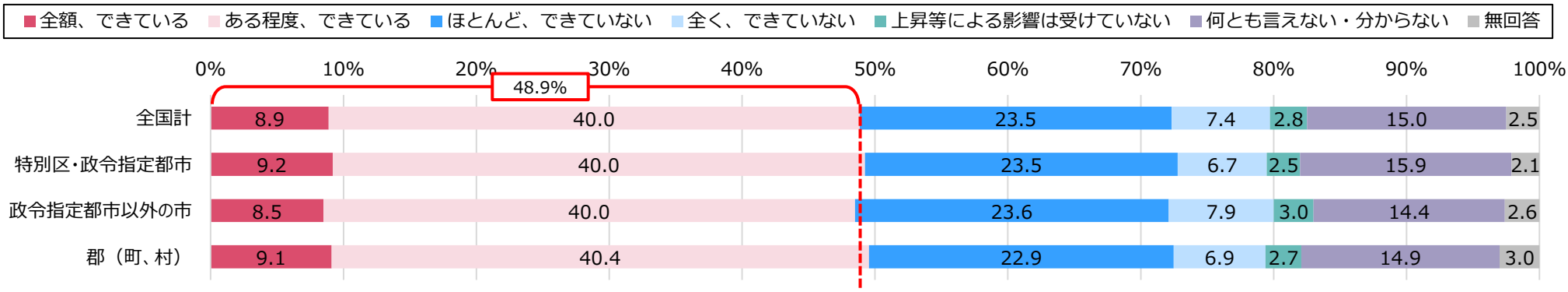


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

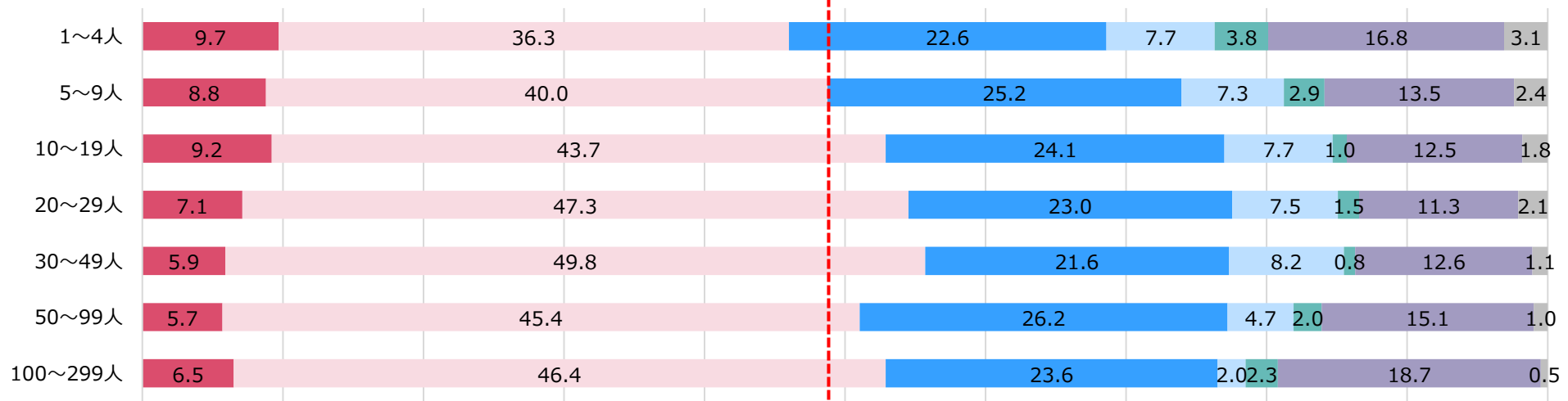
原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、「特別区・政令指定都市」、「政令指定都市以外の市」、「郡（町、村）」でほぼ同じであり、また、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



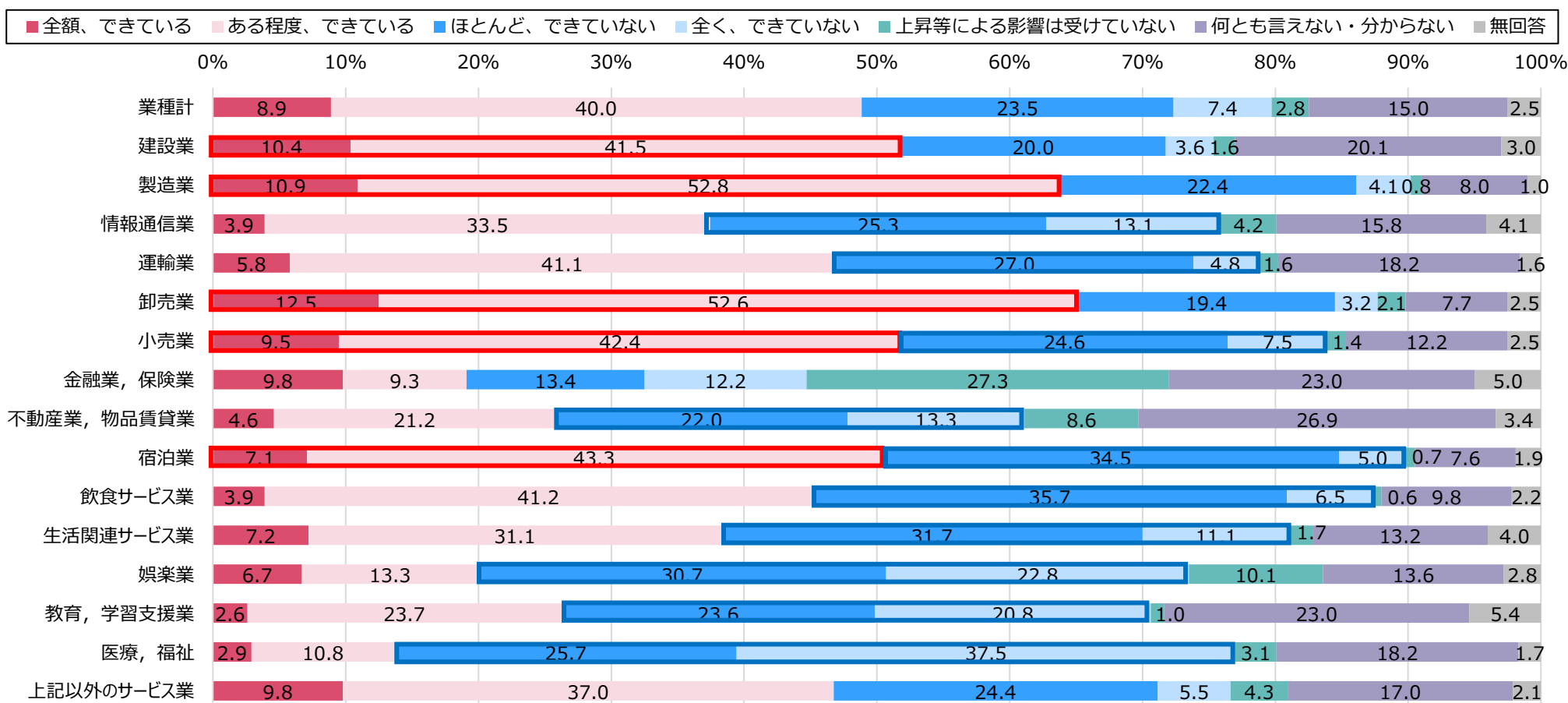
(参考) 従業員規模別



原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（情報通信業、運輸業、小売業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考)業種別

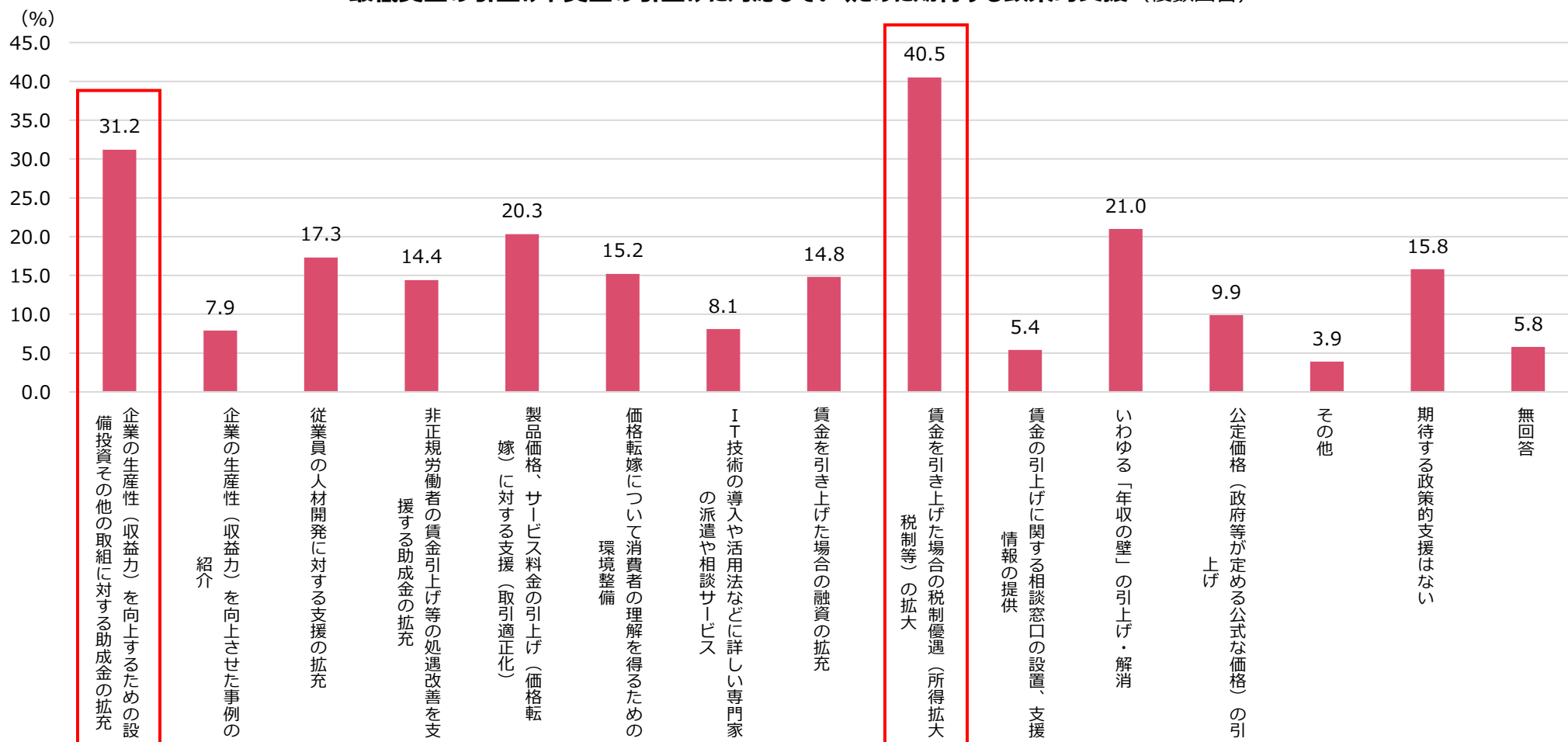


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

最低賃金引上げや賃金の引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が地域別最低賃金の改定や賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げや賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）

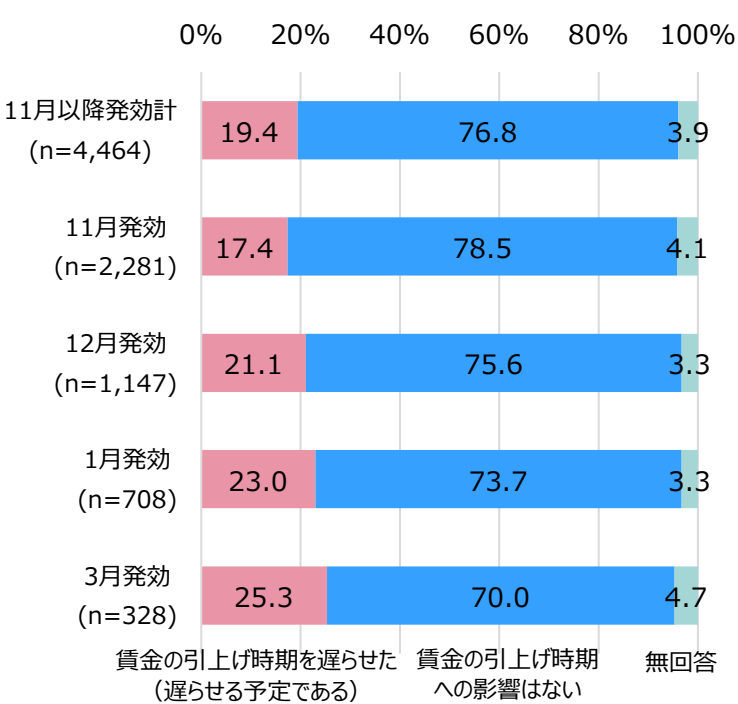


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

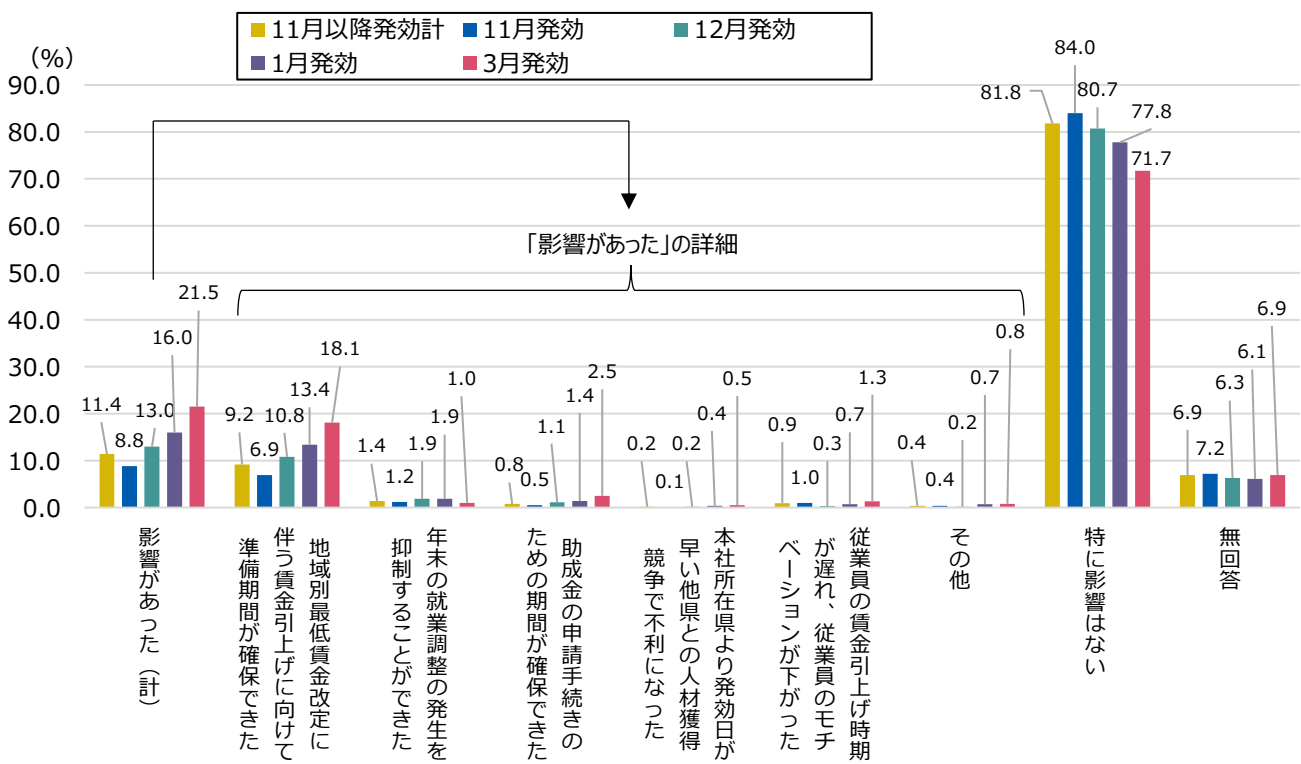
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。何らかの影響があったと回答した中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い
賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要（速報）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

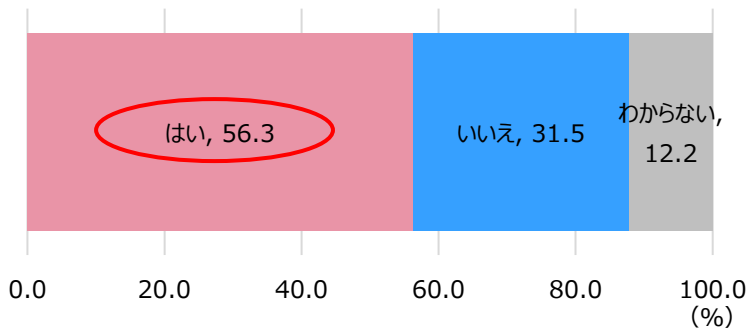
株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や
対応等に関する実態把握のための調査」（2026年）の概要（速報）

調査の概要	実施機関	株式会社クロスマーケティング（厚生労働省委託事業）								
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2026年調査」と表記） なお、株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）は、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2025年調査」と表記）								
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。） ※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。								
	調査方法	WEB上でのモニター調査								
	調査期間	2026年5月1日～15日								
集計対象者数等	集計対象者数	集計対象者数：4,033人								
	集計対象者の主な属性	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】				
			復元前	復元後		復元前	復元後		復元前	復元後
		男性	1,194人	824人	29歳以下	207人	671人	Aランク	1,318人	1,437人
	女性	2,839人	2,176人	30～39歳	875人	298人	Bランク	1,871人	1,266人	
	合計	4,033人	3,000人	40～49歳	706人	441人	Cランク	844人	297人	
				50～59歳	985人	611人	合計	4,033人	3,000人	
				60歳以上	1,260人	979人				
				合計	4,033人	3,000人				
		※ 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとにしつつ、Bランクのうち福島県・群馬県・徳島県、Cランクのうち秋田県・熊本県・大分県の各県が勤務地である者についてはサンプル数が多くなるよう、各属性毎の目標回答数を設定。集計に際しては、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性別の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック、復元後の全体回答数は3,000人）を行った。								
	備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和8年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。								

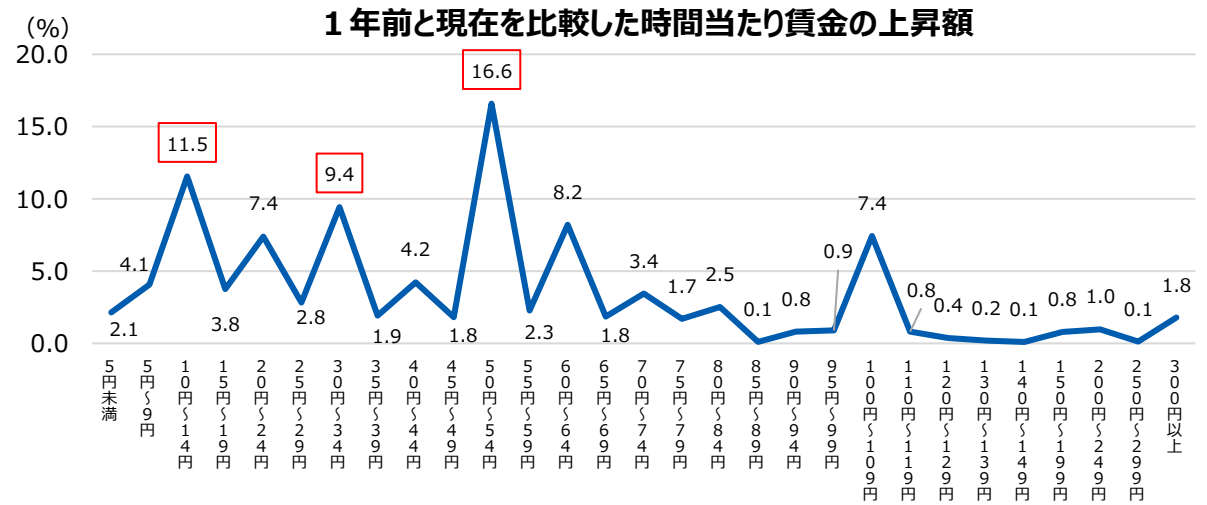
過去 1 年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額、上昇した理由

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去 1 年以内に時間当たり賃金が増えたのは56.3%であり、賃金増上額は「50～54円」（16.6%）、「10～14円」（11.5%）、「30～34円」（9.4%）の順に多くなっている。また、時間当たり賃金が増えた理由は、「最低賃金が上がったから」（80.3%）が最も多くなっている。

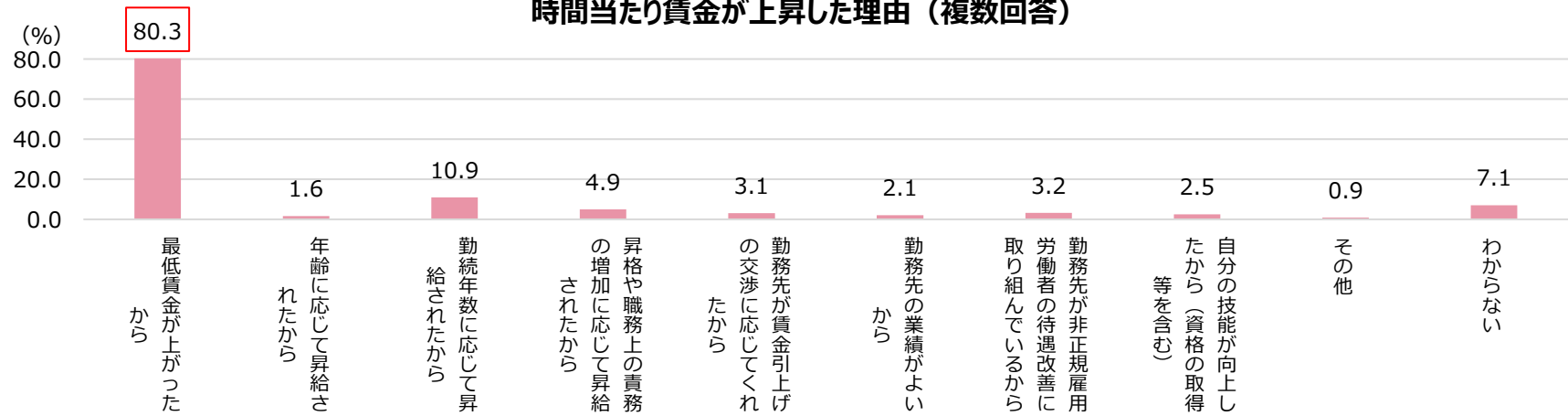
過去 1 年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



1 年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



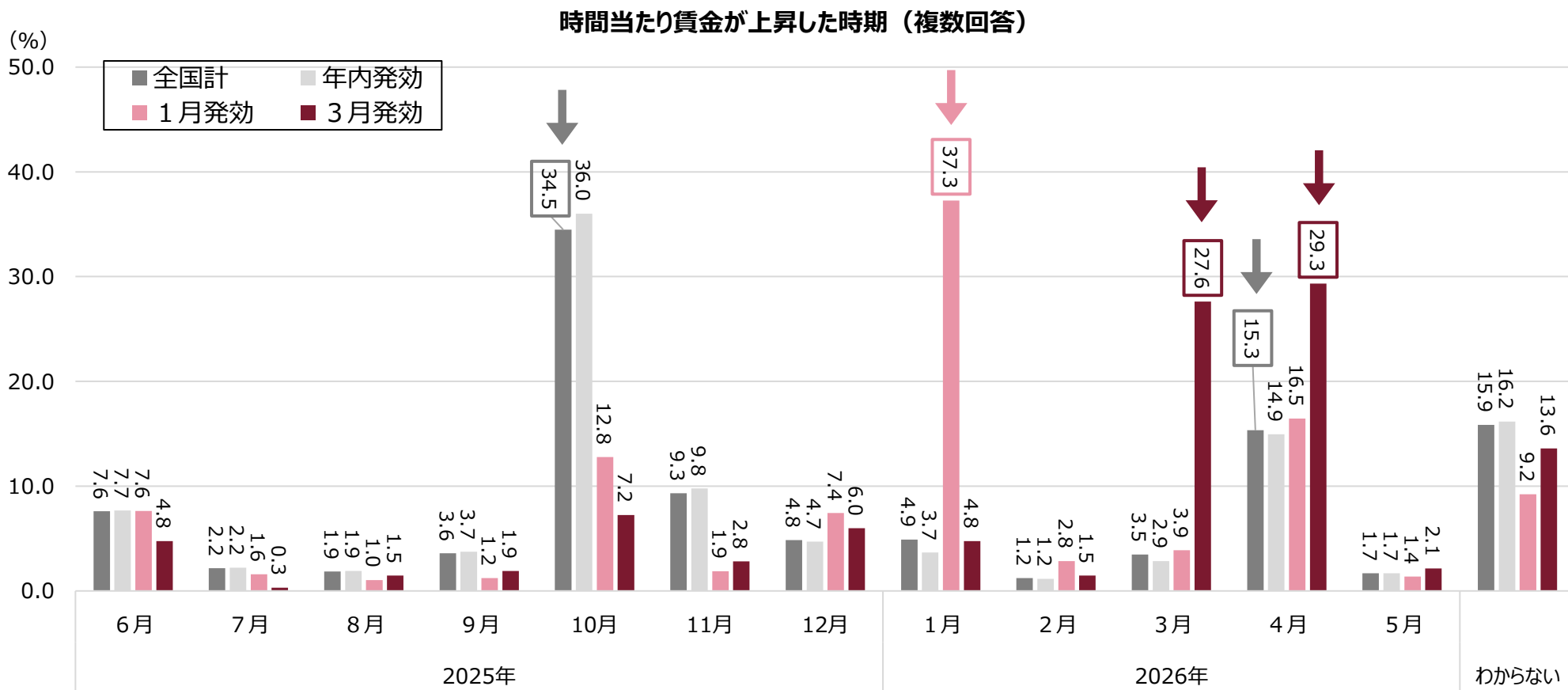
時間当たり賃金が増えた理由（複数回答）



（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
賃金増上額及び賃金が増えた理由は、有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去 1 年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



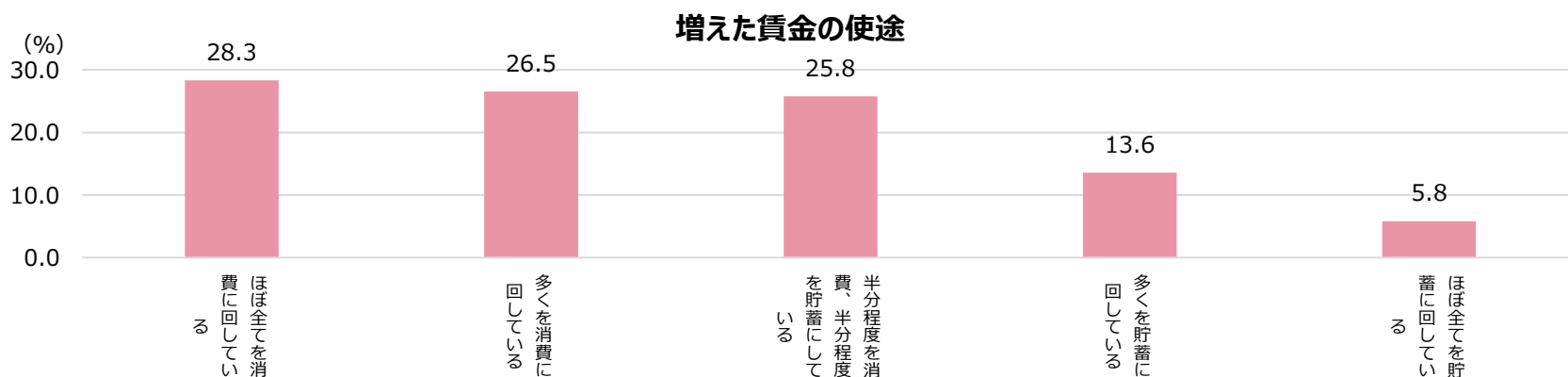
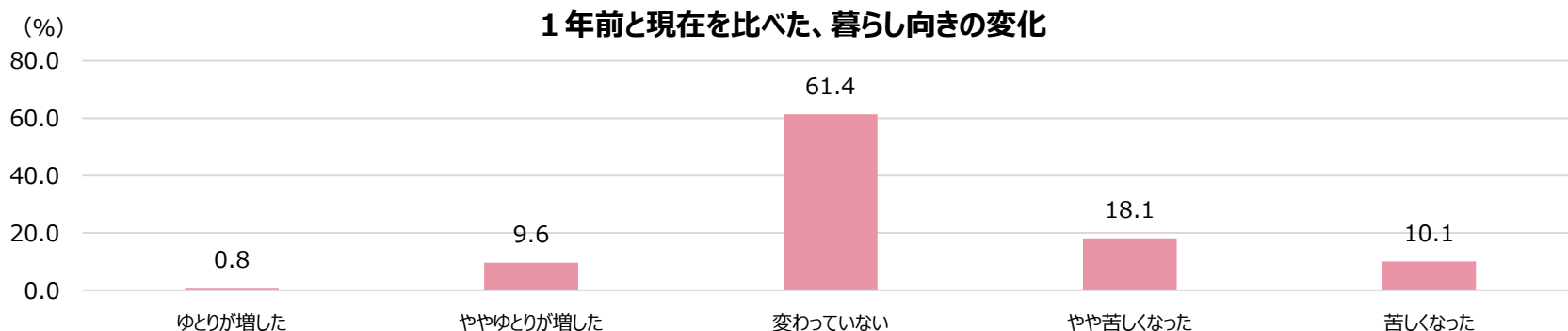
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。

有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。

過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。

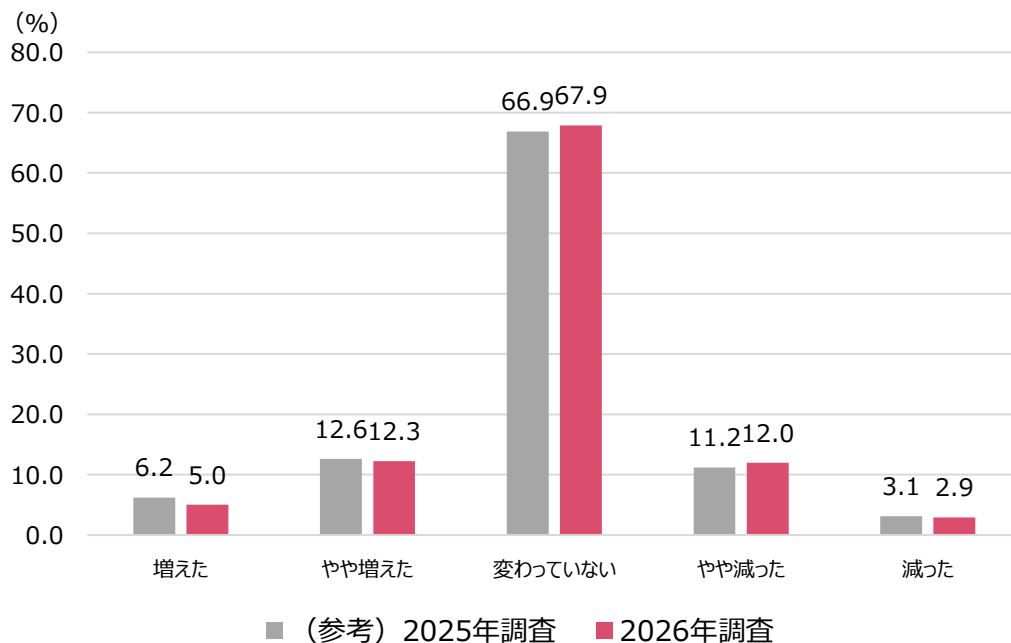
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

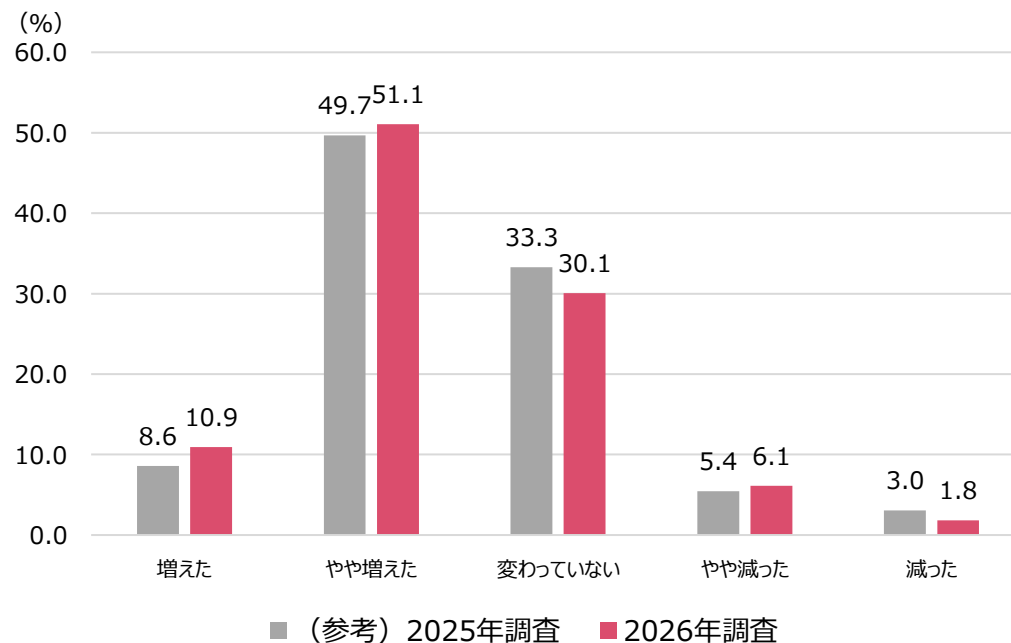
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の労働時間及び賃金の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の变化を聞いたところ、「変わっていない」が67.9%と最も多く、2025年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計62.0%、「変わっていない」が30.1%、「やや減った」「減った」が計7.9%となっており、2025年調査の結果（「増えた」「やや増えた」が計58.2%）と比べて、「増えた」または「やや増えた」者の割合がやや高くなった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減



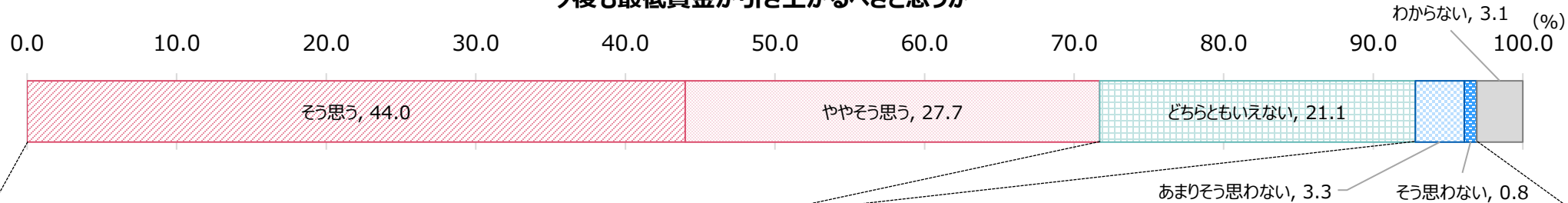
(注) 2026年調査については、調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：有効回答数3,000人中1,214人、2026年調査：復元後の有効回答者数2,990人中1,351人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

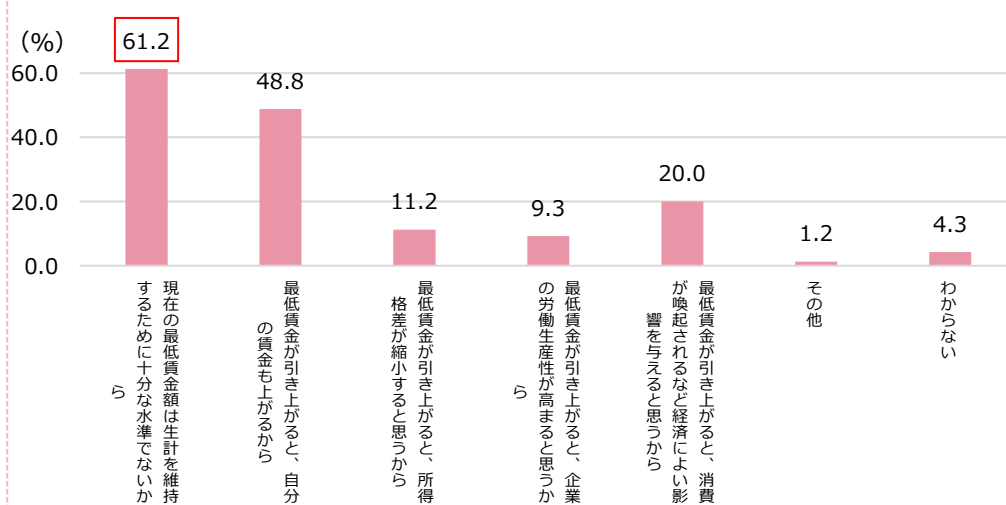
今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計71.7%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計4.1%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が61.2%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」（41.1%）を除くと、「最低賃金が引き上がると、物価が上昇するなど経済に悪い影響を与えると思うから」が20.1%と最も多くなっている。

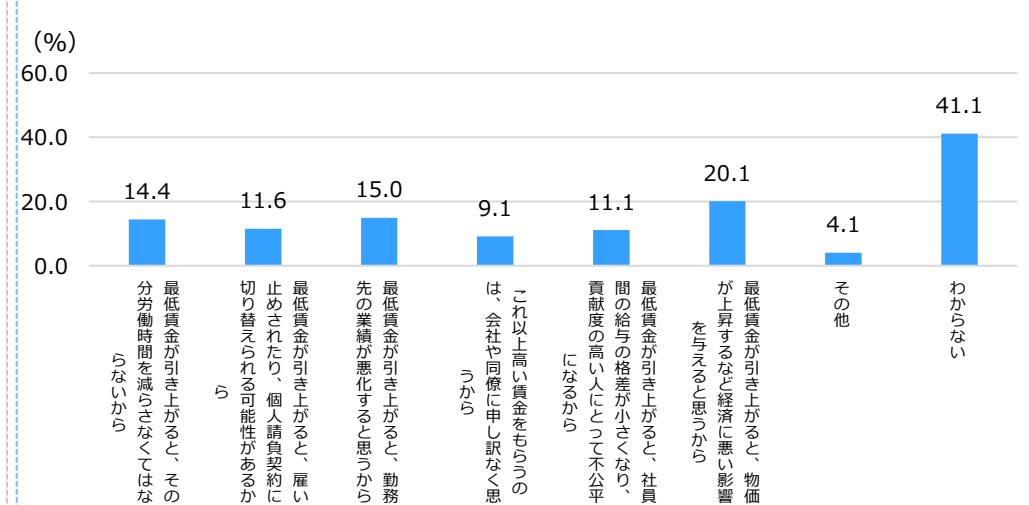
今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由（複数回答）



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由（複数回答）

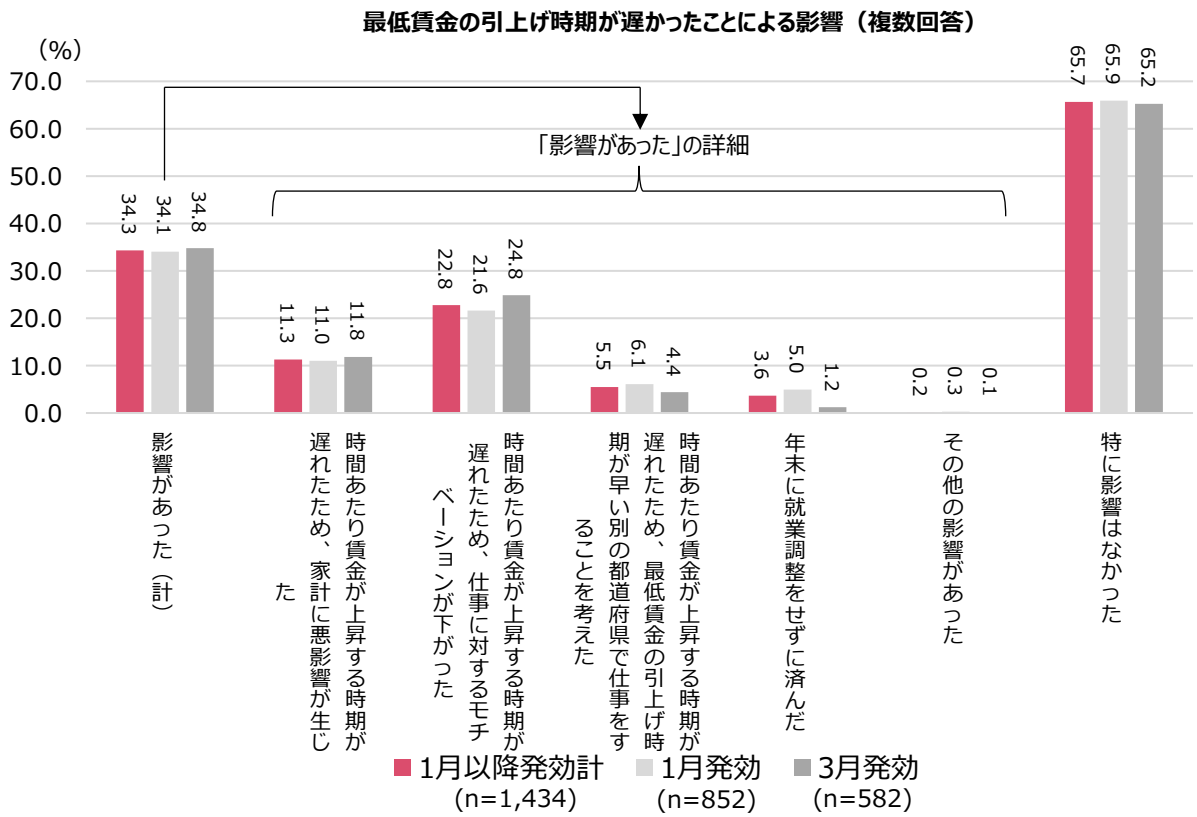
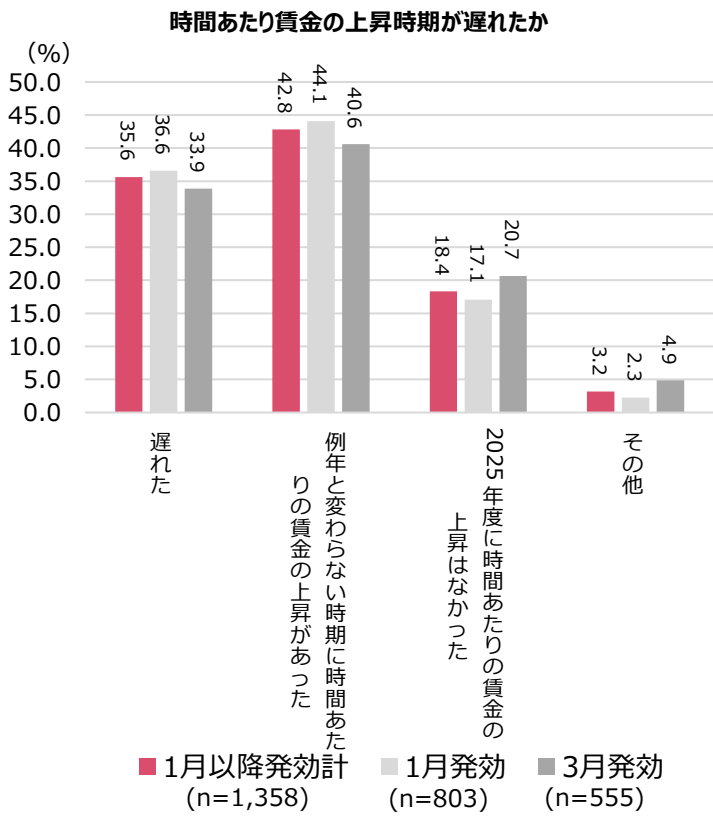


（注）今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者（復元後3,000人）について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者（復元後2,151人）、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者（復元後123人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足上げた際に、実際の集計結果を足上げた数値とグラフ上の数値を足上げた数値が一致しない場合がある。

最低賃金の引上げ時期が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。



(注) 2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。()内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したもの。